

# 第3回幕別町議会定例会

## 議事日程

平成17年第3回幕別町議会定例会  
(平成17年9月2日 9時57分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条，第11条）  
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名  
9番 小田良一 10番 前川雅志 11番 杉山晴夫
- 日程第2 会期の決定 9月2日～9月22日（21日間）  
（諸般の報告）
- 日程第3 行政報告（町長）
- 日程第4 承認第4号 専決処分した事件の承認について  
（平成17年度幕別町一般会計補正予算（第2号））
- 日程第5 議案第48号 幕別町・忠類村合併協議会の廃止について
- 日程第6 議案第49号 町の区域の設定について
- 日程第7 議案第50号 幕別町忠類地域住民会議条例
- 日程第8 議案第51号 幕別町忠類地域定住促進条例
- 日程第9 議案第52号 幕別町公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例
- 日程第10 議案第53号 幕別町助役定数条例
- 日程第11 議案第54号 幕別町まちづくり基金条例
- 日程第12 議案第55号 幕別町忠類ナウマン象記念館条例
- 日程第13 議案第56号 幕別町寿の家条例
- 日程第14 議案第57号 幕別町趣味の作業所条例
- 日程第15 議案第58号 幕別町へき地保健福祉館条例
- 日程第16 議案第59号 幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例
- 日程第17 議案第60号 幕別町役場支所及び出張所設置条例
- 日程第18 議案第61号 幕別町公告式条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第62号 幕別町名誉町民条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第63号 幕別町表彰条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第64号 幕別町監査委員条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第65号 政治倫理の確立のための幕別町長の資産等の公開に関する条例の一部  
を改正する条例
- 日程第23 議案第66号 幕別町まちづくり町民参加条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第67号 幕別町行政手続条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第68号 幕別町行政区設置条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第69号 幕別町行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第70号 幕別町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第71号 幕別町情報公開条例の一部を改正する条例
- 日程第29 議案第72号 幕別町個人情報保護条例の一部を改正する条例

日程第30	議案第73号	幕別町職員定数条例の一部を改正する条例
日程第31	議案第74号	幕別町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例
日程第32	議案第75号	職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
日程第33	議案第76号	職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
日程第34	議案第77号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
日程第35	議案第78号	職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例
日程第36	議案第79号	職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例
日程第37	議案第80号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
日程第38	議案第81号	幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第39	議案第82号	幕別町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
日程第40	議案第83号	幕別町特別会計条例の一部を改正する条例
日程第41	議案第84号	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例
日程第42	議案第85号	幕別町財政調整基金条例の一部を改正する条例
日程第43	議案第86号	幕別町減債基金条例の一部を改正する条例
日程第44	議案第87号	幕別町土地開発基金条例の一部を改正する条例
日程第45	議案第88号	幕別町税条例の一部を改正する条例
日程第46	議案第89号	固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
日程第47	議案第90号	幕別町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例
日程第48	議案第91号	幕別町手数料条例の一部を改正する条例
日程第49	議案第92号	幕別町行政財産使用料条例の一部を改正する条例
日程第50	議案第93号	幕別町立学校設置条例の一部を改正する条例
日程第51	議案第94号	幕別町学校給食センター条例の一部を改正する条例
日程第52	議案第95号	幕別町立学童保育所条例の一部を改正する条例
日程第53	議案第96号	幕別町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例
日程第54	議案第97号	幕別町図書館条例の一部を改正する条例
日程第55	議案第98号	幕別町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第56	議案第99号	幕別町スポーツセンター条例の一部を改正する条例
日程第57	議案第100号	幕別町働く婦人の家条例の一部を改正する条例
日程第58	議案第101号	幕別町母と子の家条例の一部を改正する条例
日程第59	議案第102号	忠類村の編入に伴う収入証紙による収入の方法等に係る経過措置に関する条例
日程第60	議案第103号	幕別町忠類へき地保育所条例
日程第61	議案第104号	幕別町居宅サービス事業の実施に関する条例
日程第62	議案第105号	幕別町忠類ふれあいセンター福寿条例
日程第63	議案第106号	幕別町忠類診療所及び歯科診療所条例
日程第64	議案第107号	幕別町防災行政無線施設条例
日程第65	議案第108号	幕別町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
日程第66	議案第109号	幕別町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例
日程第67	議案第110号	幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第68	議案第111号	幕別町狂犬病予防法に基づく手数料条例の一部を改正する条例
日程第69	議案第112号	幕別町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例
日程第70	議案第113号	幕別町子育て支援センター条例の一部を改正する条例
日程第71	議案第114号	幕別町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例
日程第72	議案第115号	幕別町総合介護条例の一部を改正する条例

日程第73	議案第116号	幕別町介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例
日程第74	議案第117号	幕別町敬老祝金条例の一部を改正する条例
日程第75	議案第118号	幕別町老人医療費助成条例の一部を改正する条例
日程第76	議案第119号	幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
日程第77	議案第120号	幕別町障害者福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例
日程第78	議案第121号	幕別町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
日程第79	議案第122号	幕別町畜犬取締及び野犬掃とう条例の一部を改正する条例
日程第80	議案第123号	幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
日程第81	議案第124号	幕別町生活環境改善設備資金貸付条例の一部を改正する条例
日程第82	議案第125号	幕別町墓地条例の一部を改正する条例
日程第83	議案第126号	幕別町国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第84	議案第127号	幕別町交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例
日程第85	議案第128号	幕別町民交通災害救済条例の一部を改正する条例
日程第86	議案第129号	幕別町乳幼児対策審議会条例を廃止する条例
日程第87	議案第130号	幕別町交通安全対策会議条例を廃止する条例
日程第88	議案第131号	幕別町農業集落排水事業償還基金条例
日程第89	議案第132号	忠類村の編入に伴う幕別町の区域内の過疎地域とみなされる区域における固定資産税の課税の特例に関する条例
日程第90	議案第133号	幕別町スキー場条例
日程第91	議案第134号	幕別町アルコ236条例
日程第92	議案第135号	忠類村の編入に伴う農業経営自立安定資金の利子補給等に係る経過措置に関する条例
日程第93	議案第136号	幕別町忠類物産センター条例
日程第94	議案第137号	幕別町農業集落排水処理施設設置条例
日程第95	議案第138号	幕別町農業集落排水処理施設管理条例
日程第96	議案第139号	幕別町農業委員会条例
日程第97	議案第140号	幕別町営牧場条例
日程第98	議案第141号	幕別町中小企業融資に関する条例の一部を改正する条例
日程第99	議案第142号	幕別町企業開発促進条例の一部を改正する条例
日程第100	議案第143号	幕別町新規就農者の育成に関する条例の一部を改正する条例
日程第101	議案第144号	幕別町国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例
日程第102	議案第145号	幕別町北海道営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例
日程第103	議案第146号	幕別町有林野部分林設定条例の一部を改正する条例
日程第104	議案第147号	幕別町火入れに関する条例の一部を改正する条例
日程第105	議案第148号	幕別町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例
日程第106	議案第149号	幕別町普通河川管理条例の一部を改正する条例
日程第107	議案第150号	幕別町公営住宅管理条例の一部を改正する条例
日程第108	議案第151号	幕別町町営住宅条例の一部を改正する条例
日程第109	議案第152号	幕別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例
日程第110	議案第153号	幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例
日程第111	議案第154号	幕別町公共下水道条例の一部を改正する条例
日程第112	議案第155号	幕別町水洗便所改造等資金貸付条例の一部を改正する条例
日程第113	議案第156号	幕別町個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第114	議案第157号	幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例
日程第115	議案第158号	幕別町簡易水道設置条例の一部を改正する条例
日程第116	議案第159号	幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
日程第117	議案第160号	幕別町肉用雌牛貸付条例を廃止する条例
日程第118	議案第161号	土木用機械使用料条例を廃止する条例
日程第119	議案第169号	名誉町民の決定について
日程第120	請願第1号	国の季節労働者冬季援護制度の存続・拡充に関する請願
日程第121	陳情第5号	紙オムツ用に町指定のゴミ袋の支給を求める陳情書

# 会 議 録

平成17年第3回幕別町議会定例会

1. 開催年月日 平成17年9月2日
2. 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
3. 開会・開議 9月2日 9時57分宣告
4. 応集議員 全議員
5. 出席議員 (22名)  
議長 本保証喜  
副議長 額額太郎
  - 1 豊島善江
  - 2 中橋友子
  - 3 野原恵子
  - 4 牧野茂敏
  - 5 前川敏春
  - 6 助川順一
  - 7 堀川貴庸
  - 8 乾 邦広
  - 9 小田良一
  - 10 前川雅志
  - 11 杉山晴夫
  - 12 佐々木芳男
  - 13 古川 稔
  - 14 坂本 偉
  - 15 芳滝 仁
  - 16 中野敏勝
  - 17 永井繁樹
  - 18 伊東昭雄
  - 19 千葉幹雄
  - 20 大野和政
6. 地方自治法第121条の規定による説明員  
町 長 岡田和夫 助 役 西尾 治 収 入 役 金子隆司  
教 育 長 沢田治夫 総務部長 菅 好弘 企画室長 佐藤昌親  
民生部長 新屋敷清志 経済部長 中村忠行 建設部長 高橋政雄  
教育部長 藤内和三 札内支所長 本保 武 総務課長 川瀬俊彦  
企画室参事 羽磨知成 企画室参事 飯田晴義 会計課長 堂前芳昭  
水道課長 橋本孝男 糠内出張所長 中川輝彦 監査事務局長 森 広幸  
町民課長 田村修一 商工観光課長 熊谷直則 税務課長 前川満博  
保健福祉センター所長 久保雅昭 給食センター所長 仲上雄治 土木課長 佐藤和良  
車両センター所長 森範康 都市計画課長 田中光夫 学校教育課長 八代芳雄  
生涯学習課長 長谷 繁 図書館長 平野利夫 都市計画課長 小野典昭  
土地改良課長 角田和彦 農業委員会局長 飛田 栄 経済部参事 古川耕一  
教育委員長 辺見政孝 代表監査 市川富美男 農業委員会委員長 上田健治
7. 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 高橋平明 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭
8. 議会提出議案  
請願第1号 国の季節労働者冬季援護制度の存続・拡充に関する請願  
陳情第5号 紙オムツ用に町指定のゴミ袋の支給を求める陳情書
9. 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
10. 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
9番 小田良一 10番 前川雅志 11番 杉山晴夫

# 議事の経過

(平成 17 年 9 月 2 日 9:57 開会・開議)

## [開会・開議宣告]

- 議長（本保証喜） ただいまから、平成 17 年第 3 回幕別町議会定例会を開会いたします。  
これより本日の会議を開きます。

## [議事日程]

- 議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

## [会議録署名議員の指名]

- 議長（本保証喜） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員に、9 番小田議員、10 番前川雅志議員、11 番杉山議員を指名いたします。

## [会期の決定]

- 議長（本保証喜） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本定例会の会期は、本日から 9 月 22 日までの 21 日間といたしたいと思えます。  
これにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)  
○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日から 9 月 22 日までの 21 日間と決定いたしました。

## [諸般の報告]

- 議長（本保証喜） この際、諸般の報告をいたします。  
監査委員から、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定による、例月出納検査報告書が議長宛に提出されておりますので、お手元に配布してあります。  
後刻ご覧いただきたいと思えます。

## [行政執行方針]

- 議長（本保証喜） 日程第 3、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。  
岡田町長。  
○町長（岡田和夫） 平成 17 年第 3 回町議会定例会が開催されるに当たり、日ごろより町政各般にわたってお寄せいただいております、議員各位の温かいご指導・ご協力に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げますとともに、当面する町政の執行につきまして、ご報告をさせていただきます。  
本年も、10 月 1 日に 109 年目の開町記念日を迎えるに当たり、偉大な先人たちが理想郷の実現を目指し、不撓不屈の精神を持って本町発展の礎を築かれたご遺徳を偲びますとともに、町民各位の限らない郷土愛により本町が着々と発展を続けておりますことに、深甚なる経緯と感謝を捧げるものであります。  
例年、開町記念日に本町の功労者を顕彰させていただいておりますが、昨日、表彰者選考委員会から頂きました答申を尊重し、12 名の方を顕彰させていただくことといたしました。  
永年にわたり農業委員会委員として本町の自治振興の分野においてご功績のありました、軍岡の泉和雄さん、大豊の小林信治さん、五位の村田辰三さんの 3 名の方に自治功労賞を。

また、本町嘱託医師及び学校保健指導医として保健衛生の向上の分野においてご功績のありました、本町の一宮昌三さん、錦町の景山倫照さん。

民生児童委員として地域福祉の向上にご貢献いただきました軍岡の土井洋子さん、故人とされましたが、五位の宮本敬治さん。

さらには、消防団員として消防行政の分野においてご功績のありました、札内中央町の早苗誠治さん、南町の阿部勝利さん、錦町の早津邦男さん、駒島の森原久雄さん、以上8名の方に社会功労賞をお贈りさせていただくことといたしました。

また、農業共済組合役員や農業委員会委員として本町の農業振興の分野においてご功績のありました、日新の安彦芳一さんに産業功労賞をお贈りさせていただくことといたしました。

受賞されます皆さんの永年にわたるご功績に対しまして心から敬意を表しますとともに、感謝を申し上げる次第であります。

次に、市町村合併について申し上げます。

本年3月15日に、忠類村との合併に関わります廃置分合申請書を北海道知事に提出させていただいたところですが、その後、北海道におきましては、7月1日に道議会の議決、同月8日に知事決定が行われ、同日付で総務大臣への届出がなされたところであります。

これを受け、国におきましては、先月19日付けの官報で総務省告示がなされ、両町村議会の議決から始まりました一連の法的手続が、全て完了することとなったものであります。

一方、新町のスタートに向けましては、例規の整備や事務事業の細部の調整を進めているところですが、今議会におきまして、合併協議会の廃止、町の区域の設定に関する議案のほか、合併協議の集大成ともいえます条例の制定改廃、補正予算などの合併関連議案を提出させていただいたところであります。

引き続き、来年2月6日の新幕別町のスタートに向け、準備に万全を期してまいりたいと考えているところであります。

次に、アスベスト対策について申し上げます。

アスベストにつきましては、安価で耐熱性が強いという特性から、これまで建材などを中心に幅広く利用されてきたところですが、癌の一種である「悪性中皮腫」という病気を引き起こすおそれがあるということで、大きな社会問題となっているところであります。

国におきましては、昭和50年に「特定化学物質等障害予防規則」に基づき、アスベストの吹き付けを原則禁止し、平成16年には、アスベスト含有製品の製造、輸入及び使用を禁止したところあります。

さらに、本年7月1日には、「石綿障害予防規則」を施行し、アスベストを使用している建築物への対策等を定めたところあります。

本町の公共施設におけるアスベストの使用状況につきましては、これまでの新聞報道等でご承知のことと思いますが、4カ所の施設でアスベストが使用されております。いずれにおいても、既に「囲い込み」工事等を実施し、アスベストが飛散しない措置をとってきたところあります。

また、本年8月には、これら施設内の大気測定検査を実施いたしました。アスベストの飛散状況を調査いたしました結果、いずれの施設におきましても、国が定める基準値以下の数値であることを確認したところあります。

なお、本件につきましては、庁舎内に「アスベスト対策会議」を設置したところであり、今後、公共施設の再点検を行うなど、関係各課が一体となって、住民の健康被害の予防と不安の解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、防災対策の推進について申し上げます。

本町においては、これまで、住民の生命と財産を守るため、不時の災害に備える対策に取り組んできたところですが、このたび、災害時の対応策の強化という観点から、幕別建設業協会及び町内にあるコンビニエンスストア9店と災害時あるいは災害のおそれがある場合にご協力を頂く協定を

締結させていただきました。

幕別建設業協会とは、災害に備えた排水ポンプなどの機器設置の支援、地震や大雨時におけるパトロールの協力を、コンビニエンスストアとは、災害に関する情報収集及び伝達の協力を頂く内容であります。

いずれも、町内民間の皆さんのご協力を得て防災対策の充実を図るものであります。

次に、農作物の生育状況について申し上げます。

本年は、平年よりも融雪がやや遅れたことや、5月に入ってから降雪や低温により、一部の作物で初期成育が抑制されたものもありましたが、その後、良好な天候が続き、生育の遅れも順調に回復しているとお聞きいたしているところであります。

主な作物について申し上げますと、まず、小麦につきましては、既に収穫作業を終えておりますが、倒伏により多少の品質の低下が心配されるものの、収穫量は昨年並みの反当たり10俵程度が見込まれているところであります。

また、8月15日現在の作況調査によりますと、豆類が2、3日の遅れ、馬鈴薯が2日遅れとなっておりますが、長いも、ごぼうは1日から3日早い状況で、生育につきましては牧草など一部にやや不良の作物が見られるものの、全体的には平年並みが見込まれ、今後も各作物の収穫作業が順調に進み、豊穡の秋となることを願っているところであります。

次に、公共工事の発注状況について申し上げます。

8月末現在におけます公共工事の発注済額は22億3,600万円で、率にいたしますと81%ほどとなっております。

建築工事関係におきましては、旭町団地公営住宅建設工事と札内駅南北線のエレベーター棟上屋工事など主要工事の発注を終えたところであります。

また、土木工事関係におきましては、豊岡ゴミ処理場適正閉鎖工事、札内西大通特殊改良工事、上水道第3次拡張工事、幕別簡易水道工事のほか雨水・汚水の下水道工事や町村合併に関連いたします地域インターネット基盤整備工事など順調に発注を進めてきたところであります。

今後の発注では、札内鉄道沿線通及び札内4線の道路工事、幕別大樹線雨水幹線工事のほか駒畠簡易水道工事などを予定いたしており、引き続き早期発注と適期発注に意を用いながら、安全な工事の遂行に万全を期してまいりたいと考えております。

以上、当面する諸問題等につきまして、ご報告をさせていただきましたが、議員の皆さまには、引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願いを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（本保証喜） これで行政報告は、終わりました。

#### [議案審議]

○議長（本保証喜） 日程第4、承認第4号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 承認第4号、専決処分した事件の承認につきまして、ご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分させていただきましたので報告し承認を求めようとするものでございます。

専決処分の内容につきましては、平成17年度幕別町一般会計補正予算であります。

専決処分の月日につきましては、平成17年8月9日でございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。

平成17年度幕別町一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,486万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128億1,000万3,000円と定めるものでございます。



補正後の款項等の区分につきましては、3ページ、4ページでございます第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

最初に歳出でございますが、7ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費、4項選挙費、3目衆議院議員選挙費、902万4,000円の追加でございます。

主な補正内容といたしましては、投票事務等に係る人件費として、報酬ほか次のページになりますが、各種消耗品、入場券の送付にかかります郵便料あるいは委託料といたしまして、ポスターの掲示板の設置委託料、備品購入費といたしまして、記載台等の選挙用備品の購入にかかわる経費でございます。

次、9ページでございますが、12款職員費、1項職員給与費、1目職員給与費、583万9,000円の追加であります。

職員の時間外勤務手当であります。

次に、歳入でございますが、5ページをお開きいただきたいと思います。

16款道支出金、3項道委託金、1目総務費委託金、1,429万4,000円の追加であります。内容につきましては、衆議院議員選挙費道委託金であります。

次のページであります。20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、56万9,000円の追加であります。前年度繰越金であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

承認のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり承認されました。

#### [一括議題・委員会付託]

○議長（本保証喜） 日程第5、議案第48号、幕別町・忠類村合併協議会の廃止についてから、日程第118、議案第161号、土木用機械使用料条例を廃止する条例の114議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第48号、「幕別町・忠類村合併協議会の廃止について」から議案第161号、「土木用機械使用料条例を廃止する条例」までの114議案につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

これら114議案につきましては、すべて、忠類村との合併に関連するものでございますが、このうち、議案第50号から議案第161号までの112議案につきましては、合併協議の結果に基づき、条例の整備を行おうとするものであります。

なお、条例の整備に当たりましては、条項の整理や表現の明確化、統一化など、条例の体裁を整えるための改正を併せて行っておりますので、あらかじめご理解を賜りたいと思います。

それでは、議案書に従い、1ページの議案第48号から順次、ご説明を申し上げます。

議案第48号、「幕別町・忠類村合併協議会の廃止について」につきましては、合併期日の前日、すなわち、平成18年2月5日をもちまして、幕別町・忠類村合併協議会を廃止しようとするものでございます。

次に、議案第49号、「町の区域の設定について」につきましては、編入する忠類村の区域を、本町

の町の区域として設定しようとするものでありますが、区域につきましては、市街地は現在の行政区の区域に従い、市街地以外につきましては字の区域に従って画することとし、名称につきましては、行政区名又は字の名称に「忠類」を冠することとするものでございます。

議案第 50 号、「幕別町忠類地域住民会議条例」につきましては、合併協議に基づく地域自治組織といたしまして、編入前の忠類村の区域に、附属機関たる地域住民会議を設置しようとするものでございます。

続きまして、議案第 51 号、「幕別町忠類地域定住促進条例」につきましては、忠類村で実施しております定住促進に係る奨励措置につきましては、引き続き平成 18 年 3 月 31 日まで実施するため、条例を設けようとするものでございます。

次に、議案第 52 号、「幕別町公平委員会の委員のサービスの宣誓に関する条例」につきましては、公平委員会委員のサービスの宣誓に関しまして、忠類村の例により、明文の規定を設けようとするものでございます。

続きまして、議案第 53 号、「幕別町助役定数条例」につきましては、1 期 4 年間、忠類地域担当助役を置くため、助役の定数条例を設けようとするものであります。

次に、議案第 54 号、「幕別町まちづくり基金条例」につきましては、合併後のまちづくりに充てるため、2 町村が所有する一般会計に属する基金のうち、財政調整基金、減債基金及び土地開発基金を除く基金と、忠類村が所有する特別会計に属する基金のうち、新町として設置を要しない基金の一つに統合し、新たな基金を設置しようとするものでございます。

次に、議案第 55 号、「幕別町忠類ナウマン象記念館条例」、さらには、議案第 56 号、「幕別町寿の家条例」、議案第 57 号、「幕別町趣味の作業所条例」及び議案第 58 号、「幕別町へき地保健福祉館条例」につきましては、忠類村に設置されております忠類ナウマン象記念館、寿の家、趣味の作業所及びへき地保健福祉館を、それぞれ本町の公の施設として設置しようとするものであります。

続きまして、議案第 59 号、「幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」につきましては、平成 15 年の地方自治法の改正により、公の施設の管理委託制度に代わり、指定管理者制度が創設され、現に公の施設の管理を公共的団体に委託している場合においては、平成 18 年 9 月 1 日までに指定管理者制度に移行するか、又は直営によることとされたところでありますが、忠類村におきましては、『アルコ 2 3 6』と『忠類物産センター』の二つの施設の管理を第三セクターであります、株式会社忠類振興公社に委託をしておりますことから、指定管理者制度への移行を図るため、指定の手続等に関する条例を設けようとするものでございます。

続きまして、議案第 60 号、「幕別町役場支所及び出張所設置条例」につきましては、忠類村の区域を所管区域とする忠類総合支所の設置について、定めようとするものでございます。

続きまして、議案第 61 号、「幕別町公告式条例の一部を改正する条例」、議案第 62 号、「幕別町名誉町民条例の一部を改正する条例」、議案第 63 号、「幕別町表彰条例の一部を改正する条例」及び議案第 64 号、「幕別町監査委員条例の一部を改正する条例」につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を定めようとするものであります。

次に、議案第 65 号、「政治倫理の確立のための幕別町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、忠類村の例により、閲覧の対象を拡大しようとするものであります。

続きまして、議案第 66 号、「幕別町まちづくり町民参加条例の一部を改正する条例」、議案第 67 号、「幕別町行政手続条例の一部を改正する条例」、議案第 68 号、「幕別町行政区設置条例の一部を改正する条例」及び議案第 69 号、「幕別町行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例」につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を定めようとするものでございます。

次に、議案第 70 号、「幕別町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例」につきましては、忠類村に設置されておりますコミュニティセンターを、本町の公の施設として設置しようとするものでありますが、これに併せ、忠類村条例との調整を図るべく条項の整理を行おうとするものであります。

次に、議案第 71 号、「幕別町情報公開条例の一部を改正する条例」及び議案第 72 号、「幕別町個人情報保護条例の一部を改正する条例」につきましては、指定管理者に関する規定を加えるとともに、忠類村の編入に伴う経過措置を定めようとするものでございます。

議案第 73 号、「幕別町職員定数条例の一部を改正する条例」につきましては、忠類村の職員が引き続き本町の職員となりますことから、定数の見直しを行おうとするものであります。

議案第 74 号、「幕別町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例」、議案第 75 号、「職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例」、議案第 76 号、「職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例」、さらには、議案第 77 号、「職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例」、議案第 78 号、「職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例」、議案第 79 号、「職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第 80 号、「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、すべて忠類村の編入に伴う経過措置を定めようとするものであります。

続きまして、議案第 81 号、「幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、忠類村の例により、懲戒処分を受けた者に対する期末・勤勉手当の支給制限と在職中の行為に係る刑事事件に関し起訴され判決が確定しない者等に対する期末・勤勉手当の一時差止に関する規定を加えるとともに、忠類村の編入に伴う経過措置を定めようとするものでありますが、併せて、特地勤務手当及び宿日直手当の規定の見直しを行おうとするものでございます。

議案第 82 号、「幕別町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を定めようとするものであります。

議案第 83 号、「幕別町特別会計条例の一部を改正する条例」につきましては、忠類村で独自に設置されている特別会計や、法令により設置が義務付けられている特別会計を含めまして、合併時に本町に置かれる全ての特別会計を規定することとするともに、忠類村の編入に伴う経過措置を定めようとするものでございます。

議案第 84 号、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例」、議案第 85 号、「幕別町財政調整基金条例の一部を改正する条例」、議案第 86 号、「幕別町減債基金条例の一部を改正する条例」及び議案第 87 号、「幕別町土地開発基金条例の一部を改正する条例」につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を定めようとするものであります。

議案第 88 号、「幕別町税条例の一部を改正する条例」につきましては、入湯税の課税免除の規定を見直すとともに、忠類村の編入に伴う経過措置を定めようとするものであります。

議案第 89 号、「固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を定めようとするものでございます。

議案第 90 号、「幕別町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、延滞金、罰則等の規定を見直すとともに、忠類村の編入に伴う経過措置を定めようとするものでございます。

議案第 91 号、「幕別町手数料条例の一部を改正する条例」につきましては、地籍調査成果や地番図等に係る手数料を見直すとともに、忠類村の編入に伴う経過措置を定めようとするものでございます。

議案第 92 号、「幕別町行政財産使用料条例の一部を改正する条例」につきましては、忠類村の例により、消費税に係る規定を追加するとともに、忠類村の編入に伴う経過措置を定めようとするものであります。

議案第 93 号、「幕別町立学校設置条例の一部を改正する条例」につきましては、忠類小学校及び忠類中学校を、それぞれ本町の小学校及び中学校として設置しようとするものであります。

議案第 94 号、「幕別町学校給食センター条例の一部を改正する条例」につきましては、忠類学校給食センターを本町の学校給食センターとして設置するとともに、これに伴いまして『幕別町学校給食センター』を『幕別町幕別学校給食センター』に名称を改めようとするものであります。

議案第 95 号、「幕別町立学童保育所条例の一部を改正する条例」につきましては、『ちゅうるい学

童保育所』を本町の学童保育所として設置するとともに、忠類村の編入に伴う経過措置を定めようとするものであります。

議案第 96 号、「幕別町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例」につきましては、委員の定数を見直すものであります。

議案第 97 号、「幕別町図書館条例の一部を改正する条例」につきましては、忠類村のふれあいセンター福寿内にあります図書室を、本町の図書館忠類分館として設置しようとするものであります。

議案第 98 号、「幕別町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、忠類村のプールと野球場を本町の体育施設として設置するとともに、条例の体裁を整えるため、条項の整理を行おうとするものであります。

議案第 99 号、「幕別町スポーツセンター条例の一部を改正する条例」につきましては、忠類体育館を本町の体育施設として設置するとともに、忠類村の編入に伴う経過措置を定めようとするものであります。また、これに併せまして、武道館に係る規定を本条例に統合し、条項の整理を行おうとするものであります。

議案第 100 号、「幕別町働く婦人の家条例の一部を改正する条例」につきましては、附属機関たる運営委員会を廃止し、近隣センターに準じた管理体制に移行することとし、これに伴う公の施設の条例としての体裁、条文構成に改めようとするものであります。

議案第 101 号、「幕別町母と子の家条例の一部を改正する条例」につきましては、忠類村の中当母と子の家を本町の公の施設として設置するとともに、忠類村の編入に伴う経過措置を定めようとするものでありますが、先にご説明いたしました寿の家、へき地保健福祉館など、類似する公の施設の条例との統一を図るため、これらの条例に準じた体裁、条文の構成に改めようとするものであります。

続きまして、議案第 102 号、「忠類村の編入に伴う収入証紙による収入の方法等に係る経過措置に関する条例」につきましては、忠類村のごみ処理手数料に係る収入証紙による収入の方法に関し、平成 17 年度末まで引き続き、従前どおりの取扱いができるよう、経過措置を設けようとするものであります。

議案第 103 号、「幕別町忠類へき地保育所条例」につきましては、忠類へき地保育所を本町の保育所として設置しようとするものであります。

議案第 104 号、「幕別町居宅サービス事業の実施に関する条例」につきましては、忠類村が実施しております通所介護等の居宅介護サービスについて、合併後におきましても引き続き実施するため、実施方法、利用料等の定めを設けようとするものであります。

議案第 105 号、「幕別町忠類ふれあいセンター福寿条例」につきましては、総合的な保健福祉施設であります、忠類ふれあいセンター福寿を本町の公の施設として設置しようとするものであります。

議案第 106 号、「幕別町忠類診療所及び歯科診療所条例」につきましては、忠類診療所及び忠類歯科診療所を本町の診療所及び歯科診療所として設置しようとするものであります。

議案第 107 号、「幕別町防災行政無線施設条例」につきましては、忠類村の防災行政無線施設を本町の防災行政無線施設として設置しようとするものであります。

続きまして、議案第 108 号、「幕別町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第 109 号、「幕別町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例」につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を定めようとするものでございます。

議案第 110 号、「幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきましては、納期を改めるとともに、忠類村の編入に伴う経過措置を定めようとするものでございます。

議案第 111 号、「幕別町狂犬病予防法に基づく手数料条例の一部を改正する条例」及び議案第 112 号、「幕別町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を定めようとするものでございます。

議案第 113 号、「幕別町子育て支援センター条例の一部を改正する条例」につきましては、忠類子育て支援センターを本町の子育て支援センターとして設置するとともに、忠類村の編入に伴う経過措

置を定めようとするものであります。

議案第 114 号、「幕別町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例」につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を定めるものでございます。

議案第 115 号、「幕別町総合介護条例の一部を改正する条例」につきましては、介護保険を補完する施策に忠類村が実施している事業を追加するとともに、忠類村の編入に伴う経過措置を定めようとするものでございます。

次に、議案第 116 号、「幕別町介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例」、議案第 117 号、「幕別町敬老祝金条例の一部を改正する条例」、議案第 118 号、「幕別町老人医療費助成条例の一部を改正する条例」、議案第 119 号、「幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」、議案第 120 号、「幕別町障害者福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例」、議案第 121 号、「幕別町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第 122 号、「幕別町畜犬取締及び野犬掃とう条例の一部を改正する条例」につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を定めようとするものであります。

議案第 123 号、「幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、廃棄物減量等推進審議会委員の増員、排出禁止物に関する規定の追加を行うとともに、忠類村の編入に伴う経過措置を定めようとするものであります。

議案第 124 号、「幕別町生活環境改善設備資金貸付条例の一部を改正する条例」につきましては、延滞金に関する規定等を改めるものであります。

議案第 125 号、「幕別町墓地条例の一部を改正する条例」につきましては、忠類墓地を本町の墓地として設置するとともに、忠類村の編入に伴う経過措置を定めようとするものであります。

議案第 126 号、「幕別町国民健康保険条例の一部を改正する条例」につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を定めようとするものでございます。

議案第 127 号、「幕別町交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例」につきましては、交通安全指導員の定数を増員し、任期に関する規定を整理するとともに、忠類村の編入に伴う経過措置を定めようとするものであります。

議案第 128 号、「幕別町民交通災害救済条例の一部を改正する条例」につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を定めようとするものであります。

議案第 129 号、「幕別町乳幼児対策審議会条例を廃止する条例」及び議案第 130 号、「幕別町交通安全対策会議条例を廃止する条例」につきましては、合併協議に基づき、審議会等を廃止しようとするものであります。

議案第 131 号、「幕別町農業集落排水事業償還基金条例」につきましては、忠類村の農業集落排水事業償還基金を本町の基金として設置しようとするものであります。

議案第 132 号、「忠類村の編入に伴う幕別町の区域内の過疎地域とみなされる区域における固定資産税の課税の特例に関する条例」につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の規定により、過疎地域とみなされる編入前の忠類村の区域において、製造業等を営む者が工場等を新設又は増設した場合における、固定資産税の課税の特例を定めようとするものであります。

議案第 133 号、「幕別町スキー場条例」につきましては、忠類村の白銀台スキー場を本町の公の施設として設置しようとするものでありますが、これに併せまして、明野が丘スキー場についても、本条例に定めようとするものでございます。

議案第 134 号、「幕別町アルコ 236 条例」につきましては、忠類村のアルコ 236 を本町の公の施設として設置しようとするものでございます

議案第 135 号、「忠類村の編入に伴う農業経営自立安定資金の利子補給等に係る経過措置に関する条例」につきましては、忠類村農業経営自立安定化資金の融資を受けた者に対する利子補給、損失補償等に関し、平成 20 年 3 月 31 日まで引き続き、従前どおりの取扱いを行うため、経過措置を設けようとするものであります。

議案第 136 号、「幕別町忠類物産センター条例」につきましては、忠類物産センターを本町の公の施設として設置しようとするものであります。

議案第 137 号、「幕別町農業集落排水処理施設設置条例」及び議案第 138 号、「幕別町農業集落排水処理施設管理条例」につきましては、忠類村の農業集落排水処理施設を本町の公の施設として設置するとともに、管理に関する定めを設けようとするものであります。

次に、議案第 139 号、「幕別町農業委員会条例」につきましては、農業委員会等に関する法律の規定により、合併前の区域を区域とする二つの農業委員会を設置し、それぞれの農業委員会における選挙による委員の定数を定めようとするものであります。

議案第 140 号、「幕別町営牧場条例」につきましては、忠類村の五つの牧場を本町の公の施設として設置するとともに、忠類村の編入に伴う経過措置を定めようとするものであります。併せまして、運営委員会に関する規定を追加しようとするものであります。

議案第 141 号、「幕別町中小企業融資に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、設備資金の貸付限度額を拡大するとともに、忠類村の編入に伴う経過措置を定めようとするものであります。

議案第 142 号、「幕別町企業開発促進条例の一部を改正する条例」につきましては、助成の対象となる投資金額の要件を緩和するとともに、忠類村の編入に伴う経過措置を定めようとするものであります。

議案第 143 号、「幕別町新規就農者の育成に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、忠類村条例等との調整を図るべく条項の整理を行うとともに、忠類村の編入に伴う経過措置を定めようとするものであります。

議案第 144 号、「幕別町国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例」、議案第 145 号、「幕別町北海道営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例」、議案第 146 号、「幕別町有林野部分林設定条例の一部を改正する条例」、議案第 147 号、「幕別町火入れに関する条例の一部を改正する条例」につきましては、忠類村の編入に伴う経過措置を定めようとするものであります。

議案第 148 号、「幕別町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第 149 号、「幕別町普通河川管理条例の一部を改正する条例」につきましては、忠類村の例により、消費税に係る規定を追加するとともに、忠類村の編入に伴う経過措置を定めようとするものであります。

議案第 150 号、「幕別町公営住宅管理条例の一部を改正する条例」、議案第 151 号、「幕別町町営住宅条例の一部を改正する条例」及び議案第 152 号、「幕別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例」につきましては、忠類村条例等との調整を図るべく条項の整理を行うとともに、忠類村の編入に伴う経過措置を定めようとするものであります。

議案第 153 号、「幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例」につきましては、忠類村の 4 カ所の公園を本町の公の施設として設置し、忠類村の例により、消費税に係る規定を追加するとともに、忠類村の編入に伴う経過措置を定めようとするものであります。併せまして、本年新たに開設する公園の追加等を行おうとするものであります。

議案第 154 号、「幕別町公共下水道条例の一部を改正する条例」につきましては、忠類村条例等との調整を図るべく条項の整理を行うとともに、使用料の料金表示を外税方式から内税方式、いわゆる総額表示方式に改めようとするものであります。

議案第 155 号、「幕別町水洗便所改造等資金貸付条例の一部を改正する条例」につきましては、忠類村条例等との調整を図るべく条項の整理を行うとともに、忠類村の編入に伴う経過措置を定めようとするものであります。

議案第 156 号、「幕別町個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、忠類村の個別排水処理施設を本町の公の施設として設置し、忠類村条例等との調整を図るべく条項の整理を行うとともに、忠類村の編入に伴う経過措置を定めようとするものであります。

議案第 157 号、「幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例」につきましては、忠類村条例等との調整を図るべく条項の整理を行うとともに、使用料の料金表示を外税方式から内税方式に改めようとするものであります。

議案第 158 号、「幕別町簡易水道設置条例の一部を改正する条例」につきましては、忠類簡易水道を本町の公の施設として設置しようとするものであります。

議案第 159 号、「幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例」につきましては、忠類村条例等との調整を図るべく条項の整理を行い、使用料の料金表示を外税方式から内税方式に改めるとともに、忠類村の編入に伴う経過措置を定めようとするものであります。

議案第 160 号、「幕別町肉用雌牛貸付条例を廃止する条例」及び議案第 161 号、「土木用機械使用料条例を廃止する条例」につきましては、合併協議に基づき、条例を廃止しようとするものであります。

ただいま、ご説明申し上げました、112 条例の施行期日につきましては、特別会計のように、引継予算の補正時に設置が必要となるものなど、一部の例外を除きまして、平成 18 年 2 月 6 日となるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしく、ご審議の程お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、114 議案について一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

ただいま、議題となっております議案第 48 号、「幕別町・忠類村合併協議会の廃止について」から、議案第 161 号、「土木用機械使用料条例を廃止する条例」の 114 議案については、お手元に配布いたしました、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

[請願の付託]

○議長（本保証喜） 日程第 119、請願第 1 号、「国の季節労働者冬季援護制度の存続・拡充に関する請願」を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

中橋議員。

○2 番（中橋友子） 朗読をもって説明に代えさせていただきます。

請願。

幕別町議会議長本保証喜殿。

2005 年 8 月 22 日。

国の季節労働者冬季援護制度の存続・拡充に関する請願。

紹介議員、中橋友子、豊島善江。

請願人。

幕別町札内文京町 33-40、幕別町季節労働者協議会代表 桧森重雄。

請願の趣旨。

国の季節労働者冬季援護制度は、1977 年度に「積雪寒冷地冬期雇用促進給付金」制度として発足して以来、制度の名称や内容の一部が変更されながらも、30 年近くにわたって季節労働者の冬期間の雇用と生活を支える「命綱」として重要な役割を果たしてきました。しかしながら、政府は 2004 年度から現行の「冬期雇用安定奨励金」制度、「冬期技能講習助成給付金」制度について大幅な「見直し」を行うとともに、2006 年度をもってこれらの制度を廃止しようとしています。

国は「政策効果があがっていない」ことを廃止の理由にあげていますが、国の季節労働者冬季援護制度のもとで、制度発足当初は約 30 万人を数えた季節労働者はいま約 16 万人となり、建設業における通年雇用化が進んで、通年雇用の労働者の比率が季節雇用の労働者を上回るようになってきました。

同時に、厳しい自然条件とそれに伴うコスト増という制約もあり、道内の建設投資額が1～3月の第4四半期において大幅に減少する状況は依然として続いており、東北各県と比較しても際立っています。

したがって、相当数の労働者が季節的に失業せざるをえないのが現状です。

また、とりわけ北海道において、長期にわたる不況と景気回復の遅れ、さらに自治体財政の困難の増大によって公共事業の減少が続くなど、雇用情勢は深刻さを増しています。

こうした中で、国が季節労働者冬期援護制度を廃止することは、季節労働者の雇用と生活を根底から脅かすばかりでなく、建設業者をはじめ地域経済にも深刻な影響を与えることは明らかです。国は、季節労働者冬期援護制度を存続し、さらに内容を拡充すべきです。

また、国としても冬期間の雇用の拡大をはじめ、雇用対策を強化する責任があります。

併せて、「季節労働者対策は道政の重要課題」としている高橋はるみ知事が国にむけて制度存続・拡充の要請に全力をあげるとともに、北海道として抜本的な季節労働者対策の強化が求められています。

請願事項。

1、別紙を参考にしていただき、政府にあてて、①国の季節労働者冬期援護制度を存続し拡充すること、②国の発注する公共事業において、冬期の季節労働者の雇用拡大を計るとともに、夏場についても、地元業者が受注できる仕事を増やして雇用対策を強化することを求める要望意見書を提出していただくこと。

2、北海道知事に対し、①国の季節労働者冬期援護制度の存続・拡充のために全力をあげること、②北海道として抜本的な季節労働者対策を強化し、③市町村の行う季節労働者対策の事業に財政的な支援を行うよう要請していただくこと。

以上であります。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、請願第1号に対する質疑を省略し、産業建設常任委員会に付託いたします。

[陳情の付託]

○議長（本保証喜） 次に、日程第120、陳情第5号、「紙オムツ用に町指定のゴミ袋の支給を求める陳情書」は、民生常任委員会に付託いたします。

[休会]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

議事の都合により、明3日から12日までの10日間は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、9月3日から、9月12日までの10日間は休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（本保証喜） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は9月13日、午前10時からであります。

10：53 散会



# 第3回幕別町議会定例会

## 議事日程

平成17年第3回幕別町議会定例会  
(平成17年9月13日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条，第11条）  
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名  
12番 佐々木芳男 13番 古川 稔 14番 坂本 偉  
(諸般の報告)
- 日程第2 一般質問

# 会 議 録

平成17年第3回幕別町議会定例会

1. 開催年月日 平成17年9月13日
2. 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
3. 開会・開議 9月13日 10時00分宣告
4. 応集議員 全議員
5. 出席議員 (22名)  
議長 本保証喜  
副議長 額額太郎
  - 1 豊島善江
  - 2 中橋友子
  - 3 野原恵子
  - 4 牧野茂敏
  - 5 前川敏春
  - 6 助川順一
  - 7 堀川貴庸
  - 8 乾 邦広
  - 9 小田良一
  - 10 前川雅志
  - 11 杉山晴夫
  - 12 佐々木芳男
  - 13 古川 稔
  - 14 坂本 偉
  - 15 芳滝 仁
  - 16 中野敏勝
  - 17 永井繁樹
  - 18 伊東昭雄
  - 19 千葉幹雄
  - 20 大野和政
6. 地方自治法第121条の規定による説明員  
町 長 岡田和夫 助 役 西尾 治 収 入 役 金子隆司  
教 育 長 沢田治夫 総務部長 菅 好弘 企画室長 佐藤昌親  
民生部長 新屋敷清志 経済部長 中村忠行 建設部長 高橋政雄  
教育部長 藤内和三 札内支所長 本保 武 総務課長 川瀬俊彦  
企画室参事 羽磨知成 企画室参事 飯田晴義 会計課長 堂前芳昭  
糠内出張所長 中川輝彦 監査事務局長 森 広幸 町民課長 田村修一  
商工観光課長 熊谷直則 税務課長 前川満博 保健福祉センター所長 久保雅昭  
給食センター所長 仲上雄治 土木課長 佐藤和良 車両センター所長 森範康  
学校教育課長 八代芳雄 生涯学習課長 長谷 繁 都市計画課長 小野典昭  
土地改良課長 角田和彦 農業委員会局長 飛田 栄 経済部参事 古川耕一  
教育委員長 辺見政孝 代表監査 市川富美男
7. 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 高橋平明 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭
8. 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
9. 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
12番 佐々木芳男 13番 古川 稔 14番 坂本 偉

# 議事の経過

(平成 17 年 9 月 13 日 9:58 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（本保証喜） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（本保証喜） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、12 番佐々木議員、13 番古川議員、14 番坂本議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長（本保証喜） 日程第 2、これより一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。

最初に、杉山晴夫議員の発言を許します。

杉山晴夫議員。

○11 番（杉山晴夫） 通告してあります 3 点について、質問をいたします。

1 番目は、自治基本条例の制定についてであります。

地方分権が進展していく中で、自主自立のまちづくりが求められており、自治体運営の憲法ともいえるべき「自治基本条例」を制定する動きが広がりをみせております。これからの自治体は、わが町はいかにあるべきかとする基本条例の制定によって位置づけられるものと考えられます。

特に本町においては、忠類村との合併により新幕別町が誕生するわけですが、地域によってまちまちなまちづくりへの意識の統一を図る意味合いからも、自治基本条例は不可欠な要素であると考えられます。

条例制定の必要性について、町長はいかがお考えか、また、取り組む姿勢についてお伺いをします。次、高齢者の後見支援制度創設についてであります。

本町において、高齢者保健福祉ビジョンを策定して、高齢者に対するサービス・援助等を実施していることは承知しているところでございますが、独居老人の財産保全、金銭管理代行する後見支援制度の創設について質問いたしたいと思っております。

自分が一人で暮らしていて、高齢になり体の自由がきかなくなったとき、あるいは入院したときのことを想定したとき、不安になるのは、有価証券や不動産の権利証書などの財産の保全をどうするか、公共料金や医療費の支払のための預貯金の引き出しをどうするかといったことであります。

これらのことはホームヘルパーの任務外のことであり、子どもが同居しているとか、近くに住んでいる、あるいは安心して任せられる親族が近くにいれば問題はありませんが、そうでなければ何らかの支援制度が必要であるかと思われまます。

行政が直接こうしたサービスを行うことは困難でしょうから、社会福祉協議会と協議をし、実施する方向で検討を進めることについて、町長はいかがお考えか、所信をお伺いいたします。

3 点目、高齢者の虐待について。

近年、お年寄りが施設の職員や家族から暴力を受ける高齢者虐待が問題となっておりますが、本町の実態把握と考え方を伺います。

また、高齢者虐待の要因は様々で、解決は簡単ではありません。

民間事業者に任せずに、自治体の責任ある取り組みが問われていますが、どのような課題があり、対策をどう考えているか伺います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 杉山議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、自治基本条例の制定についてであります。

平成12年の地方分権一括法の施行により、本格的な地方分権改革が始まり、各自治体においては、これまで以上に自己決定、自己責任の原則に基づく行政運営や、住民参加によるまちづくりを追求していくことが求められてきているところであります。

こうしたことから、開かれたまちづくりを進めるため、まちづくりの主役である住民が積極的に参加する権利や機会を保障するとともに、行政の責務などを明らかにした、自治基本条例やまちづくり基本条例を制定する自治体が増えてきており、これら条例は、まちづくりの基本的な考え方や仕組みを総合的に定めておりますことから、自治体の憲法としての性格を持つ条例と言われているところであります。

本町においては、これまでも平成12年に幕別町まちづくり町民参加条例を制定するとともに、また、昨年からは、協働のまちづくり支援事業にも取り組み、まちづくりへの住民の参加を積極的に進めてきたところであります。

先ほども申しあげましたように、自治基本条例は、まちづくりに関する多くの事項を総合的に規定しているものであるのに対し、本町のまちづくり町民参加条例等は、特定の行政活動への住民参加を規定する単独理念型、あるいは特定対象型と言われるものであります。合併後の新町において、まちづくりへの住民の意識の統一を図ることにつきましては、杉山議員と意を同じくするところであります。そのために、自治基本条例の制定も有効であろうというふうに考えているところでありますが、他の自治体の制定状況を見ますと、どこも十分時間をかけ、検討をなされているようであります。

いずれにいたしましても、既に条例を制定している先進地の事例などの情報収集に努めながら、今後の対応を考えてまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、高齢者の支援制度についてのご質問であります。誰もが年を重ねるにつれ、身体能力や判断能力が低下することは、避けられないものであり、特に一人暮らしの高齢者にとって財産や日常生活の管理を考えると、非常に心配なことであろうと認識いたしております。

現在の支援制度といたしましては、北海道社会福祉協議会の地域生活支援センターが実施する「地域福祉権利擁護事業」で、重要書類の管理を始め日常の金銭管理、各種福祉サービスの利用申請の代行などを行う生活支援員を派遣しており、本町においては、幕別町社会福祉協議会が、その窓口となっております。

また、判断能力が特に衰えた高齢者に対しましては、本人の権利や財産を守る成年後見制度を適用することにより、法律面や生活面での支援を行うことができますが、この制度については、保健福祉センターが窓口となっております。

今後も、これらの各種支援制度が有効に活用されますよう、制度の周知と情報提供に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、高齢者の虐待についてであります。高齢者の虐待につきましては、全国的に大きな問題となっており、大変憂慮いたしているところであります。

ご質問の、1点目の実態把握についての考え方についてであります。施設入所者につきましては、施設の管理基準及び監督権は、北海道が管轄をしておりますことから、十勝保健福祉事務所と連携を図りながら対応いたしているところであります。

町といたしましては、介護保険施設入所者につきましては、介護保険の認定調査を定期的実施しており、施設職員との連携を密にし、把握に努めているところでもあります。

さらに、施設及び在宅サービス事業者の担当で組織する幕別町地域ケア推進会議の中におきましても、研修や情報交換を通し、把握に努めているところであります。

次に、在宅高齢者につきましては、介護保険認定者全員を対象として実施いたしております調査訪問の際に、本人及び家族から在宅状況の聞き取りを行っているところでもあります。

また、在宅介護支援センターなどをはじめ幅広く相談窓口を設置し、対応しているところでもあります。

次に、課題と対策についてであります。施設入所者の場合、本人あるいは家族とも、「施設でお世話になっている」あるいは「施設でみてもらっている」というような遠慮の意識というようなことから、なかなか訴えにつながらないというような実態もあると伺っております。

また、専門的相談機関や第三者の評価機関の設置、さらには、施設職員の資質向上のための外部研修会の必要性などが課題として考えられております。

高齢者の虐待防止には、様々な課題はあるものと考えておりますが、さらに、十勝保健福祉事務所と連携を図り、施設及び在宅サービス事業者とも連絡を密にし、実態把握に努めるとともに、相談体制や指導機能の充実を図ってまいりたいと考えているところであります。

以上で、杉山議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 杉山議員。

○11番（杉山晴夫） 再質問をさせていただきます。

1点目の自治基本条例の制定についてでございますが、一応、町長はこのことは有効であるというふうなご答弁でございました。

既に制定された町村をみて対応したいというふうなお考えのようでございますが、将来、作成されるのではないかとこのように、私も希望をもっているわけでございます。作成に当たりましては、タウンミーティングやシンポジウムの開催などをして、様々な形で町民の意識の高揚に努め、幅広い意見や提言を条例の検討に反映して、本町にふさわしい条例の策定を要望するものでございます。

これは要望でございます。

それから、2番目の高齢者の後見支援制度の創設についてでございますが、道社協が主催している生活指導員制度、本町の社協が主体となってやっているというご答弁でございましたが、指導員が実際におられて活動されているのかどうか。1点目。

それから、ある市では、65歳以上の高齢者を対象に、社会福祉協議会が事業主体となって、手数料などを頂き、サポーターが定期的に家庭を訪問して、預貯金の出し入れや支払手続を代行するサービスを行っているというふうに聞いておりますが、こうしたことはできないものか。うちの社協と協議をしてできないものか、再度お伺いをいたします。

3番目の高齢者の虐待でございます。

高齢者の虐待は、潜在化・複雑化し、なかなか表面化しづらい状況にある中で、防止するには、いかに早く察知・発見し、解決に結びつけることが課題であると考えられます。

また、こうしたことを防止するためにも、1日も早い法整備が必要と思われませんが、この重要な課題としての認識や法整備の働きかけについて、考えを伺いたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 生活支援にかかわりましては、現在、生活支援の制度で実際にその支援を受けていらっしゃる方が現在1名いらっしゃるというふうに伺っております。

また、サービス代行を社協がやっている。恐らく根拠はこの北海道社協の支援制度にあるのだろうというふうに思っておりますので、これらについては先ほども申し上げましたけども、また、十分一般の方、周知といいますか、わからない部分もあるのだろうと思います。民生委員さんとか、そういう方にはいろいろ制度の中身についての周知はしているのだろうと思いますけども、さらにこれらを一般住民の皆さんに周知するように努めていかなければならないかなというふうに思っておりますし、もう一つ、これらについては、来年の介護保険の改正の中で、地域包括支援センターというような制度ができます。こういった中でもこれらを取り上げられる。擁護の中に入ってくるというようなことも言われておりますので、後段の虐待の法整備と併せて、こうした中でさらに進められていくの

だろうというふうに思っております。

虐待については、先ほども申し上げましたように、地域の皆さん、あるいは民生委員の皆さん、福祉関係の皆さん、そして施設関係団体それぞれの立場から、これらの虐待の防止、あるいは阻止に向けて協力し合っていくことが大切であろうというふうに思っておりますので、私どもも引き続きそうした方向で進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、杉山晴夫議員の質問を終わります。

次に、芳滝仁議員の発言を許します。

芳滝仁議員。

○15番（芳滝仁） 通告に基づきまして、ご質問いたします。

いなほ公園の整備について。

幕別町には58の街区公園や近隣公園、緑地を含め84の都市公園があります。その中で、唯一の地区公園である、いなほ公園の今後の整備について、お伺いいたします。

1、いなほ公園はその名称のとおり、以前、その地域は水田地域であったので、公園内にも地域の人々の協力により、稲作が行われていましたが、現在は中止されています。

また、隣接する自然池は、泥が溜まり危険な状態になっています。整備の必要があると思いますがどうでしょうか。

2、いなほ公園は4.64ヘクタールの広い公園であり、町外の人々が団体で利用することも多く、利用者数は多いようではありますが、公園内には日陰が少なく、また、座って憩うことのできるような施設も少ない。子どもから高齢者まで多くの地域の人々が利用しやすい公園として整備すべきだと思いますが、どうでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 芳滝議員のご質問にお答えいたします。

いなほ公園の整備についてであります。

いなほ公園につきましては、平成6年度より平成12年度までの6年間にわたり、都市計画地区公園として整備を行ったものであり、子どもたちが水に親しめるような遊水池・遊水路、遊具・トイレを設置した物見台のほか、芝生広場や自然池などが整備されており、町内外より多くの方々に利用されているところであります。

ご質問の1点目の自然池の整備についてであります。お話ありましたように、整備当初は、この地区が十勝の水田発祥の地でありましたことから、自然池に隣接して水田を造成し、地域公区の協力を得ながら、子ども会での稲作体験の場として利用されてきたところであります。

しかしながら、現在は利用されていない状況にありますことから、今後は、自然池と一体的に水芭蕉、ショウブなどを植栽し、憩いの場となるように、整備してまいりたいというふうに考えております。

ご質問の2点目の利用しやすい公園整備として日陰、木陰ですか、こうしたものに併せて休息ベンチの整備を、というご質問でありますけれども、公園施設には開放的空間や団体的利用時のたまり空間といった広々とした芝生広場など、多目的に利用が可能な施設づくりが大切であろうということを考え、このような整備がされたところでもあります。

日陰につきましては、植樹後の年数もまだ浅いことから、今後は木の成長とともに、木陰もできるものだろうというふうに考えてはおります。

また、施設各所に休息所、ベンチを配置しており、遊水路も、ベンチ代わりに座れるような工夫をして整備をされた経緯がありますことから、現在のところ、この公園、大規模な改修計画の考えは持っておりませんが、利用者の皆さんの声もお聞きしながら、なお一層意を用いてまいりたいと考えておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

以上で、芳滝議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 芳滝議員。

○15 番（芳滝仁） 1 点目の自然池の件につきましては、お伺いいたしました。

現在、大変危険な状態になっておりまして、その自然池のところに、2カ所、危険だから立ち入るなどという看板が立っております。

公園内に危険な地域があるということ自体が、少し問われるのでないかというふうなことを住民の人に言われたことがありますので、早急にこの整備について進めるべきだと思いますが、お伺いをしたいと思います。

もう1点、日陰等樹木の件につきましてであります、あの地域はなかなか木が育たないところなのだそうであります。

桜の木を植えてもすぐ枯れてしまうのだそうでありまして、そういうことで、樹木の生育がなかなか遅い、また、樹木が選ばれて生育するような場所だそうであります。

そういうこともあって、枯れていく木もあり、桜の木も植えたそうでありますけども、すぐ枯れていったそうであります。

私が申し上げておりますのは、町長から今、ご答弁いただきましたけれども、仕事の関係上、高齢者と会う機会を多ございまして、高齢者の方から、本当に少しゆっくり憩える場所が欲しいと、パークをやれる人はいいのだけれども、パークをやれない人もいるし、ということで、そういう要望が多々あったことでありましたから、ご質問申し上げたわけであります。

札内北公園のようにはいかないと思いますけれども、多少ゆっくりと、子どもから高齢者まで憩えるような、そういう空間であるべきだと思いますが、再度質問をさせていただきたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1 点目の自然池の関係でありますけれども、先ほどの答弁にもお話しさせていただきましたように、以前、田んぼをつくっていたと、水田をつくっていたというようなことから、その後がいわゆるドロドロといいますが、になっているので、そこへ小さい子が足を入れると危険でないかというようなことで、そういう表示をさせていただいているわけですが、今、申し上げましたように、一部水芭蕉等の植栽も進めておりますので、早急にその危険箇所というようなことでなく、楽しんでいただけるような場所に整備をしていきたいというふうに思っております。

それから、木が育たないというお話もありましたけれども、当然、ここの公園のみならず、町内いろんな公園については、毎年点検あるいは巡回整備等をしているわけでありまして、枯れたものがあれば、新たな植栽あるいは補植というようなことをしながら整備をしているわけでありまして、それらについても、十分これからも意を用いながら対応をしまいたいというふうに思っております。

木の種類によって、なかなか活着しないというようなものもあるのかもしれませんが、それらも含めて対応をしまいたいというふうに思います。

日陰の関係、高齢者の方のご希望、あるいはご意見ということも十分承知をしながらも、今しばしそうした日陰の状況ができるまでご容赦いただければというふうには思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、芳滝仁議員の質問を終わります。

次に、中野敏勝議員の発言を許します。

中野敏勝議員。

○16 番（中野敏勝） 通告に基づきまして、質問いたします。

明野ヶ丘公園の利用状況と再開発について。

明野ヶ丘公園は開基 80 年記念事業として、当時諏訪山といわれていたところの一部を取得、町民の記念植樹など、当初は開基 80 年記念林公園とする計画であったが、造成計画の段階で明野ヶ丘総合公園となり、のちに明野ヶ丘公園となっている。

町の南東に位置し、総合的な利用と住民参加の緑化運動による協働の森づくりを目的に工事が進められてきた。造成工事は昭和 52 年度に着手、54 年度に都市計画公園事業の補助対象となり、工事は著しく進展、平成 2 年度にはロックガーデンの整備を行い、35 ヘクタールにおよぶ明野ヶ丘公園の造

成工事が完了している。

全体に遊歩道があり、スキー場を始め、園内にはパークゴルフ場、サイクルサーキット、トリムコーナーなど、さらにモトクロスまでも楽しめ、また、中央展望広場には野外ステージや焼き肉のできる場所までつくられている。

その後、スキー場を芝桜で埋めようとの提案もあり、昭和 58 年、町民によって芝桜一株運動が持ち上がり、たくさんの苗を提供していただき、2.2 ヘクタールのスキー場斜面に 5 万株の芝桜を植生して、見事な花の絨毯となり、多くの人の目を楽しませた。

昭和 60 年 6 月 9 日には、第 1 回芝桜まつりが行われ、幕別町の春に欠かすことのできないイベントになっていたが、芝桜が育たず、10 回ほどで終わっている。

平成 8 年、展望広場東側の位置には、開基 100 年記念事業のシンボル施設として、「ピラ・リ」という巨大な芸術造形が完成、その後ろには周辺にはマッチした野外水洗トイレが設置されている。周辺には町民の森、野鳥の森などもあり、とても恵まれた自然環境の中にある多目的公園になっているが、完成から 9 年、時代の変化と生活の多様化に伴って、新たな利活用が求められている。

そこで、次のことについてお伺いいたします。

- ①スキー場、パークゴルフ場以外の施設は、どのぐらいの人が利用されているのか。
- ②施設の維持、管理は、十分に行われているのか。
- ③公園空き地を利用して、花などを植え、新たに再開発をしてはと思うのですが。
- ④シンボル施設「ピラ・リ」の活用と、公園全体の宣伝活動はどのように行われているのか。

以上、お伺いいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中野議員のご質問にお答えいたします。

明野ヶ丘公園の利用状況と再開発についてであります。

お話ありましたように、明野ヶ丘公園につきましては、昭和 51 年の開基 80 年記念事業として位置付けを行い、昭和 52 年度に都市計画総合公園として都市計画決定を行い、翌年から公園造成が開始されたところであります。

公園内には、多くの自然林がありましたことから、恵まれた自然環境を生かしつつ、中央広場や大型木製遊具を設置するとともに、今では多くのみなさんの利用を頂いておりますスキー場やパークゴルフ場の整備を進め、平成 8 年には、開基 100 年記念事業として、シンボル施設でありますピラ・リを建設し、現在に至っているところであります。

ご質問の 1 点目の年間利用者数についてであります。町内のすべての公園におきまして、占有又は一部使用の場合には、申請が必要となりますが、これらの行為を除いては、利用人数の把握は非常に難しい、困難であるというようなことから、本公園にのみならず、すべての公園、こうした利用者数の把握はいたしておりませんので、ご理解を頂きたいと思っております。

なお、明野ヶ丘公園は、自然豊かな多目的公園でありますことから、朝夕の散策のほか、町内外の保育所あるいは小学校の遠足など、多くのみなさんに、ご利用を頂いているものと認識いたしているところであります。

次に、2 点目の明野ヶ丘公園の維持、管理につきましては、パークゴルフ場の部分とその他区域全体を二つの工区に分け、年間の草刈り及び清掃などを業務委託により管理いたしているところであります。

また、春先には遊具点検のほか、枯れ枝の収集を行うとともに、シーズン中は適時、巡回を行い、安全にご利用いただけるよう、万全を期しているところであります。

次に、3 点目の花などによる新たな再開発についてであります。明野ヶ丘公園につきましては、「町民全体の散策・遊戯・運動等、総合的な利用に供するとともに、住民参加の緑化運動による“郷土の森”」として、造成してきたところであり、公園の南斜面には、町民の森としてエゾヤマ桜を、北斜面の主園路沿いにはエゾムラサキつつじ、エゾヤマつつじ、レンゲつつじなど、花の咲く樹木を



中心に植栽に努めてきたところであります。

また、お話ありましたように、北側斜面には昭和 58 年から 5 年間かけ、「明野ヶ丘公園芝桜一株運動実行委員会」の主催により、町民のみなさんの手で約 2.5 ヘクタールに芝桜を植栽し、斜面一面に白やピンクの芝桜が咲く時もありましたが、公園一体の土質が粘質系礫質土というようなことで、育成が非常に難しい、さらには、維持管理に多額の費用を要するといったことから、生芝へ植生を変更した経緯などもありまして、現在も花などの生育は大変難しいものというふうに判断されているところであります。

次に、4 点目のピラ・リの活用と、公園全体の宣伝活動についてであります。ピラ・リを含めた公園の宣伝活動につきましては、町勢要覧、町ホームページでの紹介のほか、町広報紙において数年おきに主な公園を紹介するなど周知を図っているところであり、幕別町観光物産協会の観光パンフレットあるいはホームページ、さらには十勝観光連盟発行の観光パンフレットにおきましても、ピラ・リのご紹介を頂いているところであります。

また、ピラ・リの活用につきましては、平成 8 年 10 月に、オープニングセレモニー及びコンサートを実施して以降、平成 11 年には、町内の方があので結婚式を行われ、あるいは平成 12 年の元旦には、「初日の出コンサート」を実施したというような経緯がございます。

さらに、最近ではサマーナイトフェスティバルや十勝毎日新聞社主催の花火大会の観覧の場として、あの地域で多くの町民のみなさんが利用されているというようなことも、お聞きいたしております。

徐々にではありますけれども、町内外のみなさんに認知されてきているものと考えているところであります。

なお、余談ですけれども、今月 3 日に、NHK 教育テレビの子ども向け番組の録画撮影がピラ・リにおいて実施されたところであります。この放映につきましては、10 月 10 日からの 4 日間、毎朝放映され、ピラ・リのほか、パークゴルフ場のサーモンコース及び新田牧場の柏の木が全国に紹介されるものとお聞きいたしておりました。そうした宣伝効果にも期待をいたしているところであります。

以上で、中野議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 中野議員。

○16 番（中野敏勝） 今、縷々答弁いただきましたけれども、木製の遊具がたくさんあるわけですが、全く使われた形跡が見られない状態にあるわけです。

今、利用者の把握はされていないということですが、また、学校等の遠足等で来られているというようなこともありますけれども、何回か行ってみると、ほとんど使われていないというようなものが多いわけです。

例えば、モトクロスコースあたりにしても、最近やっているのは、さっぱりみられないと思います。トリムコーナーにしても、全く使われていない。そういう不要なものは、もう撤去してもいいのではないかとこのような気がするわけです。

自転車置き場というか、自転車を置く台があるのでありますが、コースの中に 4 台ほどあるのですが、使われないために、もう壊されているというような現状もあるわけです。こういうものは、中学校とか高校などに持って行って活用することも考えてはどうかというふうに思うわけです。

また、維持・管理についても、それぞれ点検をしながらやっているようですが、公園全体の芝関係については非常にきれいに刈られていると。遊具にしても多少修理をした形跡もあります。しかし、ネイチャートレーとかトリムコーナーなどのこの遊具というのは、ほとんど木製のものというのは野ざらしの状態であるわけですね。そういう関係で、ロープとか木製のものは腐れ落ちたり、ロープは切れかかっているというような、傷んでいるものが非常にあります。

こういう危険なものは、ロープをまわして使わないにはしてあるのですが、何も特別表示もされていない。そういうものを何げなく使って怪我でもすると、事故でも起きると、そういうようなこともないとは限らないわけです。

こういうのも、しっかり、もう少し責任を持った管理をするべきではないかというふうに思います。

ロックガーデンの方なのですけれども、遊歩道が立派のものができているわけですが、榛松が道路に被さってきて通行ができない。ほとんど行ってないからいいようなものであって、人が入ってないからいいようなものであって、入ろうと思ってもそういうものが邪魔になっているというのが見受けられます。

また、歩道には水が流れるような側溝がつくられているのですけれども、その側溝にしても、枯れ葉が詰まっていて、水が流れないと。用を足していないと。そういう部分も見受けられます。

さらに、立派な水洗トイレがあるのですけれども、渡っていくときに、トイレに入る通路ですね、この部分は木製の関係で、ちょっと濡れているときなどは滑るわけですね。非常にあそこを利用する場合、滑る、危険だというのがわからないでいて、やはりここでも事故が起きる可能性、こういうのがあるのではないかというような気がいたします。

こういうところも、屋根をかけるなりして、そういうような保護対策が必要でないかというふうに思うのですが、この点、いかがでしょうか。

また、三つ目の空き地の利用。非常に芝はきれいにしてあるという状態でありますけれども、先ほども町長がいろいろたくさんの花を植えてあるというようなことを言うておりましたけれども、その花自体もまだまだ空き地を活用して植えられるのではないかと。今、どこの家庭でも庭先に花壇をしっかりとつくって、ガーデニングを楽しんだりしているわけですから、そういう花というのは非常に必要な部分だというふうに感ずるわけです。

町や村においても、様々な工夫を凝らしながら、この花でもって生活に潤いと活性化、そういうものを与えているところもありますし、花のイベントというか、そういうものも行われているわけです。

ひまわりなんていうのはもとより、今、じゃがいもの花でもそばの花でも、観光振興に利用されているのがあるわけです。自然の形で、この空いている空き地というか、そういう部分を、花をもっと増やして、再開発にはどうかというふうに考えるわけです。

最後に、宣伝の部分ですけれども、宣伝PRというのは非常に大事なわけですが、ホームページや何かには、確かにピラ・リとかそういうものは載っております。なかなかPRのパンフレットにしても、この明野ヶ丘が出ている、そういうものというのは非常に見られないわけです。

最近、やっと思別町ウォーキングマップというのがいろいろ出ていますけれども、そういうのには明野ヶ丘の部分も出てきております。

もっとPRに努めるべきでないかというふうに思います。

町のシンボル施設のピラ・リにしても、100年記念事業の委員会の中で、初めて町民参加によるワークショップという新しい手法で、様々な年代の方々の住民参加をし、要望を取り入れて完成しているわけです。

非常に独創的な施設であり、当時、観光資源として活用していきたい、あるいは、子どもたちの感性を高める教育の場として活用を考え、行政としても積極的にこの宣伝に努めていくと言われてきているわけです。

現在、果たしてどのように行われてきたのか、ピラ・リ自体を知らない住民というのも結構いるわけです。そういう人にも、幅広く伝えていく必要があるのではないかというふうに思います。

再度、お伺いいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 維持管理にかかわってでありますけれども、木製遊具など使われていない部分があるということでもあります。

一番大きなものは、アスレチックなんかがそうなのだろうというふうに思います。これも時代の流れといえ、一口に言えばそうなのでしょうけれども、明野ヶ丘公園ができて25年ほどになるわけでありまして、当時はかなりアスレチックが目玉的な子どもの遊具として使われてきたわけですが、今はもちろん子どもの数も減っていますし、なかなかそれだけが目玉で明野ヶ丘公園に来るといっても少なくはなっているのだろうというふうに思いますけれども、私どもとしては、毎年、先ほど

も申し上げましたように、遊具の点検をしながら、まず安全の確保を図りながら、できたら来られた方に遊んでいただけるようにというようなことは配慮しているつもりであります。

ただ、お話ありましたように、自転車台の撤去ですとか、いろんなものがこの時代に本当にマッチしているのかどうか。不必要なものが現にあるのでないか。そういったことについてはこれからも十分管理の中で対応していかなければならないものだろうというふうに思いますし、今、頂きましたご意見等につきましても、十分担当の方で現地を見ながら、今後の整備の管理の中で対応していきたいというふうに思っております。

ただ、今の時代ですから、なかなか公園の数も増えてまいりまして、明野ヶ丘公園一つにいろんなお金を莫大に投資するというのもなかなか難しい現状もご理解をいただければというふうに思います。

それから、トイレの通路の問題、これらについても、危険ということは一番避けなければならない問題でありますから、早急な対応が必要だというふうに思います。花を植える、空いているところに、空間に花を植える、これも先ほどの土の話をしていただきましたけれども、土質によってなかなかすべての花では対応できない部分があるというようなことも聞いておりますし、前回、中野議員のご質問にあった果樹なんかもそうでありますけれども、これらもなかなか育ちづらい部分もあるとか、いろんな問題もあるようでありますので、それらも含めて、多いのがやはりつつじ系統がどうしても多いのだというふうにも聞いております。

そうしたことも含めた中で、これからの明野ヶ丘公園の整備あるいは管理・維持について、全体的な中で対応を検討していかなければならないものというふうに思っております。

それから、宣伝PRについては、先ほども言いましたように、芝桜まつりが開催されていたころについては、これは当然のことながら、その都度かなりの部分の宣伝あるいはPRがなされていましてけれども、今、あの地において特別なものがない限りなかなかPRというようなことにはなっていないのだらうと思っておりますけれども、今のホームページをはじめ、いろんな観光パンフ、あるいは機会があれば、町の広報等による明野ヶ丘公園の紹介というようなことで、これからも鋭意努力をしてみたいと思っております。

○議長（本保証喜） 中野議員。

○16番（中野敏勝） 今、時代の変化ということで、アスレチックの話しておりましたけれども、当時はやはりアスレチックは非常に盛んで使われていたと思います。

現在、ああいうふうにして使った形跡がないわけですがけれども、ああいう部分というのは本当に取り外して、そして、ほかのものに活用できるのでないかというような気がするのですよね。

今は、アウトドアというか、こういうものが非常に盛んに行われることになってきているわけです。周辺を見ると、キャンプ場らしきところというのは全くないわけです。そういうものに切り替えて、そこへバンガローとかコテージとか、こういうものをつくっていくというのも一つの考えではないかというふうに思います。

また、花の植栽、こういうものについてお話しされておりましたけれども、全体を花で飾るというか、花園にして活用していくと。育たないものは切り替えながらやっていくというのも必要だと思うのですよ。先ほどから言っておりますけれども、全体を見ると非常に空いている部分があるわけです。

芝桜を植えたときのように、一株運動、こういうものを起こして、住民参加のできるこの明野ヶ丘公園の再開発を是非考えてみてはどうかというふうに思うのです。

最近、たんぽぽでも100年記念ホールの前が非常にたくさんのたんぽぽが咲くのです。さらに、いなほ公園も本当に黄色の絨毯を敷き詰めたようなたんぽぽが咲くわけです。初めてみる人は非常に感動するわけです。我々は見慣れているから、もう何げなく思うのですけれども、本当に感動している人も非常に多いわけです。

ですから、こういうものを活用して、例えば、スキー場の下から全部たんぽぽを植えるというようなこともひとつあるのではないかというふうに思うわけです。空き地があると申しておりますけれど

も、車両センターの方から入るところなのですからけれども、あそこから入っていってみると、非常に空間が多いんですね。そういうところは今現在ある紫つつじだのレンゲつつじ、あるいは淀川つつじもありますね。こういうものをもう少し増やしていくことによって、花がどんどん多くなってくのではないかと。さらにハマナスとかギンロウバエなども植えておりますね。こういうものもどんどん増やしていけるのでないかというふうに思うわけです。

芝の部分は年間かなりの回数草刈りを行っていると思うのです。そういうところにも、この植栽のいいものを、アヤメとかカキツバタとかアイリス、これなどを植えて、さらにまたアジサイ、ルピナスとかコスモス、こういう強い品種の花などを植栽して、とにかく四季を通して花を楽しむ公園に再開発を試みてはどうかというふうに考えるわけで、変化させることによって、やはり多くの人を訪れるんですね。町の活性化にもつながっていく部分が出てくるのでないかというふうに思っているわけです。

また、管理などについても大変な部分はあると思いますけれども、趣味の会でフラワーマスターとかという会があるんですね。こういうところもそういう花についてはもっと活用してほしいというような要望もあるわけです。

また、草取りとかそういう関係にしても、シルバーセンターとか、そういうところの方をお願いをしながら行っていくというようなこともできるのでないかというふうに思っているわけです。

ともかく、全体を見ると、春はそういうたんぽぽが咲いて、そして紫つつじだの早い花がどんどん咲いていくわけで、ずっと切れ間なく花も咲いていくのでないかと。6月、8月にかけても、ハマナスとかルピナス、そしてアヤメ、カキツバタ、アイリスなど、そしてアジサイ、コスモスといった形で、9月の半ばぐらいまで花が続いていくのでないかというふうに思うわけです。四季を通して、とっても魅力的な明野ヶ丘公園になっていくのでないかというふうに思います。

町としても、是非活性化促進のために、専門的なプロジェクトをつくって、推進をしてはどうかというふうに感じるわけです。

当時からずっとお金を使っているわけですが、巨額の資金と長年の歳月をかけてせっかくつくった明野ヶ丘公園、本格的な観光スポットとして取り組んでみてはどうかというふうに思って、この部分を町長に再度お考えを伺って質問を終わります。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありましたことは、まさにそのとおりなのだろうと思いますし、そういう公園ができれば一番喜んでいただけるのだろうと思いますけれども、たんぽぽはうちが植えたわけではありませんが、自然にああいうふうになったのだと思いますけれども。ただ、こんな話をするとまた怒られるのかもしれませんが、お花を植えて花園をつくる。これは非常に管理の面からいきますとお金を要する。一番楽なのは実は芝が楽なのです。

そして、花の場合は、例えば、札内にはフラワーガーデンと名をつけて花壇の整備をしているというようなところもありますし、依田公園なんかはいつのまにか桜の名所というようなことで、桜がかなり落ち着いて評価を得るようになってきたと。明野ヶ丘はそういう意味では何もないということにはなるのかもしれませんが、できる限りそういう方向で向かっていくということは、これは大切なことなのだろうと。せっかくできた公園ですから、大いに喜んでいただけるように利用していただくことが何よりなのだろうというふうに思いますけれども、なかなか現実の財政状況の中で、今、中野議員が言われるような花園にするほどの力といいますか、財政力というのはなかなか難しいのかなというふうにも思っておりますけれども、できる限りそういう方向に向けて、これからも意は用いてまいりたいというふうに思っております。

それから、前後しましたけれども、アスレチックも使っていないのだから撤去すればいいのでないかということでありましょうけれども、撤去したらまたそれなりの何らかの後を整備していく必要もまた出てくるのかなというふうに思いますし、その撤去したアスレチックがどこかでどのように活用できるのか、それなんかもちょっと研究してみなければならぬだろうというふうにも思いますけれども、

いずれにしても、あれだけの公園ですから、多くの町民あるいは町内外の人に利用していただけるように、さらに意を用いてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

○議長（本保証喜） 以上で、中野敏勝議員の質問を終わります。

この際、11時10分まで休憩いたします。

10:53 休憩

11:08 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、堀川貴庸議員の発言を許します。

堀川貴庸議員。

○7番（堀川貴庸） 通告に基づきまして、2点にわたり質問をさせていただきます。

ごみ有料化開始から約1年が経過したが、様々な議論の中で昨年9月よりスタートしたごみ有料化。現行、わが町では燃やせるごみと燃やせないごみはその対象となっております。

管内では有料化とする自治体がほとんどとなってきており、新聞報道などを見ると、減量化に非常に資するものとして取り上げられてはいるものの、各家庭の負担は増加し、さらには直接の原因かどうかは別としまして「不法投棄」のニュースも日常的に目や耳にすることができます。

そのような状況のもと、ごみ有料化からほぼ1年が経とうとしていますが、これは言うてみれば「試行期間」が終了しつつあるものと受け止めております。

当初の議論の過程では、行財政改革を進めるために、逼迫した町財政の問題と受益者負担の問題が複雑に交錯した中で、有料化の必要性を論議し、大変苦渋の選択として現況があると考えております。

そこで、これまでの期間につきまして、有料化前と比較してどの程度ごみの減量につながったのか。

また町財政に対する影響について説明を求めると同時に、例えば、指定ごみ袋の材質・種類や負担の増減などを定期的に見直すことについて、町長の見解を伺うものであります。

また、町内のあらゆる場所で発生する可能性のある「不法投棄」に対する対策についても町長の見解を伺うものであります。

2点目は、2007年問題についてであります。

現在、国内では、にわかに2007年問題が取り上げられております。すなわち、団塊の世代が一斉に退職を迎える時期として2007年問題が題を呼んでおります。戦後の苦しい時期に生を受け、わが国が町の発展・成長の柱を担ってきた同世代は全国に300万人とも700万人ともいわれておりますが、その世代の方たちが2007年から10年にかけて、一斉に労働市場から去っていく状況は異変といっても言いすぎではないと考えております。

一斉退職を機に各企業では雇用の問題、企業のノウハウや技術の継承にかかわる問題などとして、企業意識・企業経営ともに何らかの危機感を抱いている企業も多いことが厚生労働省の調査で判明した。

しかし、一方ではこうした状況下、企業の中にはビジネスチャンスととらえ団塊の世代向けのビジネスを全面的に打ち出している企業もあります。

そこで、管内の労働市場においても同世代が大きな割合を占めるものと考えておりますが、以下の点につき、町長の見解を伺うものであります。

1、管内・町内企業に勤務する団塊の世代の意識・ニーズについてどう捉えているのでしょうか。

2、企業が定年制度を延長した場合の支援措置は考えておられるのでしょうか。雇用の継続は町財政にも大きな影響があると思われま。

最後に、退職後、起業・開業する人材への町独自からの支援について、お伺いをするものであります。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 堀川議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、有料化によるごみの減量についてであります。ご質問にもありますように、昨年 10 月より家庭系ごみ収集を有料化させていただき、11 カ月が経過したところであります。

現在、平成 16 年度分処理実績までしか確定しておりませんので、有料化後の平成 16 年度下半期と前年、平成 15 年度の下半期とで比較した数値について申し上げたいと思います。

「燃やせるごみ」につきましては、35.8%の減、「燃やせないごみ」につきましては、61.1%の減、「資源ごみ」につきましては、10.6%の増となっております。

「総量」では、30.8%の減という実績で、一人 1 日当たりのごみ排出量につきましては、499 グラムとなり、全道平均の約半分となっております。

「資源ごみ」の処理量が増えているのは、大切な資源をリサイクルしようという気持ちの表れから、分別意識が向上したものと考えているところであります。

2 点目の「町財政への影響」についてであります。家庭系ごみの処理経費といたしましては、収集運搬委託料と十勝環境複合事務組合への処理負担金が大きな割合を占めているところであります。収集量が負担金額に大きく反映されるのは、十勝環境複合事務組合への処理負担金であります。

有料化後の平成 16 年度下半期と平成 15 年度下半期を単純に比較いたしますと、600 万円程度の負担金の減額につながるものと推計されます。さらに、指定ごみ袋による手数料収入が新たに 4,570 万円増えておりますが、指定ごみ袋購入費や指定ごみ袋取扱手数料など、有料化に伴う経費約 870 万円を差し引きますと、およそ 3,600 万円の増となり、先ほどの負担金分とあわせると 4,300 万円の財政効果があったというふうにと考えられます。

しかし、有料化直前の「かけこみ排出」あるいは有料化後の「出し控え」による減少分、当然のことながら、季節あるいは年度によって排出量の変動などの要素があるために、確実な財政効果を計るには、いましばらく時間が必要であろうというふうにと考えているところであります。

3 点目の「指定ごみ袋の材質・種類や負担の増減などの定期的な見直し」についてであります。既に町広報等によりご承知のことと思いますが、無分別対策と収集作業の効率化を図ることやカラス対策などのために、本年 9 月から、指定ごみ袋を無色半透明から色付の半透明の袋に変更することとしたところであります。色は、「燃やせるごみ袋」を黄色、「燃やせないごみ袋」を若草色としたものであります。

また、ごみ袋の厚さにつきましても、若干厚くしたところであります。

今後も、定期的の実態、実績を検証するとともに、皆様のご意見を伺って、見直しすべきところは、見直しを行ってまいりたいというふうにと考えております。

次に「不法投棄に対する対策」についてであります。ごみの不法投棄につきましては、ごみ収集有料化が直接起因しているかどうか判断のつかないところでもあり、最終的には住民個々のモラルの問題であるというふうにと考えるところであります。

本年の 5 月、6 月には町職員により不法投棄ごみの収集を行い、2 トン車に 11 台分のごみを収集し、そのうち、投棄者が特定できた 6 件につきましては、警察へ通報したところであります。

本町におきましては、これまでも不法投棄対策として、調査・パトロール、看板や広報による啓発あるいは警察との連携による投棄者の特定などを行っておりますが、今後もこれら対策を強化するとともに、他の自治体の対策などを参考としながら、さらに有効な対策を講じて、美しく快適な生活環境をつくってまいりたいというふうにと考えております。

次に、2007 年問題であります。

団塊の世代と言われております昭和 22 年から 24 年生まれの人たち、日本の総人口の 5.4%を占めており、この年代が一斉に退職すると労働力等の不足や企業経営、労働市場、さらには、消費や貯蓄等への影響も大きいものとされております。

また、この団塊の世代が持つ高度な技術力やノウハウを次の世代にどう引き継いでいくかという問

題もあるとされているところでもあります。

管内あるいは町内企業におきましては、大企業等も少なく大量に退職する企業は少ない状況でありますことから、これらの影響は、そうないものというふうに考えております。町内の主な企業にもお聞きしたところ、特別なノウハウを持ち退職されると支障があるとされる人はいないというふうに伺っております。

また、この世代の人に限らず、これまでも退職された方々においては、退職後についても、正社員、パート、嘱託職員、就労形態は別にしまして、多くの方が、体が元気なうちは再就職を希望されているというような状況にあるようであります。

次に、企業が定年制度を延長した場合の支援措置についてであります。本町では2年に1回事業所雇用実態調査を実施しておりまして、町内事業所の2分の1に当たる411事業所について、今年の3月に調査を実施いたしました。

回答率は41%であります。この中で、定年についての設問で、回答があった事業所のうち102の事業所において定年制を実施しており、このうち定年制の延長をしたところは9事業所ありまして、延長を検討しているといったところは26事業所という結果がでております。

また、平成16年には「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の一部が改正となり、現在、定年の定めをしている事業主は、65歳までの安定した雇用を確保するため、定年制の引上げや継続雇用制度等の措置を平成25年度までに段階的に講ずることとされたところでもあります。

このような状況からいたしまして、本町独自の支援措置については、現在のところ考えておりませんので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、退職後起業・開業する人材への町独自の支援についてであります。本町の事業所数は平成13年の調査で829の事業所でありましたが、平成16年の調査では899の事業所となり、70カ所ほど事業所が増えたこととなります。この数全てが新規の起業とは限りませんが、町の商工会なんかにお聞きしますと、毎年6、7件の企業が会員として加入しているというふうに伺っております。

現在は、創業に向けていろいろな支援制度もできております。

開業に係る費用についても、国や道などでの融資や助成についての条件等も緩和されており、資金を調達しやすい状況となっておりますことから、本町独自の支援については考えておりませんので、これらの制度を活用していただければというふうに思っているところでもあります。

以上で、堀川議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 堀川議員。

○7番（堀川貴庸） それでは、まず、ごみ有料化の方から再質問をさせていただきたいと思っております。

このごみ有料化を導入することについては、先ほど申し上げましたとおり、私自身、苦渋の選択であったということです。

ただ、町内各所のゴミステーションを見渡した限りでは、先ほども説明の中であったとおり、燃やせるごみも燃やせないごみも非常に排出される量が少なくなったなど、そんなふうにも思っておりますし、それが数字の上でも、いろんな状況のもとで達成をされているのだろうと、そんなふうにも思っております。

しかしながら、有料化前にやはり比べますと、各家庭の負担は増大しております。その中でも負担の公平性を図られているものと思っておりますけれども、私が住んでいる公区、お話を差し上げますと、公区の行事での、例えば、景品について、意見集約をしたときに、やはりごみ袋を出してほしいような主婦からのご意見もありました。これはやはり負担の増大ということでの顕著な表れかなというふうにも思っています。

また、こうしたごみの減量が、始めて間もない有料化制度による成果だとするならば、では、これまでわが町において粛々と遂行されている種々のごみの減量についての政策については一体どうだったのかというようなお話もあろうかと思っております。

そのような検証も必要になってくるであろうと思っておりますので、その辺について、町長のお考えはい

かがでしょうか。

あと、制度全般の見直しについてであります。

定期的にとのお言葉でしたから、是非とも随時行っていただきたい。改めてそういうことで確認したいと思います。いかがでしょうか。

そして、町財政の影響ということでは、諸々のものを足すと4,300万円程度ということの答弁がありました。

ごみ袋の収入については4,570万円程度ということでしたので、私としてはこのうち、例えば、3分の1から4分の1程度、町内環境の美化ですとか整備事業、あるいは環境基金といいますか、緑の基金といいますか、そういうようなお金として積み立てて、大量な廃棄物が発生するであろう、やはり天災や火災等の災害に備えたり、また、将来の環境問題に対する備えとして有効に活用してはどうかと、そんなふうにも考えますが、町長のお考えいかがでしょうか。

さて、不法投棄についてですが、実際私たちは北海道という大きな自然の中で暮らしている反面、目や耳の届く範囲はとても小さく、また、道路距離もかなり長いために死角が比較的容易に発生しやすい。有料化政策を一つの原因とするような不法投棄問題も浮上するのは自明の理であろうかと思えます。

先ほど、役場の職員の方々のごみ拾いのお話も出ました。私も今年の春に、所属する団体でごみ拾い活動を行いましたけれども、やはり実態は「ひどい」の一言に尽きるような状況でした。

中には縛って放置されている、やはり古新聞、雑誌類、また、リングプルがきれいに取られている空き缶の山、また、量としてかなり多かったです。一人暮らしができるくらいの家電製品の量など、挙げ句の果てには木の枝に空き缶やペットボトルが突き刺されているなど、ちょっとモラルの問題もあろうかと思えますが、最後は袋が間に合わなかったというそんな記憶もあります。

今回の広報まくべつの8月号では、不法投棄について見開きで特集がありました。町長をはじめ、理事者の方々、又は役場の職員の方々もその問題には認識もされていると思えますけれども、その記事の最後の締めくくり、不法投棄多発地帯の調査、パトロールという言葉がありましたけれども、それら、調査、パトロールされる地域あるいは人員配置、季節や時間帯、それからあとパトロールを行う方にどんな権限を与えるのかと、そういうようなこと、いろんな検討事項あろうかと思えます。今後の実際それらの方法について、どうお考えなのか、説明を求めます。

若干新聞にもありましたけれども、自分の所有地内での投棄もないわけではないと思えます。民生常任委員会でも財政問題と環境問題を考えて、私も発言をさせてもらいましたけれども、こういうことで本末転倒ということにならないように、調査、パトロールを計画していただきたいし、住民からの情報収集意見、交換の場も積極的に行っていただきたい。現段階におきまして、そのあたりについてわかりやすい答弁を頂きたいのですが、いかがでしょうか。

また、続いては2007年問題についてであります。

この世代は先に触れましたとおり、全国的にやはり大きい規模、数百万人規模がいると言われております。一斉に退職を迎えることになれば、都道府県、市町村を問わずにやはり大きな影響が出るのではないかと。問題も抱えることにもなるかと思えます。

先に述べましたとおりに、この減少をビジネスになると、ビジネスチャンスと捉えてつなげようということで、躍起になっている企業もあることは確かなのですが、定年制度の延長については非常に難しい面もあろうかと思えます。経済情勢によって、企業でも雇う側と雇われる側の、また、その周辺のいろんな価値観があろうかと思えますし、ただ、企業にはやはりそういう意識付けというのでしょうか、お金だけの支援ではなくて、いろんなことで大切になると思えます。

そんな状況の中で、退職後の活動の場というものは、働くだけではなくて、質問事項でも取り上げましたとおりに、新しく会社を興したり対応したりすることも考えていらっしゃる方もいると思えます。

また、そうではなくて、ボランティア活動だったり、それから趣味を生かすとか、今までのフィー



ルドと違った環境で社会経験を積んでいきたいと、いろんな考えがあると思います。

中には、NPO 法人などを設立して、自己表現や自己実現の場を自分たちでステージづくりをしていくといったような考えもあるわけで、わが町においてもそういうたくさんの選択肢でもって、それぞれの定年退職後のライフスタイルを何か支援してあげることのできる自治体というものを、是非目指していただきたい。

既に将来の退職者たちが活躍できるような環境づくりをしている自治体もあるようです。このことは、移住や定住の促進も視野に入れた動きでありまして、町長も把握をしておられるとは思いますが、こういった動きはこれからも活発になるものと、そんなふうに考えています。

管内では、鹿追町、それから上士幌町の取り組みが日本経済新聞でも取り上げられたのですが、こういったように、あらゆる分野において、団塊の世代の能力の高さ、今までの努力の積み上げというものは町長もおわかりだと思いますし、わが町の振興発展と一緒に取り組んでいただきたいと、私自身、団塊世代のジュニアという立場からも、是非そんなふうに思っておるのですが、町長の前向きな答弁いかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ごみ問題でありますけれども、有料化がなされた。その以前まで進めてきた施策との整合性というようなこともありましたけれども、やはりごみ有料の究極の目的は、いかに減量化していくかということでありまして、先ほどお話ありましたように、行政改革の立場からすると、適正な受益者負担であり、効率的な財政運営というところにつながっていくのだろうというふうに思います。

そういった意味では、それぞれにその施策の有効性、効率性というものがあるのだろうというふうに思っております。

ただ、心配されるのは、先ほど言いました数値も1年、2年ではなかなか的確な効率、効果というのは出てこないだろうというふうに思っております。本当にごみの量あるいは財政効率、こういったものが平準化されるのは、ある程度の年数を経過した中ではっきりしてくるだろうというふうに思っておりますけれども、なお、住民の皆さんからの要望に応じて、ごみ袋の改善とかいろいろな面については対応していかなければならないものはあるだろうというふうに思っております。

それから、不法投棄の関係は、今、おっしゃいましたように、大変これから大きな問題になっていくだろうというふうに思います。

先ほど、たまたま役場職員の例を挙げましたけれども、商工青年部の皆さん、あるいは江陵高校や幕別高校の生徒の皆さん、ボランティアの皆さん、いろんな方々の協力を頂きながら、不法投棄に対してのアピールをしているわけでありまして、なかなか改善されない。特にポイ捨てではなくて、本当に縛っているものをごみとして、資源をごみとして路上に捨てていくというのは大変我々からすると残念なことだし、許される行為ではないだろうというふうに思いますけれども、なかなか取締りも、警察にお願いして一緒に不法投棄の中身を見てもらって、誰なのだということまで調べてもらうのですが、これは現実にはすべてがやれるかということまではいかない状況にあるものですから難しいわけでありまして、まず今は公区長会議なんかにも、公区長さんにもお願いをしております。

それから、郵政との関係の、配達していただいている方々がまわって、どこかにそういうところがあれば知らせていただくというようなこともやっておりますし、何とか不法投棄を少しでも少なくするように、私どもも皆さんの協力を頂く中で進めてまいりたいというふうには思っております。

それから、前後しますけれども、この売上げといいますか、基金に一部積んではどうかというようなお話もありました。

ただ、この基金については、先般の委員会、忠類との合併の関係で基金を今、統一しようというような方向で動いているわけでありまして、これらも今後、様子を見ながら必要に応じてそういうことも考えなければいけないかと思っておりますけれども、当面は合併によって新たな基金条例のもとに進めていきたいというふうに思っております。

それから、2007年問題、定年後なのですけども、先ほども申しあげましたように、町内の企業なんかではそう多くはない、この議員さんの中にも何人かいらっしゃいますけど、先ほど全国民の5.4%と言いましたが、町内でいくと5.2%ぐらい、若干下がるわけでありまして、役場の職員もどうなのかなと見てみましたが、再来年からですか、8人、6人、9人という定年退職を迎えるわけで、特別団塊の世代が多いということでもないというふうに思っておりますので、先ほど申しあげましたように、町内企業でもそれほど大きな影響はないのかなというふうには思っております。

それから、もう一つ、上士幌、鹿追の話をしました。先般の全道の町村会の研修会の中でも、いわゆる都会から団塊の世代の人たちを北海道へ移住する移住促進事業ということで、後志支庁がトップで、小樽に事務局があって、全道65市町村だかそれに加盟をしているということでありました。今言った、十勝では、鹿追と上士幌の2町ということで、いろいろな移住をするために、基盤整備をして団塊の世代の人を町に迎える。いわゆる町の活性化だとか人口減の対応だとかといろんなことがあって、そういう施策を選ばれたところもあるのだらうと思いますが、わが町ではそこまでは今の段階では考えておりませんが、これからこうした団塊の世代の皆さんの動きが、あるいは社会情勢がどう動いていくかということも見極めながら、町としての対応も進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、堀川貴庸議員の質問を終わります。

次に、古川稔議員の発言を許します。

古川稔議員。

○13番（古川稔） 通告に従いまして、大きく5点の質問をさせていただきたいと思っております。

最初に、児童生徒の安全確保について。

今年2月、大阪寝屋川市でも、卒業生が母校である小学校において教師を殺傷するというような事件、何とも予測し難い事件が起きております。

また、13年には、大阪府池田市の児童殺傷事件を景気に学校の安全確保の取り組みが全国的に進んできているところではありますけれども、非常に学校関係者のみならず、子どもを持つ親や国民に大きなショックを与えているところでございます。

また、昨年の奈良市での幼児誘拐事件でも、小学校1年生の女の子の幼い命が奪われ、深い憤りを感じたのは私一人ではないと思っております。

このことは、道内においても同じ傾向にあり、例えば、不審者によって児童生徒が車両への連れ込みなどの被害が発生したり、最近では、帯広市の小学校に対して、襲撃を予測する書き込みがインターネット上のホームページに掲載されたり、一応帯広の方は犯人が捕まったということでもありますけれども、近郊町村の皆さん方の親たちは非常に心配したというふうに伺っております。

また、近々では、藤沢市の消化器事件等も非常に困った事件の一つだと思っております。

そうしたことから、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、校内の体制はもちろんのこと、登下校が最も危険といわれる中で、地域住民や関係機関、団体との一体となった地域ぐるみの安全対策が必要だと思っております。

そこで、次の点についてお伺いしたいと思います。

1、町内におけるここ3年間の不審者等の事件、事故等の実態について。

2、地域のボランティアなどによる学校内外の巡回や児童生徒の防犯訓練など安全確保の取り組み状況について。

3、学校における危機管理のマニュアルの整備状況について。

4、効果的な安全対策を進める上で、教育委員会はどのような対策を講じているのか、この4点についてお伺いしたいと思います。

2番目に、児童生徒の問題行動について。

「平成15年度児童生徒の問題行動等に関する調査」によりますと、不登校児童は減少したものの、暴力行為やいじめの件数は増加しているという結果が報道されました。長崎県での同級生殺害事件、

北海道の中学校による銃砲店での致傷事件など、凶悪な事件が発生しております。

こうしたことから、児童生徒の問題行動については憂慮すべき状況にあるのではないかと思います。

そこで、本町における児童生徒の問題行動の状況と対策について、どのようになさっているのか、お尋ねしたいと思います。

三つ目に、子どもの権利条例について。

近年、地方自治体においても子どもの権利条例の制定が活発化されております。虐待、不登校、いじめなど、子どもの権利の障害を見られる事件が増加して、非常に深刻化されてきており、道内をもとに、昨年上半期における処理条件は350件と前年同期より37件も増加しておりますし、法律の改正もあってか、虐待の通告者は、学校などが12件増の31件と最も多く、次いで、近隣・知人が24件、前年同期の約2倍の通告となっているようであります。

昭和54年の国際児童年をきっかけに、国連審議が進められております子どもの権利条約が国連で採択され、日本でも子どもの権利保障は既に憲法で整備はされていましたが、昭和40年台に体罰やいじめなどの問題が多発したことから、早期批准を求める声が高まり、平成6年5月に発効され、昨年10月で10年を迎えたところであります。

この権利条約は、前文と本文54箇条で構成され、18歳未満のすべてのものを子どもと定義し、生命、生存、発達の権利や意見表明権、プライバシーの保護、障害のある子どもの自律などの幅広い権利を保障しておりますが、残念ながら日本ではこの条約の内容が活かされておらず、国連子どもの権利委員会は、日本政府に対して、これまで2度にわたって厳しい勧告が出されたと報道されておりました。

私が感じるには、権利条約か批准からの10年というのは、日本でバブル崩壊後の景気低迷時期と重なり、大人の余裕のなさが子どもを追いつめ、虐待も競争社会における親の緊張感の一つの捌け口となったり、あるいは、親や教員をはじめとした大人たちが、毎日が忙しすぎて、子どもの声に耳を傾けるのを忘れたのではないかと感じるわけであります。

こうした意味では、本町においては、道内に先駆け、毎月19日を幕別教育の日と定め、家庭、地域、学校、行政が一体となって子どもに目を向けようとしていることは、とてもよい試みであると思っております。

また、全国的な動きとして、子どもの支援のNPO組織が増えたことや、子ども電話相談、チャイルドラインができてきたこと、あるいは子ども会議など地域活動が活発したことがあります。

一方、自治体においても、子どもの権利に関する総合的な条例を制定する動きが活発化してきており、北海道でも、奈井江町、あるいは幕別とかつてのパークゴルフネットワーク会議の構成町でありました富山県の小杉町でも、子ども権利条約条例が制定されているというふう聞いております。

北海道も昨年の9月の議会で、子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例を成立させ、この中で、子どもの意見表明の条文を盛り込んでいますし、札幌市においても、平成18年の条例制定を目指して、策定作業を進めているとの報道もありました。

子どもの権利条約という国際基準がつくられた意味を今一度かかみしめながら、子どもとじっくりと向き合う機会、あるいはまちづくりの一環、協働のまちづくり事業の一つとして、「子ども権利条例制定」について、前向きに検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

四つ目に、職業観の育成について。

昨年の労働白書によりますと、日本のニート人口は約64万人になるというふうにならされております。近年、終身雇用の話は崩れて、高学歴イコルー生安定という状況にはなくなった今日、しっかりと将来に向けての目標を持つことができず、働かない、働けない若者が増えているという現代のフリーター、新語でありますニートという問題の増加が問題視されてきております。

こうした減少は、先進国でありますイギリス、オランダ、ベルギー等でも社会問題化してきておりますが、治安の観点、社会コストの高まりとともに、この対策を進めなければならないというふうにも思っており、日本でもその対策に動き出す様相は見えておりますけれども、まだ、なかなかそこま

で進んできておりません。

そんな中で、昨年の労働白書によりますと、日本の先ほど言いましたニートが 64 万人と、このことを踏まえて、産業や社会の変化を背景に、若者が社会の一員として自分の人生を切り開いていく力をどのように育てるのかという視点から、キャリア教育推進の必要性が、今、注目されているところがあります。

そこで、児童生徒の望ましい勤労感や職業感を育むために、現状を踏まえ、どのように取り組んでいくのか、町長の考えをお伺いしたいと思います。

五つ目に、河川管理と洪水対策について。

最近の傾向として、局地的な豪雨が各地で発生し、1 時間雨量が 100 ミリを越えるというような記録的な雨量が出ております。

そういった中で、先日の台風 14 号でも、非常に雨台風と聞いて非常に心配いたしましたでしたが、この地域 100 ミリ前後ということの中で、水位が上がらなかつたということで一安心したというところがあります。

そういった中で、一方、公共事業の削減の中、河川管理費の削減が一番ということで、町内河川の途別川、札内市街と千住地区、そして旧途別川の相川地区の堤防が非常に心配されております。

その対策といたしまして、堤防のかさ上げ、河川敷の雑木林の除去ということで、北海道管理ではありませんけれども、早急な対応が必要というふうに考えておりますので、町長の取り組みに対する考えをお伺いしたいと思います。

○議長（本保証喜） 質問の途中でありますけれども、この際、13 時まで休憩をいたします。

11：49 休憩

12：56 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 最初に私の方から、古川議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問の 4 点目の職業観の育成についてであります。

働かず、学校にも通わず、職業訓練も受けていない若者、いわゆる「ニート」が社会問題となっておりますが、これらの原因につきましては、景気の低迷により新卒者の採用を控えたことにより、就業意欲が低下し、また希望の仕事が見つからない、さらには家庭や教育、地域社会の問題等が複雑に絡み合っており、こうした状況が生まれているのではないかとこのようなことを言われております。

この「ニート」の問題については、景気への影響にとどまらず、経済社会の発展の崩壊にもつながりかねない状況にありますことから、若年者の働く意欲を喚起し若年失業者等を減少させることが必要とされております。

現在、政府では「若者自立・挑戦プラン」を策定し、関係府省、内閣府ですとか、厚生労働省、文部科学省などありますが、これらが連携して各施策の具体化を進めておりまして、この具体策の中においても、職業観や勤労観を育てるキャリア教育の施策を講じるとされておりますことから、これら具体的な支援策を踏まえ、教育委員会や関係機関との協議を進めながら対応してまいりたいというふうに考えております。

次に途別川と旧途別川における河川管理と洪水対策についてであります。

本町には大小あわせて 94 の河川があります。そのうち 20 河川は国又は北海道が所管する河川となっております。

途別川につきましては、これまで豪雨による水害が発生したこともあり、北海道の管理区域であります JR 根室線上流側につきましては、平成 14 年度までに河床を下げなどの河川改修整備が終わり、平成 13 年度には、町による排水機場を整備いたしましたことから、一定の整備がなされたものと考え

ております。

国が所管いたします JR 鉄橋の下流側につきましては、今年度より築堤断面を広げ、水害に備えた整備が国によって進められているところでありますので、引き続き早期の整備に向けた要望を関係機関にしていまいりたいと考えております。

また、旧途別川につきましては北海道が所管する河川であります。平成 8 年度までに河川改修と併せて築堤の造成がなされたところであり、その後、河畔林の繁茂や土砂堆積に応じて雑木の除去並びに床下げを実施していただいておりますが、ご案内のように、昨今の財政状況などから、北海道ではこうした河川整備の対応に大変苦慮している状況にあります。そうは言いながらも、私どもにとりましては、災害の防止は重要な行政使命でありますことから、今後とも関係機関と緊密な連携を図り、引き続き強く要請をしていまいりたいというふうに考えております。

以上で、古川議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） 古川議員のご質問にお答えをさせていただきます。

はじめに、児童生徒の安全確保についてでありますけれども、その中の 1 点目、幕別町における不審者等出没状況は、平成 14 年度は 9 件、平成 15 年度は 12 件、平成 16 年度は 15 件と年々増加傾向にあり、平成 17 年度は 9 月現在で 4 件の発生となっております。

次に、2 点目の安全確保の取り組みにつきましては、学校だけで対応することに限界があることから、地域の協力体制が必要不可欠であるとの考えのもと、現在、老人クラブや退職校長会などによる定期的、不定期的の巡視により「声かけ」や「見守り」などのボランティア活動、あるいは住民の方々が犬の散歩や運動で地域を回りながらの「ながらパトロール」を実施していただいているところがあります。

また、郵便局の集配職員や地域のタクシードライバーの協力を得て、地域全体で児童生徒の保護・連絡体制を築いたところでもあります。

加えて、保護者を始め地域住民や商店の協力のもと「子ども 110 番の家」が設置されており、このことは緊急時の逃げ込み場所の確保と犯罪の抑止力としての効果があり、実際に昨年 11 月には札幌内地区の中学生が帰宅途中、若い男に追いかけられ「子ども 110 番の家」の旗を見つけて逃げ込み、難を逃れ大事に至らなかったという事件がありました。こうした地域住民の協力活動が児童生徒の安全の確保に繋がっているものだというふうに考えております。

3 点目の学校の危機管理マニュアルの整備状況についてでありますけれども、本町の小中学校 13 校では平成 12 年の池田小学校の児童殺傷事件以降マニュアルを見直し整備をしておりますし、毎年、学校経営案の策定時に安全についての点検を実施し、不備がないかを検証するなど改善をしているところでもあります。さらにこの危機管理マニュアルに基づきまして毎年防犯訓練を各校で実施し、侵入者に対する防衛や実践的な避難訓練・集団下校を実施しております。

そして、4 点目、教育委員会での安全対策の進め方についてでありますけれども、事件の発生情報はその伝達が迅速に行わなければならないため、当該校から不審者あるいは変質者の情報を受けた時は、各小中学校に FAX 等を使いながら、即時伝達をするほか、施設面では一部で防犯カメラや防犯感知器を設置したほか、全校にサスマタ、催涙スプレー、防犯ブザー、ホイッスル等を配備しておりますし、平成 15 年度には通学路や 110 番の家、危険箇所などを表示した安全マップを作成、配付するとともに、ホームページにも掲載し、情報の共有化を図っているところでもあります。

また、昨年度からは、帯広警察署の協力で全教職員を対象とした防犯訓練の実施と、教育委員会職員による登下校時における町内パトロールを行い、安全の確保に努めているところでもあります。引き続き関係団体と協力連携しながら児童生徒の安全対策に努めてまいります。

次に児童生徒の問題行動についてであります。

幕別町におきましては、幸い児童生徒に関わる凶悪な事件の発生は起きておりませんが、問題行動の状況につきまして若干申し上げますと、はじめに、不登校の児童生徒につきましては、平成 14 年度

の23人から平成16年度は6人となるなど減少傾向が続いております。

しかしながら、依然として不登校傾向の生徒は数名おり、この理由も、長期休業や試験、部活動などに連動して欠席してしまうことがあるとの報告も受けているところでもあります。

こうした不登校傾向の児童生徒への対応は、これまで同様に、各校で担任や校長・教頭・養護教諭などによる家庭訪問や子どもとの面接、親との協議で登校を促しているほか、心の教室相談員やカウンセラーのアドバイスを受けながら、少しずつ勉強を見てもらうなどして、自主的に登校ができるようになったという事例報告もあり、こうした地道なサポート活動が、今後の不登校児童生徒の減少に寄与するものだというふうに考えております。

また、「いじめ」に関しましては、平成14年に実施した「いじめ問題等対策委員会」のアンケート調査の結果によりますと、いじめられたと感じている児童生徒は若干おり、いじめの問題が皆無でないことは報告されております。今のところ、今年は、現在のところ報告されておられません。

こうしたいじめ問題の解決には、各学校において状況の把握と分析により、組織的な生徒指導の体制づくりで対応しているほか、「幕別町いじめ問題等対策委員会」による、いじめの未然防止と早期発見の対策も実施されているところでもあります。

また、万引きや軽犯罪での補導などについての報告事例はありませんけども、深夜営業している商業施設などやお祭りなどのイベントの際には、教職員やPTA役員によるパトロールを実施するなど、非行の芽を小さなうちに摘むなどの指導をしているところでもあります。

さらに、生活安全推進協議会など関係機関との連携を強化し、問題行動の抑制に努力してまいりたいと考えておりますが、これも先ほどの安全対策と同様に、保護者、地域の目で子どもを守り、育てることが大事だというふうに思っております。

次に、子どもの権利条例制定についてでありますけども、ご質問の中にもありましたように、未来を担う子どもたちが、心身ともに健やかに育つことを世界共通の規範として明文化するため、平成元年、「児童の権利に関する条約」が国連で可決され、日本でも平成6年に同条約が批准されたところでもあります。

しかしながら、子どもたちを取り巻く状況を見ますと、いじめ、不登校、虐待、その他の触法行為に及んでしまうなど、子どもたちが、生き生きと育つ上で深刻な問題が多く発生しているという現状にもあります。

こうした状況に鑑みまして、子どもが「権利の主体」として、大人とともに社会を形成する一員として最大限に尊重され、成長・発達していける社会を実現する取り組みの一つに「子どもの権利」について考える自治体が増えてきていることは確かであります。

昨年12月の議会でも、佐々木議員のご質問にもお答えさせていただきましたけども、その必要性について十分認識をした上で、これまでの間、教育委員会として実施してきたことは、一つには、ジュニア教育委員会の開催、二つ目には、学校関係者に対する子ども権利に関するアンケート調査の実施、3点目には、全国の条例制定市町村等の実態把握と調査研究、そして4点目は、幕別教育の日の制定、5点目には、子どもの権利に関するフォーラムへの参加などを行ってきたところでもあります。

こうした一連の取り組みの中から、教育委員会としては、「子ども権利条例」制定の必要性についての考え方を一定的な整理をしたところでもあります。

その3点にお話をしたいと思いますけども、一つには「子どもを権利の侵害から守り、健やかな成長を保障する」ことであります。

その理由としては、子どもの権利保障については、これまでも子どもの権利条約や児童権利宣言、児童憲章、さらには児童福祉法等で規定はされておりますけども、子どもたちを取り巻く環境は一向に改善されず、様々な問題や事件が絶えないという現実、それどころか子どもの権利が侵害されているという危機感が町民の間には募るばかりだというふうな答え方もしているところでもあります。

現に先ほどのご質問の中にもありましたように、幕別町内においても不審者、変質者、いじめ、虐待、その他の触法行為などが発生し、これらは年々増加傾向にあることを考えますと、地域住民に密

着した規範である条例を持つことによって、子どもの権利保障について町民一人一人が共通認識を持ち、共通理解することが、こうした問題解決に結びつき、真に子どもの権利が保障されるものだというふうに考えております。

次に、二つ目には、「子どもの権利に対して、大人が持っている誤解や混乱をなくす」ことにあるかと思えます。

良く聞く言葉に「子どもに権利なんか与えると子どもが自己中心的な考えになる」とか、「義務や責任を果たさないで権利ばかり言う子どもが育つ」といった否定的な意見、批判もあることも確かであります。

しかしながら、子どもに権利を認めたから自己中心的になるのではなく、むしろ現代の風潮の中では、権利について深く教えられていないため、自己中心になる恐れがあると考えられるべきであろうとの見方もあるわけであります。

言い換えますと、子どもの権利について誤解や混乱があるからこそ、義務と権利について町民が皆で一緒に考えるきっかけづくりが必要なのではないかと考えております。

実際に、先ほどもお話ありましたパークゴルフ会議構成町村であった富山県小杉町では、子どもたちが条例制定や権利集会への参加を通して権利保障について勉強し、理解を深めた結果、「自分の権利が守られるためには、他人の権利も大切にしなければならない。もっと、他人の気持ちを考えて行動しよう」とする子どもが増えた、このことが最も大きな収穫だったと伺っているところであります。

そして三つ目の選定は、「条例という法的な根拠づくりによって、その実効性を総合的、計画的に確保する」意味もあります。

申し上げるまでもなく、条例は自治体はその自治権に基づいて制定する自主的な法律であり、言い換えますと、行政内部で子どもの権利の総合的な保障が促進できるよう各部・課の連携を持った体制が取ることができると思えます。

同時に、条例に相談・救済の取り組みの明示や、施策の計画的推進を検証する制度を明記することで、権利保障の体制について、法規としての明確な根拠を与えることができます。

教育委員会としては、こうした考えのもと、今後は、町長部局、あるいは関係機関・団体と協議を深め、条例を制定するか否かを判断していこうというふうに考えているところであります。

もし、仮に条例が制定できるのであれば、幕別町の大人の誰もが子どもを「一人の権利主体」として認め、同時に、子どもは自分の権利行使を通して他人の権利保障についても配慮することになるでしょうし、子ども同志の間にも自主協調の精神がみなぎり、いじめや差別、虐待が少なくなることが期待できるのではないかと感じているところであります。

いずれにいたしましても、条例制定の必要性や内容はもとより、話し合いを深める過程を重視することによって、町民の意識の向上と理解を深めることにつながると思っておりますので、引き続き研究をしてみたいというふうに考えております。

以上で古川議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 古川議員。

○13番（古川稔） ただいま、教育長から答弁いただきました部分につきまして、まず質問したいと思います。

最初の児童生徒の安全確保ということでございますが、事件はいつどこでどんな形で起きるかということが非常にわからないというのが現実でありますし、そういったことで、危機感をもって児童生徒を犯罪から守るために、不審者の情報等をいち早くキャッチされることが大事かというふうに思っています。

学校と通学路の周辺、大人の目の光っているということで、非常に、老人クラブあるいは退職校長会の皆さん、そして父母であり、あるいは地域の方々の目が届いたことによるある程度安全な部分というのが進められるのかなというふうに思っておりますし、そういった行動を委員会としてもとっていただいていることには敬意を表したいと思います。

今後におきまして、効果的な安全対策を進めることが必要であるとなおさら考えるわけでありませうけれども、その点にもし何かありましたら追加でお聞きしたいと思います。

それから、2番目の児童生徒の問題行動についてでありますけれども、非常に不登校の問題ということで、不登校を含めて親御さんも困るといいますか、手の打ちように非常に苦心される部分があるわけですが、非常に減少傾向にあるということは、学校をはじめ先生方、そして町で行っております情報といいますか、相談室等も非常に効果的に使われて一生懸命やっていたところの評価だというふうに考えております。

そういうことで、今後、まだまだいろいろいじめであるとかが行われることが起こると思いますので、再度お尋ねいたしますけれども、効果的な不登校対策というのがありましたらお教えいただきたいというふうに思います。

それから、子どもの権利条約につきましては、これは非常にこれから今後、それぞれの立場、あるいは先ほど教育長から話しありましたように、子どもたちの考え方、皆さんの考え方をまとめていかなければならないということで、すぐに作るということにはならないのかもしれませんが、委員会としても前向きに判断していこうというような考え方を頂きました。今後に期待をしたいと思えますし、是非つくっていただきたいというふうに思います。これについて、もし何かありましたら追加いただければと思います。

それから、3番目の職業感の育成ということでありますけれども、町長からお話ありましたように、時代背景あるいは環境等いろいろあるわけですが、そういった部分でお聞かせいただきました。

実際にこれ、家庭教育あるいは教育現場等でも必要な部分があるのかなというふうに思いますので、教育長の立場で何かありましたらお話を頂きたいというふうに思います。

それから、最後に河川管理の問題でありますけれども、非常に道管理という中で、国の管理もありますけれども、河川の改修については今一番予算の削られているという部分があります。そういったことで、最近、各地にアメダス地点、あるいはマメダス地点が十勝管内も相当数あるわけですが、そういったことで記録的な雨がある程度記録されているということの中で、過去は帯広市1カ所というような、管内も3カ所か5カ所ぐらいの地点の測量だったということもありますので、多少情報量が増えているという部分もあるのかと思いますし、先ごろ、気象庁の方でちょっとお話を聞いたのですが、最近この温暖化傾向によって、積乱雲の発達もものすごく発達しているのだということで、集中豪雨の可能性が非常に大きくなったという形の中で、やっぱり100ミリ以上の雨が各地に降るといような、1時間雨量ですけれども100ミリ以上の雨、自分たち昔から聞いているのですが、30ミリを超えたら自動車のワイパーが効かないという話は聞いていたのですが、100ミリというのはなかなか想像がつかないので、地帯に1時間に10センチの水が降ったときに、その水が川に入ったらどういう形になるかと考えたときに、やはり皆さん方も想像されると思います。

そんなことで、土現あたりは、堤防の高さは100年の一度の災害に耐えうるという条件でつくるといことで計測されているようですが、旧途別川をつくった次の年に満杯になりました。そんなことで、非常に計算と水の出る量というのは全然違うわけでありまして、非常に恐ろしさがあるので、町長中心に何とか急いでこの対策を考えてもらえるようにお話を頂きたいというふうに思います。

これは特に、相川地区もそうですけれども、非常に相川も団地がありまして、そういったところに、夜間に水が出たときには逃げようがないといえますか、連絡の方法もないし対策も立てられないといような恐ろしいことも想定されますので、ひとつ強力で推し進めていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 最後のご質問でありました途別川の河川管理、先ほども申し上げましたように、特に旧途別川の雑木等の整備、あるいは新設工事、これらについては、私もそうでありますけれども、地域の皆さんの協力も頂きながら、是非実施していただけるように、土木現業所への要請活動を強め



てまいりたいというふうに思いますので、ご理解を頂きたいと思います。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） 1点目の、効果的な安全確保ということでありますけども、この効果的な安全対策、これも先ほども若干申し上げましたけども、やっぱり何と言っても基本は学校だけではできないことは限られている。そんな意味では、地域と家庭、学校、行政、こういった横のつながり。これが一番大事なのだらうということ、本年度から新たに地域教育連携事業、こういったものを起こしながら、学校と地域、保護者との間の協力体制をつくらうという形のを、今、それぞれやっているところであります。

特段、学校において、今、何やっているか、先ほども若干申し上げましたけども、やっぱり教職員の危機管理意識、ここがやっぱりきちんとならなければならぬらうということ、そういった意識の高揚を図っておりますし、それから、防犯管理体制の整備、それから再点検、これはいろんな意味での広いものがありますので、それを学校の中でできるものは学校の中でやろうという形のをやっております。

それと、あとは地域と連携、先ほども言いましたし、それから、新たに道教委の作成した学校安全読本、こういったものがありますので、これらを配布しながら、それを一つの形づくりとしてやっという形の中で、何回も繰り返して申し訳ないのですけども、学校は学校でできること、それから、地域は地域、家庭は家庭でできるもの、これが一つになって初めて防犯対策、効果的なものができるのだらうと。今、そういった意味では少しずつできあがってきているのかなというように思いでもあります。

それから、2点目の問題行動ということになりますけども、特に不登校対策だなどという感じでありますけども、この不登校対策、いろんなケースがあって、前にも古川議員からご質問があったと記憶していますけれども、フリースクール、そういったものはどうなのだろうかということもありましたけども、これは音更町あるいは芽室町で実施をしているところでもありますけども、実際に見てみると、それほどいったらその町の人に怒られるかもしれませんけど、それほど効果があがってないのかなと。ですから、それよりも違った形のを幕別は幕別なりにした方がいいらう。

先ほども言いましたように、不登校の理由というのは様々な形があるわけでありまして、これというものがなかなかない。それだけに、やっぱり一番いいことは、学校全体で組織的に取り組む。このことが大事なのらうと。そのことは先ほども言いましたとおり、学校の中でチーム、組織をつくってもらって、その一人の子どもに対して対応していく。そんなような形も必要でしょうし、そのためにも教員の研修体制、これも大事らうというふうに考えています。

また、幕別はスクールカウンセラーを4年前から配置して、マック心の教室、こういったところで今やっております、この効果も少しずつ表れてきているのだらうというふうに考えております。

いずれにしても、これもやっぱり学校と家庭、それから行政との連携がなかったら、こういった不登校の子どもを減らしていくことはできないらうと。今、全国的には減ってはきていますけども、いつ、またこういった不登校の子どもが増える、そういったことがありますので、十分気をつけていきたいというふうに考えております。

それから、キャリア教育でありますけども、町長からも答弁があったように、教育委員会としても当然児童生徒、子どもたちが将来社会人あるいは職業人として自立するためにも、勤労意識といったものは、職業感を身につける、こういったことは計画的に進めなければならないらうというふうに考えているところであります。

今、幕別町でどんなことをやっているのか。いわゆる小中学校の実態でありますけども、これは地域性あるいは学校によっていろんな状況、違いがありますけども、特別活動の時間をつかったり、あるいは総合的な学習の時間、こういった中において、様々な職業を調べたり、自分の特性の理解を深めたり、あるいは職場見学、就業体験、こういったことをやっているのが実態であります。

北海道教育委員会におきましても、昨年度からこうしたキャリア教育についてのモデル事業なんか

をするための調査研究をやっておりまして、本年度からキャリア教育に対するモデル事業を北海道内で、これは文科省の事業でありますけども、これを実施する。ちなみに十勝管内でも中学校2年生を対象にして、6町村10校でこの事業に取り組んでいる。そこでどんな形のものが教育としてはいいのかどうか、これらが検証されていくのだろうというふうに考えております。

子どもの権利条例については、特に、特にということもないのですが、やっぱり先ほども言いましたように、これは地域の中でこの権利条約、そのもの自体がどんなふうに理解をしてもらうか。ですから、今後はそういった形の中で、条例をつくる前の条約の在り方とかいろんなものを、住民の方々に啓蒙したり普及したり、あるいは広報活動をやっていこうと。そのことが条例云々の形の中に最後は結びつくのかなというふうに考えております。

○議長（本保証喜） 以上で、古川稔議員の質問を終わります。

次に、永井繁樹議員の発言を許します。

永井繁樹議員。

○17番（永井繁樹） 通告に従いまして、ホームページのバリアフリー化対策について、質問をいたします。

情報化社会は、私たちに様々な恩恵をもたらすだろうということが予測されます。

そんな中で、高齢者や障害者が情報化社会の恩恵から阻害されるようなことがあってはなりません。

しかし、現実には、高齢者や障害者の存在が考慮されないままに、情報機器の開発が進められているというのが現状ではないでしょうか。

昨年6月に、ウェブのアクセシビリティ、いわゆるアクセスのしやすさに関するJIS規格が制定されて、自治体がホームページを作成する際、高齢者や障害者などに配慮すべき事項が具体的に示されました。

ウェブのアクセシビリティというのは、視覚や聴覚の特定の感覚器官が制限されている利用者にもアクセスできるようにすることで、単なる音声や文字の拡大ではなく、音声にすると誤読も生じるので、表現そのものも見直すことになります。

肢体不自由者への配慮も検討しなければなりません。

幕別町は、これまでホームページの原稿入力から更新作業まですべて職員が行ってきました。このことは、個人情報保護、情報管理の観点からも評価できるものであります。

今後におけるバリアフリー化も、現在と同じ職員によるやり方で行った方がよいと私は思います。職員一人一人が、アクセシビリティの向上がいかにか障害者など情報弱者の役に立つかを自覚することが不可欠であります。

さらに、職員の意識変革が必要になります。

他の自治体に負けないシステムづくりをじっくりと取り組むために、仮称「ホームページのバリアフリー化検討委員会」を設置して、今後の新規事業としてしっかりとした予算要求をして積極的に取り組むべきと、私はと思いますが、町長はどのように考えられているのでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 永井議員のご質問にお答えいたします。

ホームページのバリアフリー化対策についてであります。

本町のホームページにつきましては、平成14年4月に開設され、これまで、約14万件のアクセスを頂いているところであります。

なお、開設当初に作成いたしましたホームページにつきましては、より利用しやすく、より見やすくするために、本年4月にリニューアルを行ったところでありますが、このリニューアルに際しましては、町職員による「ホームページ検討チーム」を立ち上げ、利用者が見やすい色使いや、文字の大きさを変更できるようにすることの2つの項目を決定し、各課のホームページ作成担当者へ周知を図ったところであります。

JIS規格では、ホームページのアクセシビリティに関しては、規格や仕様、表示スタイルなど多岐

にわたり規定いたしておりますが、本町のホームページが配慮した項目は、その一部分でありますことから、バリアフリー化に対応するためには、さらに検討を進める必要があるものと認識いたしているところであります。

このようなことから、本年度、既に取り組んでおります電算統合システム整備事業の中で、音声読み上げへの対応、表示スタイルの一貫性などの項目にも配慮し、バリアフリー化に対応したホームページを作成してまいりたいと考えているところであります。

なお、取り組みについては、既存の「ホームページ検討チーム」において、バリアフリー化の検討を進めてまいりたいと考えております。

また、ホームページの作成担当者に対しましてもアクセシビリティの向上に対する情報の提供及び研修等を行い、常に情報の受け手側の目線に立って情報を発信するという職員の意識改革にさらに努めてまいりたいというふうと考えているところであります。

以上で、永井議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 永井議員。

○17番（永井繁樹） 今回の質問に当たりましては、町長もご存知のように、私もホームページを開設している関係上、こういったバリアフリー化に対しては非常に強い関心を持ち始めております。

ただいまの答弁の中で、庁舎内における取り組みの姿勢というのは将来性がある中で理解はできません。

そういった委員会を設置されていることについて、まず具体的にお聞きしますが、職員間での委員会取り組みというのは、全庁バランスよく委員会メンバーは入られておられるのか。それによって、将来性がまた変わってきます。

過去に電算電算にかかわる委員会がございましたが、それらについての活動の評価というのは、私は少ししぶいところがあります。

ですから、そこから生まれ変わって、今回のリニューアルにかかわった委員会というのは、現況の中でわかりましたけれども、将来的に考えて、この委員会が専門的な委員会に成長していけるのか。そのための人材が選択されているのか、まずこれ1点をお伺いします。

それと、今の積極的な取り組みの答弁がありましたので、お許しを頂いて、情報化全般におけるバリアフリーのユニバーサルデザインに向けた改善について、ホームページを語るときにはどうしてもここがはずせないところでありますので、町長の考え方を伺いたしたいと思います。

一般的に、バリアフリーのユニバーサルデザインというのは、町長もご存知だと思いますが、視覚・聴覚者障害等の障害者を含めた全住民、幕別町では町民になりますが、これらに平等に情報を入手できるように方策を考え、仕組みを考えていくということが定義になっています。

それで、現在のところ、ホームページにかかわってはそういった対応はできると思うのですが、福祉全般にかかわって情報のバリアフリー化を考えるとときには、やはり別のそういった部会ですね、私が考えるのは部会が必要であろうと。

端的に申し上げますと、今は総務・企画の中で、そういった情報にかかわる方策を立てられていると思いますが、これが障害者等を含めたバリアフリー化になると。扱っていく所管が私は変わっていくだろうと。できることであれば、福祉の部分でのまちづくりにかかわる推進協議会、これらあたりに部会を設けられて、さらには情報のバリアフリー化、いわゆるユニバーサルデザインに向けた改善提案を町長に答申されるような方向性、なぜならば、これは来年2月には忠類との合併による新町がスタートします。それを見合わせていくことを考えるのであれば、当然このユニバーサルデザイン化というのは、かなり重要な位置付けになってきます。

現時点での質問ですから、詳しい答弁まではいりませんが、おおよそどういう方向で、町長は考えられているかをお伺いしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） まず1点目の委員会のメンバーといいますか、どういう人たち、あるいはどうい

う方向で委員会が進められているのかということではありますが、大体は企画室が事務局、窓口になりまして、大体庁舎内の若い方々、さらには、これはちょっと異質でありますけれども、町民の方からアドバイザーというような形で、こうしたことに卓越している、お名前申し上げてよろしいのかと思うのですが、古舞の堀田さんですとか、駒島の堀内さんというような方にもアドバイザーという形で参加していただいている。あるいは、農協から派遣できています農業公社にいる職員の方など。そういったことの含めた中で、庁舎全体のバリアフリーを含めたいわゆるユニバーサルデザインも含めた中でホームページの改善に向けての委員会を設置されている。これは、これからも引き続き続けていくということになろうかというふうに思いますし、さらに今再度ご質問ありました福祉ですとかいろんな分野のいわゆる部会的なものの必要性というのは、これはまたこの中で検討された中で、必要なものは部会あるいはさらには新たな委員会、あるいはさらに必要な予算も含めてでしよけれども、対応を講じていかなければならないのだろうというふうに思っております。

したがいまして、当面は今、始まりましたこのホームページの改正検討委員会の中でいろいろ論議を頂き、私どもにもいろいろ話を聞かせていただいた中で、今後の対応についての判断をしていければというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 永井議員。

○17番（永井繁樹） そのメンバーの確認なのですけれども、企画室中心のメンバー構成、一部アドバイザーが入っているという。ここで再確認しますが、各課にわたって、それぞれ最低1名以上はこのメンバーに入られておられますか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今、申し上げましたのは、企画室が中心で企画室が事務局を持って対応をしているということで、各課すべてではありませんけれども、どちらかというと広域的な意見、専門的なことが求められるわけでありますから、それらに関心の高い人たち、若い方が中心でありますけれども、税務ですとか、施設課ですとか、水道課ですとか、あるいは当然のことながら、教育委員会ですとか、支所ですとか、そういった中から10名余りで構成をしているというのがメンバーでありまして、それぞれの持っている知識を頂きながら、いろいろなものに対する検討を進めているという状況であります。

○議長（本保証喜） 以上で、永井繁樹議員の質問を終わります。

次に、助川順一議員の発言を許します。

助川順一議員。

○6番（助川順一） 農業振興公社について、質問をいたします。

平成14年6月に設立され、3年を経過し、担い手対策、農地流動化対策、情報システム等を一体的に行い、農業振興に寄与しているところであります。

その中でも、情報システム化の取り組みについて十分ではない部分があると考えられます。

農協、農業委員会、農業共済組合、農林課、土地改良課とそれぞれの持つ情報を集積し、提携を密にしていくべきと考えます。

そのことが、農地の流動化対策、農地基盤整備計画、そして将来的に取り組まなくてはならなくなる農地交換分合事業にとっても基礎資料となる重要なことであります。

以下、2点について答弁を求めます。

一つ、情報システムの情報集積の状況と今後の取り組みについて。

二つ、関係組織、機関との提携について。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 助川議員のご質問にお答えいたします。

農業振興公社についてのお尋ねであります。

1点目の情報システムの情報集積の状況と今後の取り組みについてであります。平成14年度に導入いたしました農地地図情報システムは、農地基本台帳システムをはじめとする7つのシステムで構

成されております。

まず、農地の基本となります農業委員会の農地基本台帳システムや公社が行います農地の流動化に関するシステム、あるいは担い手や認定農業者を支援する経営体育成システムについては整備が既に終了いたしており、農地に関する相談や農地保有合理化事業を行うため、面情報として、あるいは農地の流動化計画の策定に向けて検討するためのシステムとして公社において、現在活用しているところでもあります。

また、町においても農業振興地域における農用地区域の管理や認定農業者等の管理に活用しているところでもあります。

今後の農業振興に向けて、あるいは災害情報を把握するためのシステムも整備されておりますことから、雨や風などの農地災害に対しましても活用が可能と考えております。

整備途中のシステムとしては、土地改良履歴管理システムがあります。現在、昭和50年ころからの基盤整備情報を入力するためのデータを整理しているところでありまして、膨大な量でもありますことから多少時間を要しておりますが、整理され次第、その管理及び今後の事業計画樹立に活用していきたいというふうに考えているところでもあります。

次に、幕別町農協で行っておりますコントラ事業などに活用可能な農作業受委託支援システムにつきましては、幕別町農協が第4次農業振興計画の中で、マッピングシステムを活用した圃場管理システムの研究に取り組む位置づけをしており、公社におきましても相互に連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

また、作付け情報や土壌管理情報などの農業者を支援するシステムにつきましては、農業者が持つ情報を農業情報システムで集積し、その情報から農業者個々の経営、あるいは生産性の向上に向けた支援に結び付けていくことが必要でありますことから、本年、モデル地域に南勢地区と美川地区の2地区を選定し、その中で農業共済組合との連携も含めて関係機関と協議を重ねながら進めているところでもあります。

次に、2点目の関係組織、機関との提携につきましては、事業を進める上で非常に重要なことと認識いたしております。

農業情報システムの導入により情報を一元化し、各関係機関が共有することによって一体となった農業振興が図られるものと考えております。

今後とも、全ての情報を関係機関が共有するにはまだ多くの課題はありますが、農業者の皆さんのご意見を賜りながら、情報システム全体の有効活用について関係機関と協議を重ねてまいりたいと考えているところでもあります。

以上で、助川議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 助川議員。

○6番（助川順一） 大体の答弁は聞かせていただきましたけども、私もどうしても足りないなと思っていたのは、土地改良の経歴ですね。これはもちろん町の土地改良課もありますし、あとは個人でやっている部分、そして、農協がやっている団体営、そういったものもすべて入れていかれる方向で考えているかどうかということの一つと、あと、農業委員会と公社の絡みですね。なかなか1年目、2年目は役割分担というか、うまくいっていない面も見られたわけですが、そういう部分では、改善されてきているのかどうかということ、ちょっとこの2点だけお聞きしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話がありましたように、土地改良基盤整備にかかわっては、それぞれの事業によって、農協が事業主体になるもの、あるいは国営、道営、いろいろあるわけがありますけども、それらを含めてすべてをこのシステムの中に入れていきたいということで作業を進めております。

それから、2点目の農業委員会と公社の関係でありますけども、何しろ14年のスタートでなかなか慣れるまでお互いいろんな意見の食い違いなんかもひょっとしたらあったのかもしれませんが、順調に推移をしているものというふうに思っておりますので、なお一層、連携を密にしながら、農業

者の皆さんの期待に応えられるように、公社事業、頑張らせていただきたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、助川順一議員の質問を終わります。

この際、14時まで休憩いたします。

13：46 休憩

14：58 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○3番（野原恵子） 通告に従いまして、2点について質問いたします。

アスベストの被害実態と対応策について。

今年、6月から7月にかけて、アスベスト製品を製造していたメーカーから、労働者及び周辺住民の癌による死亡及び健康被害への実態が明るみになり社会問題になっています。

アスベストは、天然の鉱物で、耐火性、耐熱性に優れて、酸やアルカリなど薬品にも強いなどの性質を有していることから、耐熱材や摩擦材などとして広く使用されてきました。

特に、輸入されたアスベストのほとんどが、建築材料として消費されてきました。

アスベストは微量でも吸収すると肺が硬くなって、肺の働きを奪ってしまう石綿肺が起こることは古くから知られ、欧米諸国では40年も前から問題になっていました。

日本では、1971年に、旧労働省が、石綿の粉塵を吸い込めば、肺癌や中皮腫が発生すると通達を出しているながら、政府、業界が管理して使えば安全との立場に固執し、海外で使用禁止が広がっても、政府が抜本的な対策をとらなかったため、底知れない被害を招いています。

アスベストがおもな原因とされる癌の一種、中皮腫による死者は、日本政府が統計を取り始めた1995年以来、9年間で6,060人にも達し、急増傾向にあることが厚生労働省の人口動向調査で明らかになりました。

その被害者は労働者だけでなく、家族や周辺住民におよび、不安が高まっています。

そうした中で、徹底した実態調査と救済、被害防止の対策が急がれています。

被害実態が明らかになる中、町民の中にも不安が広がり、公共施設等の実態調査、そしてその公表、対応策を望む声が出ています。

町長は行政報告で、庁舎内にアスベスト対策会議の設置を報告されましたが、その中で、既設の全公共施設でのアスベスト使用の実態、さらに民間の幼稚園や学校、福祉施設、町民が無差別に利用する民間施設の現状把握について、早急な調査、公表、さらに健康予防対策などを講じる必要があると考えます。

したがって、次の点について伺います。

①公共施設の再点検の方向性は。

②幼稚園、学校、福祉施設、町民が無差別に利用する民間施設（銀行・郵便局・スーパー・ホテルなど）も行政として現状把握を行うこと。

③アスベスト除去が必要な施設については対策時期を明らかにし、実効ある対応策を講ずること。

④町民の不安を解消するための相談窓口の設置、広報などによる周知徹底を図ること。

⑤防護策に必要な経費も含めて関係機関に働きかけること。

次に、子育て支援についてです。

少子化、核家族化など、子育て環境は大きく変化してきており、要因も多様化、複雑化しています。

そんな中で、幕別町が取り組んだ子育て支援事業は、平成13年10月に開設されてから4年となり、若い世代の父母を支援する施策として好評です。

現在、南保育所内で実施していますが、参加の多い年齢の利用日数の拡充や、歩いて参加できるところでの実施の要望が強く出されています。

また、核家族世帯が増えてきていることから、家族の病気や介護などのとき、子どもを一時預かってほしいという要望も強く出されています。

したがって、次の点について伺います。

①年齢に応じた利用日数の拡充を行うこと。

②本町と札内で増設を行うこと。

③一時預かりの実施を行うこと。

以上です。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 野原議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「アスベストの被害実態と対応策」についてであります。

ご質問の1点目「公共施設の再点検の方向性」についてであります。先の行政報告で申し上げましたとおり、庁舎内に設置いたしましたアスベスト対策会議におきまして、全公共施設の再点検を実施することといたしましたので、現在、既に点検作業を進めておりまして、10月末には終了させたいと考えているところであります。

2点目の「民間施設の現状把握」についてであります。現在、北海道が市町村に依頼して、民間施設の「アスベスト使用状況調査」を実施しているところであります。

本町におきましても、この依頼を受けて調査中であります。

なお、調査対象は、非木造で500平方メートル以上、建築年次が昭和31年から昭和63年までの建築物となっております。

3点目の「アスベスト除去が必要な施設の対策時期を明らかにすることと実効ある対応策を講ずること」についてであります。この点につきましても、行政報告で申し上げましたとおり、過去の調査において石綿が使用されていることが判明している施設につきましては、「石綿障害予防規則」に定められている「囲い込み」という措置により、既に対策を終えているところであります。

また、このたび実施しております点検調査により対策が必要な施設が判明いたしましたなら、それらについても対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

4点目の「相談窓口の設置と広報などによる周知徹底」につきましては、アスベスト対策会議におきまして、アスベストに関する情報提供など総合的な窓口を町民課、公共施設に関する問い合わせなどにつきましては総務課、健康相談につきましては保健福祉センターで、アスベスト使用建築物の解体や住宅建材に関することは施設課が担当することとしたところであります。

なお、国におきましては帯広労働基準監督署が、北海道におきましては十勝支庁環境生活課及び帯広保健福祉事務所が相談窓口となっており、専門的な情報を持って対応しておりますので、連携を図って対応してまいりたいというふうに考えております。

なお、こうしたことについて、アスベストに関する相談窓口に関することについては、なかなかわかりづらいかと思しますので、一般的な情報につきましては、今後、広報等におきまして周知を行う予定であります。

5点目の「防護策に必要な経費も含めて関係機関に働きかけること」についてであります。現在、国におきましては、実態調査と健康被害に対する救済策を中心とした対応策の検討を行っていると同っておりますので、その検討結果を待って、今後の対応を進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、「子育て支援について」であります。

1点目、「子育て支援センター事業の拡充」についてであります。ご質問にありますように、平成13年度に札内青葉保育所に子育て支援センターを開設し、現在は保育室1室を活用し事業を行っているところであり、対象年齢を曜日ごとに振り分けていることから、利用者の方から事業を拡大して

ほしいというような要望もお聞きしているところであります。

ただ、現在の施設の中では、なかなか難しいのかなというふうに思っております。

ご案内のとおり、平成18年度には札内さかえ保育所を移転改築する予定で計画を進めております。子育て支援センターをその中に併設するというような形で計画もしております、何とか平成19年度の供用開始の際に、利用日数の増など事業も拡充も含めて、検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、2点目の「本町と札内で増設を」とのことではありますが、本町地区におきましては、本年4月より、子育て支援センター職員が月に1度保健福祉センターに出向き、「遊びの広場」事業という名称で育児に関する指導及び相談など子育て支援センター事業を始めたところであります。

現在6組程度の親子の方々にご利用を頂いているとのことでもあります。

また、本年9月より、先日新聞にも出ておりましたけれども、地域住民みんなで子育てを助け合うために、保健師が「世話好き、世話焼き隊」略して「すきやき隊」という町民ボランティア10名の方々のご協力を頂く中、健康相談、育児相談及び育児のお手伝いなどを行う事業を始めたところであります。子育て支援センターに代わる事業を展開してきているところであるため、当面は、これら事業のご利用を頂きたいと考えているところであります。

3点目の「一時保育を実施すること」についてであります。前段申し上げましたように、新築する札内さかえ保育所において、平成19年度から実施することで計画しているところでありますので、しばし猶予をいただければと思っております。

以上で、野原議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○3番（野原恵子） アスベストに関してですが、公共施設の再点検の方向性というところでは、今、道が実施の方向でということで報告がありましたが、これは500平米以上、昭和31年から63年までとなっていますが、それ以外の施設の調査ということはどのようになるのでしょうか。

小さいところでも、アスベストを使用していれば、そこで居住している人たち、利用する人たちにはその被害がおよぶ可能性もあるのではないかと思います。ですから、全町民が利用する施設、そういうところの実施は、国、道が実施しなかった場合には、町独自で実施していくということが一つ必要ではないでしょうか。

それから、民間施設の場合なのですが、これも町民が利用するという点では、国、道が実態調査をしないということであれば、町独自でも実施していくということが1番とかかわって必要ではないかというふうに思います。

それから、3番目なのですが、町長も報告されておりましたが、町の施設や何かは囲い込みで対処しているということでしたが、あるところでは囲い込みをしたところでも、体育施設にかかわるような施設ですけれども、ものがぶつかったりだとか、そういうことで、その塗装ですとか封じ込めが壊れてしまう。穴が空いたりして、アスベストが出てくるという危険性もあるということで、そういう場合の対処もしっかりと考えていく必要があるのではないかと思いますので、その施設の今後のそういう点での対応策も考えていく必要があるのではないかというふうに思います。

あと、解体作業や何か、これからそういう施設、民間の施設ですとか、住宅などでも、アスベストを利用している家屋などを解体するときには、そういうものが飛散する場合があると思うのですよね。

そういう対策も町民の健康を考えた場合に対策を考えていかなければならないと思うのですが、そういうようなところ、そこに住んでいる人たち、作業をする人たち、そういう人たちへの対策をどのように考えているのか、その点もお聞きしたいと思っております。

それから、防護策ということでは、今、町としては情報ですとか公共、各種にかかわるところで各課がそれにかかわっていくということだったのですけれども、町民としては全体として、広報で周知徹底するというところだったのですけれども、どういうところで被害に遭ったかわからないという方もいらっしゃると思うのです、町民の方で。それですとか、自分がそういうことに被災しているという



こともわからないで暮らしているという方もいらっしゃると思います。そういう場合の周知徹底、広報ではわかりやすく周知徹底するということが必要ではないかと思ひます。

それから、町民の実態調査というところでは、働いている人たちは癌にかかった場合に、現場の労働者でしたら、労災認定で労災を受けることができると思うのですが、家族の方ですとか、それから一人でそういう仕事をしている人ですとか、そういう人たちには労災認定ということは、今のところ対応にはならないと聞いております。

ですから、そういう人たちへの対応策ということもしっかり考えていかなければならないと思うのですが、その辺のところは、公費による住民の健康診断、そういうことも実施していくということが必要ではないかと思うのです。

このことは国や道がこれからどうしていくかということも、これから考えられていくことではあると思うのですが、そういう実態調査をきちっとしていく、そのことが国とか道とかに意見をあげていく場合非常に大事だと思うのですよね。ですから、健康診断と実態調査をきちっとやっていくことが、このアスベスト被害に対する対応策として、今後、大事ではないかと思ひます。

この被害は、今、30年、40年になってそういう病気が発見されるということですので、対応策を今からしっかりと、町民に対する対応策を持っていくことが必要ではないかというふうに考えます。

それと、子育て支援なのですけれども、今、1カ所ですしているということで、前も質問をしておりますけれども、平成19年にさかえ保育所で実施していくということは前の答弁で聞いてはいるのですけれども、そこまで待てないという若い世代のお父さん、お母さんの要望が非常に強いのですよね。

ですから、曜日ですとか、それから年齢に応じた開設曜日を拡充していく、それが、今非常に要望が強いので、その手立てを打てないかということなのですけれども、今、保育する施設がないということなのですけれども、学童保育所が今4カ所あります。そこで利用でいる学童保育所、午前中その施設を利用して子育て支援を実施できないかという、そのことを一つお聞きしたいと思ひます。

それと、幕別の転勤族や何かで、他の自治体から転勤してきている若いお母さんたちの話を聞きますと、多様な子育て支援策を行っているということで、そこでの拡充も、アンケートや何かもとって実施していくことが必要だと思うのですけれども、この育成支援に関するニーズ調査、この報告の中でも、今、子育て支援の情報を提供してほしい、それから、子育て支援の利用日数を増やしてほしい、こういうアンケート調査も出ております。ですから、それに応えていくためにも、今、できるところで対策を考えていく必要があるのではないかと思ひます。

それから、一時預かりですが、これもアンケートの中では一番多い要望です。これも先ほど民間の方が「すきやき隊」という形でいろんな相談をされているということだったのですけれども、ここでは一時預かりとか、そういうところも実施はされていないのではないかと思うのです。

町の責任として、来年から忠類と合併するわけですから、その施策を広げていくということでも、学童保育の施設、いろんな施設を利用して実施をしていくことができないのかということ、その点を質問いたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 最初にアスベストにかかわってでありますけれども、先ほど申し上げましたように、昭和31年から昭和63年までの非木造の建築で500平米以上と、これは民間施設の調査を対象にやると。公共施設はすべてやるわけですから、その面積とか年数とかにかかわりないわけですが、

恐らく、63年以降はもう、そういうアスベスト関係の建材というのは使われていないということなのでしょうし、昭和31年以前は、まず今の段階で500平米を超えるような非木造がほとんどないのだろうというようなことが、恐らく調査の対象外になっているのだろうというふうに思っております。

ただ、いずれにしても、これは町独自が調査をやるということではなくて、今、道からの指示を受けて、全道一斉にその調査をやって、それを道段階が取りまとめて、恐らく次の何らかの施策を講じてくるのだろうというふうに思っておりますので、町独自ですべてをやるということにはちょっとならないのだろうというふうに思ひます。

それから、1回囲い込みしても、確かに穴が空いたりや何かということがありますので、それも前回の行政報告で申し上げましたように、囲い込みをやった施設については、再度、測定をやりまして、その結果、いずれも異常はないということの結果を得ておりますので、これらも引き続き再度の調査は、ほかの施設についても進めていきたいというふうに思います。

それから、解体については、これは本来的には民間の施設の解体は、事業者そのものが責任をもって解体をするというふうに言われております。

ただ、先ほども言いましたように、いろんなところにアスベストの問題というのは波及をしております。言っては悪いのですが、学校関係でも教材の中にそういうものもあるのだろうし、ほかにもいろいろありますから、医療もありますし、それからいわゆる産業面もありますし、労働の面もある。そういったことの中で、今、国としては全体を通じた中での施策を構築しようということ調査が進められたり協議が進められているわけですから、私どもはそれを待って、町としての対応をこれから進めていかなければならないという段階でありますので、ひとつ理解をいただければと思っておりまして、まして労災認定がどうのこうのということになってきますと、なかなか町村だけではできない問題ではないのでないかというふうには思っていますし、まだ実態調査をやると、幕別町民だけに労災かどうかの実態調査をやるなんていうことにも、ちょっとならないというふうに私は思っております。

次の子育て支援でありますけれども、先ほどから申し上げますように、1カ所ありますから、当然やるのが限られるのだと。

それから、それには学童保育所を使ってやればいいのかということですが、これかといって、建物はそれで解消されるのかもしれませんが、人の問題は、今度はあるわけですから、今の保育士の中で、全部対応できるかと。ましてや幕別、札内に1カ所ずつ支援センターを開設して、それに保育士をつけていけるかということになると、なかなか難しいのだろうというふうにも思っておりますし、何とか私どもは、やらないということではなくて、これからも一時保育も含めて新しい施設の中で開設をしていきたいという中で、今、協議をしているということで、何とかご理解をいただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○3番（野原恵子） 今、アスベストの件ですけれども、労災認定を町でしなさいとか、そういうことではなくて、それから外れた人たちの健康も非常に心配だということで、そういう人たちの健康調査、そういうことも必要ではないでしょうか、ということなのです。

例えば、労働者にかかわる家族の方々も知らないで吸飲している場合があるということも報告されております。また、一人でそういう仕事をしている方たちも、健康をチェックする機会が余り多くはない。そういうところを町が救っていくという意味で、健康調査が必要ではないか、ということを質問したわけです。

そこのところの手立てが町として必要ではないでしょうかということなのです。

それから、子育て支援センターについては、何回も質問しているところなのですけれども、それにもまして、若い子育て世帯から非常に要望が多いということなのですよね。

ですから、そこの手立てを施設の場合、それから、確かに今保育士をどうするのかということもあると思うのですけれども、そこは、今、本当に少子化で子育ての環境も複雑になってきているところで、少しでも早く手立てを打っていくということが応援するということにつながるのではないかとこのように考えます。

ですから、そこの対策を手前に引き寄せてできないでしょうかということなのです。

それから、合併した場合には、忠類できて幕別ではできていないところであれば、一時預かりですね、その分今このところの要望が非常に強いわけですから、そこのところの手立てを手前に引き寄せてできないでしょうかということなのですが、その点について、もう一度お伺いいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目のアスベストの関係、例えば、労災を外れた、あるいは家族の方々の健康調査をやってはどうかということですが、これもなかなか言葉で言うよりは現実には難しいのだろうというふうに思います。

例えば、町で誰をどういう、全町民にどういう調査をやるかということ、単純に浮かべてもなかなかできないですし、何でも広報に載せて出てくればいいのかということにもこれはならないのだと思います。

例えば、この間の新聞なんかを見ますと、帯広の医師会が、そういうことに対しての不安があるような人は是非来て受けてくださいというようなことも現実にはやっているわけですから、私は、これはそれなりの役割の中でやっていただくことはいいのではないかとこの気はするのですが、

何でも広報で、ちょっと労災の認定で漏れた人はいませんかという調査をやるというのは、私はちょっとどうかとは思いますが。これはちょっと言いすぎたら申し訳ありませんけれども。そうは思います。

それから、子育て支援も、例えば、幕別は今、遊びの広場でも6世帯ぐらいの人なので、親子で。

これを、逆に言うとみどり保育所が空いているから、施設の面の心配はないのですが、保育士の問題は別にして、6世帯ほどの皆さんで意見が強い、要望が強いということで開設するのもなかなか効率的にはどうなのかなということもひとつ考えられますし、もう一つ、先ほど言いましたように、今、あおば保育所の一室でやっている中では、いろんな工夫をしながらやっています。

土日にもわざわざ保育士が出て行ってやったり、いわゆる先ほども言いましたように、曜日ごと、あるいは年齢別に分けてもやっているわけですから、これらについてはできる限り、これからも利用者の皆さんの意見を聞く中で、努めてよい方向にもっていきたいというふうに思いますけれども、絶対的な問題としては、やはり新設の保育所の中で構築していく、事業を進めていくというのが私はいいのではないかとこのふうには実は思っております。

忠類村との話がありましたけれども、今日は忠類の皆さんもいらっしゃいますから余り言いませんけれども、それは、忠類村は忠類村なりのその事情があって、今、一時保育をやっているわけですが、これも決して毎日やっているわけではないというふうには伺っておりまして、土曜日のみの一時保育ということですから、ちょっと野原議員の質問とは違う部分があるのかなと思いますけれども、それ以上余り多くは言いませんけれども、一時保育、あるいは支援センターの充実拡充、これらについてはこれからは私は是非やらなければならない事業だと思っておりますので、これから十分内部でも検討しながら進めさせていただきたいと思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

次に、豊島善江議員の発言を許します。

豊島善江議員。

○1番（豊島善江） 先ほどの古川議員の質問と重複いたしますが、さらにお尋ねしたいこともありますので、通告どおり質問させていただきます。

1番目、幕別町子どもの権利条例制定について。

子どもの権利条約が日本で批准され11年が経過いたしました。全54条からなるこの条例は、教育のみならず、保健、医療、福祉、文化など、子どもの人権の全ての分野にわたり、人類の英知を結集してつくられたものです。また、子どもの基本的人権を尊重し、人格の全面的かつ、調和のとれた発達のために家庭、社会、教育の場に置いて取り組むべき課題についても述べられています。

この間、学校では生徒や保護者の意見表明を保障するシステムづくりや自治体では独自に子どもの権利条例をつくるなどの取り組みが進められています。子どもへの虐待や競争教育、不登校など、子どもを取り巻く状況はますます厳しく、子どもの権利条例が実現されることが求められています。

しかし、54条なる権利条約が、子どもたちをはじめ、多くの町民にはなかなか知られていません。

より一層、身近なものとなるよう、町民参加で幕別町子どもの権利条例を策定してはどうでしょうか。  
2番目、天下りの見直しを。

景気低迷が長引き、雇用情勢が厳しい中、役場を退職した管理職が、町が出資する関与団体等に再就職をしています。町内では、定年退職後、職を探す人や、また、毎日のように職安に通っている若者もいます。長年続けられてきたこのような天下りに、町民から批判の声が出てきており、退職された管理職の方の再就職の在り方を見直すべきではないでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 最初に私から、豊島議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ご質問の2点目の「天下りの見直し」についてであります。

毎年退職する職員の内、数名が再就職していることについては、お話をあつたとおりであります。

ただ、私は国などで言われている天下りというようなこととは本質的には異なるものだろうというふうに考えているところであります。

公務員の再就職の在り方については、憲法上の職業選択の自由にも関係する問題であり、権限等を背景とした押し付け的な再就職のあつせんは、これは当然否定されるべきであるというふうを考えておりますが、個人の能力を活用した再就職は、社会全体における人材の有効活用という側面もあり、否定されるものではないというふうに基本的には考えております。

本年3月末に退職された職員の方の中から4名の方が再就職をしておりますが、決してこれは私ども町の権限で再就職のあつせんをしたものではありません。逆に相手側から求められて就職を決められたというのが実態でありますので、ご理解を頂きたいと思っております。

以上で、豊島議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） 豊島議員のご質問にお答えをさせていただきます。

詳しくは、先ほども古川議員に、私どもの考え方、これについては述べさせていただきましたけども、今、全国の自治体で、子ども権利条例、これをつくる背景には、平成6年の「児童の権利に関する条約」、これを日本が批准したにもかかわらず、子どもを取り巻く環境が一向によくならないという現実問題があつて、全国各地で条例制定に向けて動き出しているのだというふうに理解をしているところであります。

ご承知のとおり、子どもが育つ家庭や学校はこれまで地域が中心になって支えてきた経緯があると思っております。

しかしながら、今はどうかと言いますと、こうした地域社会の中で子どもを見守り、育てるという環境は薄れ、危なくなつてきているという事実認識に立ったとき、私は、やはり家庭や学校、地域社会の各分野から見直し、どうすれば子どもたちを伸びやかに、健やかに育てることができるかについて、今一度、幕別町に住む方々が一緒になつて考え、子どもを地域で育てる気運を盛り上げることが大事だと考えているわけでありまして。

そのための一つ的手段として、子どもたちが実際に生活している自治体・幕別町として、その実態に即した条例をつくり総合的に推進していくのも、まちづくりの一つあるいは教育行政推進策の一環でもあるのだというふうに感じたところであります。

古川議員のご質問にもお答えをさせていただきましたけども、「子ども権利条例」制定の必要性につきましても、教育委員会の立場としては、一つには、子どもを権利の侵害から守り、健やかな成長を保障すること。

二つ目には、子どもの権利に対して大人が持っている誤解や混乱をなくすため。

そして、3点目は、法的な根拠づけによって、町民にわかりやすく、権利の保障意識を喚起する意味からも大事なことだというふうに感じております。

しかしながら、これはあくまでも、くどいようですが、教育委員会事務局による現段階の考えでありまして、今後は町長部局との協議はもちろんのこと、「子ども権利条例」制定に向けては、こ

れまでのような行政主導型で策定するという手法から、条例の内容はもとより、条例づくりの過程を重視、町民や子どもたちが一緒になって条例づくりに参画する。いわば、住民参加型の条例づくりを目指すことが町民の意識向上と理解を深めることにつながるものだと考えました。

したがって、こうした条例制定につきましては、若干時間はかかりますけれども、引き続き多くの方々の協力と連携のもとに進めていきたいというふうに考えていますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上で、豊島議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 豊島議員。

○1番（豊島善江） それでは、1点目の子どもの権利条約のことから再質問します。

教育長から答弁がありました。本当にこの3点の条例が必要だというこの教育委員会の事務局の見解ですが、これはそのとおりだというふうに私も思っています。

実は、札幌の方の資料なのですけれども、札幌で子どもの権利条約がどのくらい知られているかというアンケートをとったところ、ほとんど知られていないという結果になったそうです。

子どもも大人も、また高校生も含めて、約8割の方が名前は何となく聞いたことあるけれども中身は知らない。また、全く知らない。こういう結果があったそうです。

権利条約が批准されてもう11年ですから、批准された当時は結構広報や何かでもお知らせして、多くの方が知っていたのですけれども、やっぱり10年経ちますと、ほとんど知られていないという現状にあります。

そういう中で、やはり子どもの権利条約そのものもきちんと知らせていくということでは、私はこの町独自の条例をつくっていくということがものすごく大事なことだというふうに思っています。

それは、教育長の答弁の中にも、小杉町の例を挙げていましたけれども、条例制定の中で、たくさんの方々の考え方の変化だとか、そこで学ぶことが多いというのが、これはそのとおりだと思います。

それから、条例の策定をすることと、その過程をものすごく大事にして、これは取り組まなければならないと思います。

それから、教育長のおっしゃるたくさんの方々の住民参加型で行うということは、私は本当にそのとおり進めていただきたいと思います。そして、そのためにもやはりある程度の年次目標を持って進めていく、これが大事なことだと思うのですが、その辺、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

それから、天下りの問題です。

町長の答弁では、これは天下りではないということで、押しつけてこういうふうになっているのではないというようなこともおっしゃいましたし、望まれてこういうふうな就職をしている、こういうお話もありました。町民の側から見たら、決して違うということは、私はやはり理解をしなくてはいけないことではないかなと思うのですね。

先ほどの堀川議員の質問の中でも、退職した後の就職の問題も出ました。実際に町民の皆さんは、60で退職しても、すぐ年金が当たらない。非常に苦しい状況にあります。

しかし、今回も4名の方とおっしゃいましたけれども、そういう方は、その四つの場所がポストのように定着をしている。こういう言い方をしているのかちょっとわからないのですけれども、もうここは退職をした部長さんたちが入る場所として定着をして、そのことに対して非常に怒り、不満の声が出ているというのが事実なのですね。

そして、理事者の側から見れば、これは団体が望んでいるのだからと言うのですが、それはまた逆の立場から見たら決してそうではないということも、私は押さえるべきだと思います。

それと、この能力を活用するというのもおっしゃいましたけれども、それであるならば、もっと別な活用の仕方が私はあるのではないかと思いますし、以前には、コストも安くということもおっしゃっていましたが、その団体の中で、今、再雇用されている管理職の方々が入らなくてもやれるような体制をきちんと組んでいくという方が、もっと町民に理解していただけるのではないかなと思うのですね。

若い人の就職先も余りありませんし、そういうことを改善していけば、若い人の職も幾らか増えるのではないかと思いますのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 町民側から見たらそうは思わないということですので、それはご意見として承っておきまして。ただ、これは私どもだけがでは解決できないわけでありまして、当然、相手方がいるわけですから、相手方との話し合いをしなければならないわけですが、ただ、私は、誤解されているのは、例えば、名前を挙げますけども、パークゴルフ国際協会がうちの退職者に任用したと。これは会長さんが来られて、退職する職員を何とか今までの経緯もあって、パークゴルフの普及発展に尽くしてくれた人だから、これからも協会のためにやってもらいたいから任用したいけどもどうですかと言われたら、私はそれを役場の職員は天下りと言われるから任用しては駄目だと、そういうことを私は言える立場ではない。

逆にそれを言って、本人から訴えられたら私はきっと裁判で負けると思います。

あくまでも必要なところと、いいよという人の合意の中でそれが決まれば、私はそれを住民の皆さんから天下りだから、ましてや役場を退職したらそのポストへ行くのだと決まっているなんていうことは一つもないわけですから、それは、私はちょっと、逆に議員の皆さんから町民の皆さんに理解していただくようにお話ししていただける方が有り難いなというふうに思いますし、社会福祉協議会なんかはまさにそうだと思います。

今、帯広市を含めて20の社会福祉協議会ありますけども、いわゆるプロパーというか、社会福祉協議会が任用して、局長までなったというのは20のうち4カ町村。あとは、町職員が、あるいは村の職員が直接事務局長でいっているところが4カ所、残りは全部元助役から始まって、職員OBが社会福祉協議会の事務局長に就いているのですけども。

これはその今言うように、プロパーで任用すると、毎年500万、600万という人件費が現実にかかるわけですから、それを役場と密接な仕事である社会福祉協議会の事務局長を町職員の退職者であれば、うちでいえば、今17万ぐらいの給与で任用してやっていける。現に支障なくすぐ実践として仕事ができる。これが例えば、民間の人を公募して任用すると、これはできないわけではないでしょうけども、少なくとも何年かの時間を要するというようなこともあって、今回も社会福祉協議会の会長さんが来られて、今の局長の体調が悪くて今度辞めるということなので、何とか役場から紹介してこないかというようなことがあったということで、私の方から社会福祉協議会へ行って、この人が再就職するからこの人を雇ってくれというようなことでは、決してないということなので、少なくとも議員の皆さんには理解していただければというふうには思っております。

ただ、そういうことが町民の声としてあるとするならば、これは相手側にもそういう話はこれからも機会があればさせていただきたいというふうにも思います。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） 子ども権利条例の関係。

お話にあったように、権利条約、このこと自体、先ほど古川議員にも答弁させていただきましたけども、まずは町民の方々にどんなものかという理解、これはやっぱりあらゆる機会を通してやるのが大事なのだろうというふうに考えています。

また、考え方につきましては、久しぶりに豊島議員に褒められて嬉しい気持ちなのですが、確かに年次がどのぐらいかかるのか、これは結構年数かかると思うのですよ。というのは、今、幕別町でもジュニア教育委員会というのをやりながら、子どもたちの意見を聞き出すというのは相当時間がかかる。大人であればすぐ戻ってくるのですが、子どもは子どもという形で時間がかかってくるのだろうというふうに考えています。

したがって、子どもを参加させながら、自分たちが将来この条例を使っていくのだということになれば、相当時間がかかるのだろうと。

いずれにしても、大人の人たちがいくら子どもの目線で条例をつくったからといって、やっぱりず

れがあるということでもありますから、そういった多くの人たちを参加させながらやっていくということについては、私は年数を言っているのかどうか分かりませんが、2、3年はかかるのではないかなというふうな。小杉町の事例をいくと大体3年をかけてそういう下地をつくりながら条例を制定したと。多治見市もほぼそれに近い年数かかっているということでもありますから、そのぐらいだというふうに考えております。

○議長（本保証喜） 豊島議員。

○1番（豊島善江） 子どもの権利条例のことについては理解をいたしました。是非町民の子どもだけではなく、大人も含めて、たくさんの方が参加してつくられることを望んでいます。

それから、天下りについては、他町村でやっているからそれでいいというふうには、私はならないと思うのですね。

それで、経費の問題とかもお話になりましたけども、その団体の中できちんと育てて、事務局だとかできる人をきちんと育てて中でやっていくということではできないのでしょうか。その中で、経費を削減も含めてきちんとやっていくということが私は一番、その町が関与している団体としてはふさわしいと思うのですよね。

ポストだけを空けておいて、安くすむからということで空けておいて、これまで町の部長さんや何かで頑張ってきた方がそこにぽっと入るといえるのは、私は両方が望まれてやっているというふうにおっしゃっていますけども、それは、私はやはり改善すべきだと思うのです。

それが町民にとっても、もっと風通しのいいそういうものになるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今のご意見については、先ほど言いましたように、それぞれの団体、それぞれの会社、それぞれの法人が、今言ったようなことがやれるのであれば、その方向でやっていただけるように努力をしていただくように、そういうお話をさせていただきたいというふうに思いますけども、例えば、NPO 法人に町が行って、自分たちで使ってください、公募して職員を採用してくださいというようなことを我々が指導するというようなことにはならないわけでありまして、社会福祉協議会も、どうぞひとつ公募した中から職員を育ててくださいと言っても、わかりました。その代わりお金は町から補助金で下さいというようなことになっていくわけですから、それがいいとするならば、それも一つの手法ですから、今、言ったようなことについては、十分お話をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 以上で、豊島善江議員の質問を終わります。

この際、15時5分まで休憩いたします。

14:46 休憩

15:02 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○2番（中橋友子） 通告に従いまして、2点について質問をさせていただきます。

はじめに、合併特例債の発行は中長期計画に基づいて慎重に行うことを求め、質問を行います。

忠類村との合併について、8月に総務省告示がなされ、法的な手続をすべて終了したことが、行政報告の中でも報告されました。

この合併に向けましては、既に具体的な事業で電算システムの更新が開始されています。

今後も合併のための一定の公共施設の整備や、地域住民連帯のための事業が進められると考えられますが、財源となる合併特例債は、あくまでも借金であり、3分の1が自治体の負担となります。

当然、発行額が増えれば、町の将来の財政負担となります。

幕別町では、開基 100 年以來、財政の健全化について、起債の制限を行うなど健全化に努力を重ねてまいりました。しかし、この合併特例債の借入れが増額することによって、健全化に向けての計画が逆行することになりかねないとも考えられます。

そこで、合併特例債の発行に当たっては、それぞれの町が、これまで培ってきた住民サービスの良い制度を守ること、また、地域間格差の是正など、限られた運用に止めるべきであると考えます。

その点に立ちまして、以下、3 点についてお尋ねします。

1、合併特例債の上限額と発行予定額について。

2、中長期計画の財政計画について。

3、主な計画事業の内容について、であります。

2 点目は、国の増税計画による町民の影響と対策について伺います。

政府がここ数年間実施してきた国民への税負担や給付の削減は、総額で 4 兆円を超え、一家庭平均 40 万円の収入減につながりました。

具体的には、医療保険の一部負担の増額、年金給付額の削減、所得税の配偶者特別控除の廃止など、12 項目以上にのぼります。

町民の暮らしに与える影響は大変深刻ですが、その痛手に苦しんでいる最中、追い打ちをかけ、今年 4 月からは、所得税、住民税の定率減税の半減、高齢者の住民税の非課税限度額の廃止、介護保険のホテルコストの導入など、主なものだけでも 8 項目にのぼり、総額で 2 兆 4,000 億円の実施が、それぞれの開始の年月の差はあるものの、決められ、スタートしています。

そして、さらにその上に、次年度以降、2 年間に定率減税の、これは完全廃止です。

また、厚生年金、共済年金保険料の引上げ、住民税の配偶者特別控除の廃止、高齢者控除の廃止などなど、これも総額で 2 兆円の負担は決められています。

いわゆるサラリーマン増税と言われていますが、この増税の大まかな負担額は、年収 500 万円の 4 人家族の家庭で、42 万円にのぼるとされています。

また、これらの税の引上げにより、町が税額を基準に定めている各種料金、国民健康保険税、介護保険料、保育料、公営住宅家賃などに波及し、雪だるま式に引き上げられ、負担が増えることとなります。

町民の暮らしは、また、町財政そして町全体の経済、これらに与える影響は甚大であり深刻です。

そこで、これらの税改定による町民の影響をつぶさに押さえ、必要な町としての手立て、これらを早急にとっていくことが大切であると考えます。

また、当然、国の税改正によるものでありますから、軽減の働きかけも必要と考えます。

以下、次の点を伺います。

①配偶者特別控除廃止の影響額について。

②公的年金等控除見直しの影響額について。

③高齢者控除廃止の影響額について。

④均等割非課税廃止の影響額について。

⑤定率減税縮減の廃止の影響について。

⑥国民健康保険税への影響額について。

⑦介護保険料の影響額について。

⑧道、町営住宅家賃への影響額について。

⑨保育料への影響額について。

⑩その他税改正の影響額について。また、全総額についても伺います。

⑪負担増に対する町独自の対策について。

⑫国に対して軽減に向けての働きかけについて。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「合併特例債の発行は中長期計画に基づき慎重に」とのご質問であります。



先の行政報告でもお話をさせていただきました。今また中橋議員のお話にもありましたように、8月19日付の官報で総務省告示がなされ、一連の法的手続がすべて完了することとなったところであります。

今後は、来年2月6日の新幕別町のスタートに向けて準備を進めていくことになるわけですが、将来に向けても合併を選択してよかったと多くの町民の皆さんに喜んでいただけるよう、より一層確かな町づくりを進めていかなければならないものと心を新たにしているところであります。

ご質問の1点目にあります「合併特例債の上限額と発行予定額」についてであります。合併特例債の上限額につきましては、平成18年度からの10年間に於いて約68億円と試算しているところであります。その内訳につきましては、合併後の市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置として約57億3,000万円、合併後の市町村の振興のための基金造成に対する財政措置として約10億7,000万円を予定いたしております。

次に、発行予定額につきましては、平成18年度からの10年間に於いて67億4,000万円と推計いたしております。

その内訳としましては、合併後の市町村のまちづくりのための建設事業に対する起債として約56億7,000万円、合併後の市町村の振興のための基金造成に対する起債として約10億7,000万円を予定しており、先ほど申し上げました上限額よりは、6,000万円ほど少ないものとなっております。

次に、2点目の「中長期の財政計画」についてであります。普通会計ベースで現時点における制度をもとに、現況や過去からの推移、合併による歳入面での国からの支援措置、歳出面での節減効果などを勘案し、中長期の財政計画について推計いたしているところであります。

その中での合併特例債の在り方につきましては、将来に向けて健全な財政運営に努めることを基本としておりますことから、この起債をあてにして計画性もなく新規の事業に取り組むという考えではなく、住民生活の向上に寄与する必要不可欠な事業等の財源として、充当率、交付税措置率ともに極めて有利な点に鑑み可能な限り有効活用するという観点で考えてまいりたいというふうに考えております。

次に3点目の「主な事業の内容」についてであります。事業の内容につきましては、新町の建設計画、総合計画に基づき、新町において具体的な実施計画が策定されていくこととなりますので、各事業と関係する具体的な合併特例債の活用についても、毎年、国・道との協議の上で策定していくことになるものと考えております。

なお、基本となる建設計画等については、合併後において社会・経済情勢の変化に対応して随時見直しを行うことにより、行政水準を維持し、住民の皆さんの要望に応じてまいりたいというふうに考えております。

次に、「増税計画による町民の影響について」との質問であります。

国は、政府税制調査会の報告を受け、個人所得課税で一定割合を課税対象から差し引く「控除」の見直しを行ったところであります。これは、「少子高齢化やグローバル化」等の大きな構造変化に直面している現状と将来を見据えつつ、社会共通の費用を広く公平に分ち合うとともに、持続的な経済社会の活性化を図るとことを課題に税制改正が行われたものであります。

ご質問の1点目の配偶者特別控除廃止の影響額についてであります。廃止に伴う影響は、人数で約2,770人、税額では1,992万円ほどの増額が見込まれます。

次に、「公的年金等控除見直しの影響額」についてであります。影響人数は約680人、税額では253万円ほどになると見込まれます。

次に、「高齢者控除廃止」についてであります。影響人数は約670人、税額では890万円ほどと推計されます。

次に、「均等割非課税の廃止」の影響額についてであります。影響人数は約1,890人、税額では567万円ほどと見込んでおります。なお、均等割の非課税の廃止については、経過措置として平成17年度は2分の1の額、平成18年度から全額で課税されることとなっております。

次に、「定率減税縮減、廃止の影響額」についてであります。縮減による影響額につきましては個人住民税関係で影響人数約9,090人、税額では6,686万円ほどの負担増になるかと思われます。

次に、「国民健康保険税の影響額」についてであります。平成16年度をベースにして試算した場合、65歳以上の年金受給者681人のうち影響を受けるのは407人で、税額では1,100万円の増となります。

次に、「介護保険料の影響額」についてであります。税改正により、市町村民税世帯非課税である第2段階、市町村民税本人非課税である第3段階に該当する方が「65歳以上の非課税措置の廃止」、「公的年金控除の引上げ」による影響を受けることになるものと考えております。

その影響につきましては、第2段階から第3段階に上がる方、第2段階から第4段階に上がる方、第3段階から第4段階に上がる方、それぞれ3%程度と予想され、被保険者全体の約1割、人数では500人程度の方に影響が出るものかと思われます。

影響額については、全体で560万円程度の影響額となるものと推計しているところであります。

しかしながら、地方税法において、平成18年度から2年間の経過措置が講ぜられることとなっておりますことから、介護保険におきましても、同様の措置を設けることが検討されておまして、この影響額は平成18年度では190万円程度になるものと考えております。

次に、「道、町営住宅家賃の影響額」についてであります。公営住宅では、高齢者控除廃止と公的年金等控除額見直しが住宅家賃に影響すると考えております。

住宅家賃を決定する収入の基準は、年間所得金額から控除額を引いて算定いたしますが、高齢者控除を完全に廃止した形で基準額を算定した場合、7世帯が影響を受け、最高額が1万1,100円程度、最低の場合は1,200円程度の影響額が発生するものかと思われます。

なお、公的年金等控除額の見直しによって影響を受ける世帯は、現在のところ該当がないものと考えております。

次に、「保育料の影響額」についてであります。保育料は住民税の非課税、均等割、所得割、そして所得税の額により、階層別に保育料徴収基準額が定まっております。

保育料を支払う世帯に最も関係する、配偶者特別控除の廃止についての影響を考えると、31万円の控除がなくなると仮定した場合、所得税は約1割の3万1,000円の増額となりますので保育料の徴収基準額階層が変更になる場合が想定されます。

第4の1階層で所得税が4,000円未満の方の場合、所得税が3万1,000円増えることにより、第4の5階層となり保育料が1万4,390円から2万7,000円に変更となりますことから1万2,610円の増額となります。このように各階層において想定した場合、最高で1万4,000円程度から最低では3,000円程度の影響が出るものかと思われます。

次に、「その他税制改正の影響額と総額」についてであります。基準値を総収入から求める就学援助等の場合には影響は生じませんが、市町村民税の課税の有無などによって算定される福祉・医療関係の助成金や給付金などの場合には影響が生じるものと想定されますが、具体的な算定や適否の判断方法は、総所得の額から基準値を算定するもの、市町村民税の課税の状況、特に非課税を適否の基準にするもの、また、市町村民税と所得税双方の課税状況を用いるものなど、制度によって一定ではありません。

したがって、この対象者の収入や世帯状況も常に変化していることから、税制改正による実態に沿った影響額を把握することは、現状極めて難しい作業であります。

また、その総額を数値としての確にあらわすことは大変困難な状況にありますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、「負担増に対する町独自の対策」についてであります。町が主体となって実施している制度や事業の多くは、その根拠が法令、若しくは国、道の補助制度等によって基準が定められておりますことから、町独自の考えで基準等の見直しや経過措置を設けることは事実上不可能であろうと考えております。

最後に、「国に対して軽減対策を」ということではありますが、税制度は、国全体の問題であり、私の

方から国に対し軽減対策を求める考えはありませんので、ご理解を賜りたいと思います。

以上で、中橋議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○2番（中橋友子） まず、合併の特例債について再質問を行います。

今のお答えの中では、発行の予定額というのが、限度額 68 億に対して、6,000 万円が残るということですが、ほぼ満額の活用であろうかというふうに受け止めました。

これは合併特例債のその基準をご説明いただきましたときに、事業に対する充当額は 95%で、そして、交付税措置は 70%ということですから、3分の1はうちの町が負担していくことになるかと思えます。

3分の2が交付税措置をされるというふうに押さえて、もし違っていたら言ってください。

それで、町長が今、基金に積む部分を別にしまして、建設費として使われるというのは、56 億 7,000 万円の中からですね。これは予定どおり使われていきますと、先ほど言いました充当率と元利償還金の基準に合わせて考えますと、町の独自の負担金は、10 年間ということですが、18 億 9,945 万円になるかと思えます。

ここで、考え方として、この特例債の使い道は限定されているということが一つあるのですが、町長は、なるべくそれを有利な形で活かすということをおっしゃいました。ということは、これまでうちで考えていた事業などが、この特例債に乗せることによって、今まではもっと金利を払わなければいけなかったけれども、これに切り替えることによって縮小されるのだというような事業なのかなというふうに受け止めまして、そういうところを明確にさせていただきたいというふうに思ったのですが、それとてその事業も、合併することによって必要とされるものというふうに限られてくるのではないかと思うのですよね。

また、限られなければならないのではないかというふうに思うのです。

それで、その辺はどうなのかということと、結局、今までうちの町は、これは過去何回も議会でやりとりしてきましたけれども、平成 8 年以来 200 億を超える地方債がありまして、ずっと健全化に取り組んでこられましたよね。

それが功を奏しまして、毎年借りる額と返す額、返す額の方が多くて、昨年辺りは 7 億円、その前は 5 億円という形で減らしてきておりましたよね。こういう健全化計画をとってこられたのですが、今回のこの事業によって、振替ということであれば、それは続いていくというふうに思うのですが、新たにということになると、これがまた増額されていくというふうに感じるわけです。

その点はどうでしょうか。

それと、もう 1 点、先日、8 月の 11 日に経済新聞に載った指標を見ますと、北海道で 21 カ所の自治体が合併に向けて、今、もう合併が決まって準備されている中で、それぞれの特例債の発行の予定額割合が一覧表に表示されていたのです。

それを見ますと、100%というのが 1 件、鶴川町、ここが特例債を 100%使うということでありましたが、後はほとんどが、低いところでは 20%台ですね、30%、40%、わが町のように、ほとんど満額を使うというのも、鶴川を除いてはないのですよね。

ですから、この点でも、それぞれの町の考え方はあるでしょうけれども、結果としては、皆さん合併されたところも、最小限に抑えられて、そして健全化計画あるいはまちづくりに臨むということで押さえてられるのではないかと思うのです。

わが町だけが 99%、鶴川はありますけれども、そうなってくると、その辺の考え方も危険なところに向かっていかないかどうか。その点も確認したいと思います。

それと、これまでの建設事業債とかに限定されていますから、なかなか難しいとは思いますが、今回も合併にかかわっての審議、提案が理事者からありまして、させていただいてきました。

そこで、今、前段 1 回目の質問で申し上げたのですが、これまでこれにかかわっては、電算システムの更新ということで、総額 7 億 2,000 万円かけてこられましたね。

また、さらにどんどんと進んでいくのだと思うのですけれども、私はこの地域間格差の是正ということが明確に謳われている以上は、合併することによって、よりそれを、町長言われるように選択してよかったというふうになるためには、両方の良い制度が極力残る形というのを求めたいと思うのですよね。

そういう考え方が今の段階では、私も電算システムについては、非常に高額で果たしてこれがどうなのかという思いはあったのですが、距離間あるいは忠類と離れているところに同じような公共施設の使用だとか、介護保険の利用だとか、いろんな点でのメリットが示されまして、そういう流れでいくというふうに理解をしてきたのですけれども、これがもっと細かな、少額で格差是正できるなと思うようなものについては、なかなか手が付けられていないというふうに受け止めたのです。

ですから、この特例債の今後の使い方の中で、地域間格差の是正というところは、具体的にどんな事業を考えられて取り組もうとされているのか。

合併問題については以上です。

次に、税改正の問題についてです。

基本的には、町長がおっしゃるように、国が考えた制度でありますから、うちの町でいろんなことができるというふうには思っておりません。基本的にはですね。

ただし、これだけの金額が、私も総額計算できないでいたのですが、総額で恐らく1億を超えるお金が、2002年から、今出されているだけでも、今年2005年ですから、8年までの間、約5年から6年の間にこれだけの町民の方に負担がどんと被さっていくわけですね。

これはじわじわときますから、本当に今でも大変なのに、もっと上がっていくということで、町民の皆さんの不安というのはもう計り知れないものが現実にあります。

私はまずここで、今日は本当に細かいなど自分でも思ったのですが、詳細な影響額をきちっと明確にすることによって、まずは町民の皆さんにその状況を知っていただくということと併せまして、これは町の経済にも多大な影響が出てくるというふうに思うのですよね。

以前にもこれにかかわりまして、担当の方にいろいろ調査していただいたところ、このほかの税の負担もありまして、今の改正の中で、大まかに3億円を超える新たな町民負担が生まれてくるというふうに資料を頂いた経過があります。

そうなりますと、うちの町ですと経済の流れの中では、一人一人の暮らしに与える影響と併せまして、町全体もその3億円のお金が消えていくわけですから、うちの町にとってもこの4倍から5倍の経済影響というのが出てくるのだろうというふうに思うのですよね。

そうなりますと、これは大変だから手立てをとる、働きかける考えはないと明確におっしゃっていらっしやいましたけれども、やっぱりいろんな点で町の施策にも影響が出てくると思うのです。

町民の暮らしを守るのがうちの町の役割ですから、そうすると、うちの町で決めている各種料金や負担金、うちの町の権限でできる分野ございますよね。こういうところの配慮というものは、できる範囲ということになります。考えていくことができないのかどうかということと、併せまして、国のやることだからそのまま言う必要ないということではなくて、やっぱり町長いつもやっていらっしやるように関係団体との、これしかないのですけれども、三位一体改革の中でも随分市町村長さんが頑張って声を挙げて、成果ということにはなかなか見えづらい面もありますが、それでも力を入れてこられましたよね。

私は、この分野、町民に直接かかわる分野を見た場合には、それと同じぐらいの力を入れて取り組む必要がある中身だろうというふうに思うのですけど、どうでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） まず1点目の合併特例債の関係でありますけれども、先ほども申し上げましたように、合併特例債、事業が当然のことながら、合併にかかわっての事業ということになってくるのだろうと思います。

ただ、私どもとしては、今、計画している地方債、これは合併あるいは合併にかかわらず進めてい

かなければならない事業が、合併特例債の対象になる方が、これはより効率的なわけでありますから、できたらそういうものも含めて、この合併特例債にカウントしている。

例えば、今、先ほどの質問にもあったように、保育所を今建てようとしているわけです。これは合併がなければ単なる一般単独債、75%の起債を借りて、交付税措置も何もなくて、ただ何%かの利子をつけて払っていくと。これが合併することによって、合併特例債の対象になれば、何億という起債を借り、95%借り、70%は交付税に措置される。できれば当然のことながらそっちの起債を活用していきたい。そういうことで、その合併特例債を活用していこうということで、合併特例債があるから、そのための事業を起こして、普通の起債にプラス合併特例債を使うということではないということですから、先ほど言いましたように、元金を減らしていったって、借りていく方も少なくしていこうという計画には変わらないということであります。

例えば、3分の2、3分の1と言われていましたけれども、正確には70%と30%ですから、交付税で見られるのが70%で、30%が町負担、いわゆる一般財源。ですから、先ほど言いました基金をつくるための地方債、十億数千万円の起債が降りるわけですから、これの30%を町が払って、最後は10億の町の基金ができる。結果的には7億円分がそのままプラスになるということになっているわけですから、少なくとも、合併債が有利であることには間違いのないわけです。

今の経済新聞の話がちょっと出ましたけども、これはうちの町もそうですけども、忠類村で仮に何か事業をやるとした場合には、恐らく合併債を使わないというふうに思います。ここは過疎債の対象になるわけです。そうしますと、過疎債は通常で起債の充当率100%で交付税の充当率が70%ですから、合併特例債を使わなくても過疎債ということになっていくのだらうと思いますし、私どもの町でも、いつもご審議いただきますけども、辺地債という地方債があります。これは辺地債、場所が限られておりますけども、ここでやると95%の充当率で交付税措置は80%ですから、合併特例債を使わないで、こちらの辺地債を使っていきたいと、そういうことがあるものですから、ほかの町村の合併によって、過疎債を多く使うところは何も合併特例債使う必要がないところは、当然、合併特例債は必要なくなっていくのだらうというふうに思います。もう一つは、合併の中身によりますけど、大きなところは三つも四つも合併したところは、人口が増えますと、合併債の枠が広く大きくなりますから、充当率は少なくなるのかなと。私どもの町は忠類村の合併では1,800人余りが増える分ですから、そうそう合併特例債の枠が多いということにはない。

しかも、先ほどから言いましたように、それぞれの町の計画していた、特にうちの町で計画した事業の一般単独だとか、いわゆる交付税措置のない事業が、できれば合併特例債をとということになって、利用率からすれば大きなものになっているのだらうというふうに思っております。

したがって、何回も言うようですけども、合併特例債があるから合併特例債を使うのではなくて、予定していた事業で、より有利な合併特例債を使えるものは、そちらを活用していく。さらに有利な辺地債なり過疎債があれば、当然そちらを使っていく。そのことによって、合併特例債も減っていくということになるかというふうに思います。

それから、税改正。単純に計算すると1億1,000万円から2,000万円ぐらいになるのだらうといいますが、町独自でできるものは、これは当然のことながらできる限り住民の負担を少なくするためには必要なことだらうというふうに思っていますけども、ただこれは国の財政、地方財政の根幹をなす税制改正ですから、私の町だけが税制改正をしないということには、これは当然ならないわけですし、我々の代表が、国政の場で、あるいは道政の場で議論した中で、税制改正、条例、法律が決まっていくわけですから、私が、一首長がそのことについて反対だというふうなことを申し上げる立場では、私はないというふうに思っております。

できるかどうかはわかりませんが、最大限そうした住民の皆さんの負担が多くならないようなことについては、意を用いてまいりたいと思いますけども、そうかといって、何でもかんでも減免できるかという、これまた難しい問題は現実にはあるのだらうと思いますので、その辺もご理解をいただければというふうに思っております。

いずれにしても、税制改正、この後具体的にどのような数値が出てくるかわかりませんが、大変負担が大きくなるということについては憂慮される問題でもあろうというふうには思っております。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○2番（中橋友子） 使い方の姿勢としては理解をいたしました。

それで、一つだけ、格差是正のための使い方という点ではお答えがなかったものですから、この点について、具体的な事業として考えておられるものがあれば、示していただきたいということであります。

それぞれの町が、来年の2月までは忠類村は忠類村として存続し、うちの町はうちの町と。そういう中で、忠類村は過疎債を使って有利なもので活用してやっていくということでありますから、何か聞いていますと、うちの町だけ合併特例債を、別に忠類の方がいらっしゃるから言うわけではないですけれども、使っていくというようなことをちらっと映ったのですが、そうではなくて、お互いに有利なものを使って、そして健全化に向けていくということが確認できれば、そういうふうに町長お答えされておりますので、それは理解をいたします。

格差是正の事業についてお答えを頂きたいのと、それと、私、2点目の税の問題ですが、本当に大変だと思うのですよね。

国のことでありますから、一言だけ申し上げたいのですが、町長に頑張ってもらいたいと思っただけなんですけど、町長が言われるように総体的な国の税制改革の中で行われていることであるから、一部分だけということとは、それはそうだと思います。

総体的な中で、歪みとして見えていることに、例えば、今回、定率減税の縮減、廃止が出てきましたよね。これは数年前に特別措置として出された税対策なのですけれども、このときに、法人税なども一緒に定率減税になっていきましたよね。ところが、今回、その定率減税の廃止、縮減をされるのは、個々人でありまして、法人はそのまま定率減税というのは残されているというふうに聞きました。

だから、同時に制度がスタートしても、その法人もいろいろなのですけれども、今、本当に幕別のような企業ではなくて、大手の世界に名をはせる企業は、空前の収益を上げているという、80兆円というようなことも言われていますけれども、そういう中で、この数年間で10兆円減税になったというわけですから、そんなことを見ると、どうしてこの本当にやっと年金で暮らしている人たちにばんばんかかってくるのかというふうに思うわけです。

ですから、そういう歪みなども見ながら、本当に妥当な税制改革になるような地方からの意見のあげ方というのも大事ではないでしょうか。

この点では、同時に最高税率というのも引き下げられていますよね。以前は75%だかあったのが30%台に下がっているって。こういうところの恩恵もやっぱりたくさんお金のある人がたっぷり受けているのですが、幕別のこういうところは、受けてないとはいいませんが、本当に厳しいものがあると思うのです。

そういうことを見ますと、意見を言っていただくその理由、根拠は存在すると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目の忠類村との格差ということでありまして、格差のための合併特例債を使うとか、格差をなくすための事業が何かということではなくて、それぞれ、今、忠類村が実施計画の中で計画していること、あるいは幕別町が実施計画の中でやろうとしていること、それらを今の中で積み上げて、長期計画をたてておりますから、だからそのことをこれから粛々と進めていくということでありまして。

あえて共通するものは、先ほどお話ありましたように、地域インターネット事業なんかは、両方に合併債を活用して整備をされていくというような事業であらうというふうには思いますし、合併特例債が幕別のためだけにあるということでは決してありませんし、もちろん忠類村が合併特例債必要なもの

のは使うわけですが、先ほど言いましたように、村全体が過疎債の対象ですから、何もあえて過疎債を使った方がいいのだろうというふうに思っております。

全部とは言いませんけども、通常の基準でいくと100%の充当率、しかも交付税は70%見ていただけるわけですから、そういったことも含めながら、格差あるいは地域云々ということではなくて、一体的な中で、これからも有効に合併特例債は活用していこうと。あくまでも、計画した事業に対して特例債を使っていきたいというふうに思っています。

あと、税制の問題は、先ほども申し上げましたように、大金持ちが優遇されているのかどうかは、私はわかりませんが、しかし、私の立場だけで、なかなか改正するどうのこうのということはいえない、申し上げられないのだろうというふうに思います。

もちろん、地方六者団体等がまとまってどうだというようなことになったときは、これは当然その一員として行動することはもちろんでありますけれども、今、私の口で、この場ですぐやりますということにはなかなか申し上げられないということ、ご理解を頂きたいと思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

これで一般質問を終結いたします。

[散会]

○議長（本保証喜） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、明日の会議は午前10時からであります。

15:42 散会

# 第3回幕別町議会定例会

## 議事日程

平成17年第3回幕別町議会定例会  
(平成17年9月14日 9時59分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条，第11条）  
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名  
15番 芳滝 仁 16番 中野敏勝 17番 永井繁樹  
(諸般の報告)
- 日程第2 議案第169号 名誉町民の決定について
- 日程第3 議案第162号 幕別町公共下水道設置条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第163号 平成17年度幕別町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第164号 平成17年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第165号 平成17年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第166号 平成17年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第167号 平成17年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第168号 平成17年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第1号）



# 会 議 録

平成17年第3回幕別町議会定例会

1. 開催年月日 平成17年9月14日
2. 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
3. 開会・開議 9月14日 9時59分宣告
4. 応集議員 全議員
5. 出席議員 (21名)  
議長 本保証喜  
副議長 額額太郎
  - 1 豊島善江
  - 2 中橋友子
  - 3 野原恵子
  - 4 牧野茂敏
  - 5 前川敏春
  - 6 助川順一
  - 7 堀川貴庸
  - 8 乾 邦広
  - 9 小田良一
  - 10 前川雅志
  - 11 杉山晴夫
  - 13 古川 稔
  - 14 坂本 偉
  - 15 芳滝 仁
  - 16 中野敏勝
  - 17 永井繁樹
  - 18 伊東昭雄
  - 19 千葉幹雄
  - 20 大野和政
6. 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 岡田和夫	助 役 西尾 治	収 入 役 金子隆司
教 育 長 沢田治夫	総務部長 菅 好弘	企画室長 佐藤昌親
民生部長 新屋敷清志	経済部長 中村忠行	建設部長 高橋政雄
教育部長 藤内和三	札内支所長 本保 武	総務課長 川瀬俊彦
企画室参事 羽磨知成	企画室参事 飯田晴義	会計課長 堂前芳昭
水道課長 橋本孝男	糠内出張所長 中川輝彦	監査事務局長 森 広幸
町民課長 田村修一	商工観光課長 熊谷直則	税務課長 前川満博
保健福祉センター所長 久保雅昭	土木課長 佐藤和良	車両センター所長 森範康
都市計画課長 田中光夫	学校教育課長 八代芳雄	生涯学習課長 長谷 繁
都市計画課長 小野典昭	土地改良課長 角田和彦	農業委員会局長 飛田 栄
経済部参事 古川耕一	代表監査 市川富美男	
7. 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 高橋平明 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭
8. 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
9. 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
15番 芳滝 仁 16番 中野敏勝 17番 永井繁樹

# 議事の経過

(平成 17 年 9 月 14 日 9:59 開会・開議)

## [開会・開議宣告]

○議長（本保証喜） これより、本日の会議を開きます。

## [議事日程の報告]

○議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布の通りであります。

## [会議録署名議員の指名]

○議長（本保証喜） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、15 番芳滝議員、16 番中野議員、17 番永井議員を指名いたします。

## [諸般の報告]

○議長（本保証喜） この際、諸般の報告を事務局からいたさせます。

○事務局長（高橋平明） 12 番佐々木議員より、欠席する旨の届出がありましたので、ご報告申し上げます。

## [付託省略]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

日程第 2、議案第 169 号から、日程第 9、議案第 168 号までの 8 議件については、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略し本会議で審議いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 2、議案第 169 号から日程第 9、議案第 168 号までの 8 議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

## [議案審議]

○議長（本保証喜） 日程第 2、議案第 169 号、名誉町民の決定についてを議題といたします。

説明を求めます。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 議案第 169 号、名誉町民の決定について、提案の理由をご説明申し上げます。

本件は、幕別町寿町 2 番地の 31、林輝男さんが、本町の行政及び産業経済の発展などに多大の貢献をし、その功績が隔絶であり、深く町民から尊敬されておられますことから、幕別町名誉町民として決定いたしたく、お諮りするものであります。

なお、平成 17 年 7 月 20 日に、幕別町名誉町民審査委員会を開催し、本件について諮問をさせていただいたところ、同氏が幕別町名誉町民としてふさわしいとする旨の答申を頂いたところであります。

同氏の経歴などにつきましては、議案説明資料の 174 ページ及び 175 ページに記載してありますので、ご参照いただき、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（本保証喜） 本案は、人事案件でありますので質疑討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第3、議案第162号、幕別町公共下水道設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役(西尾治) 議案第162号、幕別町公共下水道設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案の説明資料173ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、公共下水道の設置について規定をしているものでございます。

条例改正の主な内容につきましては、開発行為等に伴います札内地区の下水道整備が進んだことによりまして、今回、配水区域、面積及び人口を変更するものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明いたします。

第2条につきましては、第2号の配水区域を、今回、新たに、札内暁町、札内若草町、札内青葉町、札内文京町及び札内あかしや町が全部となります。

さらに、札内北栄町及び字千住につきましては、新たにその一部を含めるものでございます。

第3条につきましては、第1号中、面積の分でございますが、562.30ヘクタールを716.30ヘクタールに、第2号中、人口の部分につきましては、2万1,745人を2万4,535人に改めるものでございます。

なお、本条例につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(本保証喜) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(本保証喜) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第163号、平成17年度幕別町一般会計補正予算を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役(西尾治) 議案第163号、平成17年度幕別町一般会計補正予算(第3号)につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,006万6,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ129億3,006万9,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページに記載にしております第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

債務負担行為の補正でございますが、4ページをお開きいただきたいと思います。

第2表の債務負担行為、戸籍電送機借上料でございます。

戸籍の電送化につきましては、新たに忠類村と合併することに伴いまして、幕別本町、札内、忠類総合支所、ネットワーク化を図る必要がございます、新たに戸籍電送機を、忠類、札内にそれぞれ1台ずつ設置するものでございます。

この機械の借りに係ります債務負担行為 18 年度から 22 年度を設定させていただくものでございます。

なお、今年度につきましては、2 月と 3 月分につきましては、別途今回の補正で計上をさせていただいております。

次に、第 3 表地方債の補正、追加でございます。

桜木地区の国営土地改良事業の償還金にかかわります財源として新たに起債を発行するものでございますが、辺地債として借入率 0.6%を予定しております。

なお、国営事業の償還金の利率が 5%ということでございますので、今回、繰上償還することによって、利率の軽減を図ろうとするものでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

11 ページをお開きいただきたいと思っております。

歳出。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費、128 万 9,000 円の追加でございます。役務費以下備品購入費まで来年の 2 月 6 日の合併後、議員の在任特例をもちますことから、議員数が増加することに伴いまして、議場の録音機器、さらには委員会室の備品等を新たに購入するものでございます。

次にページになりますが、2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、682 万 5,000 円の追加でございます。共済費、賃金につきましては、職員の途中退職、あるいは合併に関する事務事業等の増に伴いまして、賃金の追加をするものでございます。

需用費につきましては、これも合併関連でございまして、ネームプレート、ゴム印等の購入にかかわります消耗品でございます。

委託料につきましては、広報配送、忠類地区分が増加することによりまして補正でございます。

備品購入につきましては、公印、弔旗、徴証、これは職員バッジ等も含めまして、新たに購入する忠類分にかかわります追加補正でございます。

2 目広報広聴費、61 万 3,000 円の追加でございます。本目につきましても、広報の枚数増、世帯増に伴います追加補正でございます。

委託料、記録映像の撮影委託でございますが、合併式典等、合併関連等の映像を将来とも残すというようなことから委託をするものでございます。

5 目一般財産管理費、507 万円の追加でございます。13 節の委託料につきましては、忠類地区を含めた幕別町の管内図の作成、5 万分の 1、10 万分の 1、それぞれ 3,000 枚を作成予定いたしております。

公共施設の案内板等の作成委託につきましては、主に総合支所と忠類地区の施設の看板の設置、作成をする業務を委託するものでございます。

工事請負費、庁舎 5 階の改修工事でございますが、今、分煙機器を置いておりますところを、間仕切りをいたしまして、換気扇等の改修も行い、分煙機能の増大を図りたいということと、今後、忠類地区と一緒にした際に、議場にはそれぞれ担当部課長が全部収容することができません。場合によっては職員の待機する場所としても利用したいというふうに考えてございます。

次に、7 目庁用車両管理費、8 万円の追加でございますが、普通旅費でございます。

9 目の町有林管理費、463 万 8,000 円の追加でございます。部分林の買上げということでございますが、昭和 50 年代におきまして、幕別町有林部分林設定条例によりまして、学校等を造林者として部分林の設定をしてきております。契約が 20 年以上経過をいたしまして、利用の目的等も変化してきておりますことから、このたび契約の更新に併せまして、現地を確認するとともに、それぞれ意向確認をしてまいりました。

現在、設定しておりますのは、幕別中学校、糠内中学校、糠内小学校、古舞小学校、駒島小学校、明倫小学校の 6 校、面積としては 13.04 ヘクタール、公区の管理下にありますのは、美川公区と旧弘和公区の 2 公区の 3.2 ヘクタールについてであります。下木が天然発芽をいたしまして、3 メートル

から4メートルと成長し、部分林の部分が複層林化している現状にあります。中には保安林の位置付けになっている部分もありますことから、当面、伐期を迎えている木もございませうども、このまま管理していき、現状のまま多面的機能を持続的に発揮させる方が良いという判断から、このたび、これら部分林については町が町有林として管理していく方向で、今、協議が整ったところでございます。

この際、当然のことながら、これらの材木につきましては、部分林を管理している学校・公区が8割、幕別町が2割、伐期の際、そういう契約でそれぞれの金額を分割する方法になってございます。切らないということもございませうので、8割分、今回の16ヘクタールの及ぶ面積は、現状のまま残し、切ったとした場合の金額を積算し、その8割分をそれぞれ部分林に、今まで管理をしていただいた学校、公区に買い上げる形でお支払をするという内容でございませう。

続きまして、16目諸費、493万5,000円の追加でございませう。

次のページになりますが、名誉町民表彰関係あるいは出席者の謝礼につきましては、合併式典等のアトラクションを予定、計画をしておりますが、それら団体に対する謝礼でございませう。

11節の需用費、消耗品は合併式典等に関する消耗品類。印刷製本費、合併式典、名誉町民のしおり等が一部入っておりますが、大半は合併に伴う必要となる手続、あるいは新町の行政サービスを掲載いたしましたガイドブックを作成したいというふうを考えております。約1万800、幕別町、忠類村それぞれの世帯に1部ずつ配布を予定しております。

食糧費関係については、合併式典等に係る費用でございませう。

あと、役務費、委託料については、式典あるいは名誉町民等にかかわりませう経費でございませう。

使用料及び賃借料につきましては、合併式典用のバスの借り上げ。

19節の負担金補助及び交付金、看板等再整備事業補助金でございませう。これは忠類村におきまして、事務所、事業所の看板、自動車の車体のラベルあるいは表札、請求書、納品書、領収書等の伝票、パンフレット、封筒、これら表示にかかわりませう新たに更新が必要になった場合、限度額10万円を限度として、2分の1以内でそれらの事業所等に補助をしようとする経費でございませう。

次に、2項徴税費、2目賦課徴収費、350万円の追加でございませうが、法人税を中心とした過誤納還付金の追加補正でございませう。

3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費、147万4,000円の追加でございませう。忠類村にかかわりませう戸籍の付票等の修正、あるいは印刷製本費につきましては、印鑑証明カードの作成、債務負担行為の中でもご説明しましたように、戸籍電送機器を忠類、札内それぞれに新たに更新をさせていただきますので、その借上料、点検委託料。備品購入費の契印機につきましては、戸籍等に本来何ページも渡る場合につきましては割り印等の処理が必要になってまいります、契印機により、打ち抜くような形になりますけれども、そのことによって、割り印の必要がなくなりますことから、事務の省力化のために3台、それぞれ本町、札内、忠類に1台ずつ購入するものでございませう。

次のページになりますが、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、482万5,000円の追加でございませう。13節の委託料と19節の補助金でございませうが、もともとボランティアのまちづくり事業として、平成16年度までは直接、北海道の社会福祉協議会から町社協へ助成が行われていたところでございませう。この助成制度が17年度から変更になりまして、地域福祉ネットワーク事業と名称が改称され、事業主体は市町村ということになります。ただ、市町村から社会福祉協議会への委託も可能ということで、実質、中身としては同じことをやるわけでございませうが、予算の流れといたしましては、一旦、町がこれらの補助金等の歳入を受け、3分の1部分については、町の負担分を含めて、294万9,000円を社会福祉協議会の方に委託料としてお願いをする格好になります。

ただし、その場合、前回までは直接3分の2、社会福祉協議会に入っております、社会福祉協議会の補助金にその町負担分100万円を現在補助する形で予算組みをしておりましたので、この分については減額し、294万9,000円に100万円を含めた中で委託をするという内容でございませう。

償還金利子及び割引料については、知的障害者あるいは身体障害者等の補装費等に対する精算還付金でございませう。

繰出金は国保会計への繰出金でございます。

3目社会福祉施設費、645万3,000円の追加でございます。

千住生活館の改修に係る経費で、主に工事請負費が主な内容でございますが、トイレの改修、水洗化、内部の改装、玄関スロープの設置等が主な工事内容でございます。

4目国民年金事務費、96万8,000円の追加でございます。年金法の改正によりまして、所得情報等の報告を求めることができるという旨の規定がされましたことから、現在のシステムプログラム、これは国の委託金をもってやるものでございますが、変更するものでございます。

5目老人福祉費、69万9,000円の追加でございます。緊急通報用電話機、現在町としては183台保有しておりまして、既に181台設置をいたしております。残り2台というような状況から、新たに備品購入費10台分、今回補正をさせていただくものでございます。

7目老人福祉センター管理費、26万3,000円、修繕料でございますが、玄関のオートドアの修繕料でございます。

次のページになりますが、2項児童福祉費、3目常設保育所費、701万3,000円の追加でございます。18年度建設を予定しております、さかえ保育所の実施設計委託料でございます。さかえ保育所には子育て支援センターあるいは一時保育室を併設し、全体面積としては、現段階では1,070平米ほどを考えてございます。今後、実施設計の中でこれら詳細を詰めてまいりたいというふうに思っております。

次のページ、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、31万2,000円の追加でございます。昨日の一般質問の中でもございましたように、子育てせわやき隊ということで、すきやき隊と称してございますけれども、子育てを支援いただく10名のボランティアの方を募りまして、その方々の活動に充てる経費でございます。需用費、備品購入費が主な内容となっております。

5目環境衛生費、110万3,000円の追加でございますが、個別排水処理特別会計への繰出金でございます。

次のページ、5款労働費、1項労働諸費、2目雇用対策費、286万4,000円の追加でございます。新規卒業者の就職支援として、当初、4月から9月分、6カ月分、3名分の支援費を賃金としてみてございました。昨年の実績からいたしまして、前期分でこれら希望される方が、後期までということとはなかなかない現状でございましたので、当初は6カ月分みてございましたけれども、前期3名をみていた時点で、4名の方から申込みがあり、4名全員を雇用させていただいたところでございます。後期につきましても、引き続き、この制度を利用したいという方がおられますので、新規に卒業された方の就職支援ということもございますので、後期3名分も新たに今回補正をさせていただくものでございます。一応10月から来年の3月ということでございます。

6款農業費、1項農業費、5目畜産業費、10万3,000円の追加につきましては、特別旅費でございます。

7目農地費、1,438万4,000円の追加でございます。先ほど、地方債の発行の中でもご説明しましたように、桜木地区にかかわります国営事業の償還金でございまして、今回、5%が0.6%に借り換えられるということでございますので、利息軽減としては、272万円の軽減になるものと推計してございます。

2項の林業費、1目林業総務費、11万4,000円の追加につきましては、平成16年度の地域活動支援交付金の精算分でございます。

次のページになりますが、7款商工費、1項商工費、4目観光費、20万円の追加であります。ラリーを成功させる会幕別に対する補助金として20万円を追加するものでございます。

今、9月30日から10月2日まで、3日間十勝地区各町村で開催されますラリージャパン、今年度、これらを機会として、幕別町の物産あるいは幕別町の知名度を全国に発信したいということで、これら会が発足されたところでございます。横断幕、懸垂幕、あるいはちらし等の活動をし、幕別町を全国に発信したいというようなこともございまして、町としても一定の助成をさせていただくというも

のでございます。

8 款土木費、1 項土木管理費、3 目道路管理費、300 万円の追加でございます。町道の清掃委託料として、就労センターへの委託分でございますが、300 万円を追加するものでございます。

2 項道路橋梁費、2 目道路新設改良費、1,280 万円の追加でございます。委託料の軍岡川調査設計委託料でございますが、今、幕別大樹線の立体交差事業を実施中でございますが、ひばりヶ丘団地から猿別川方面への道路を横断している管渠がございます。この管渠を、今回の立体交差事業で橋梁に変更されるということがございまして、あの地区の洪水対策として、これら橋梁が変わった場合の新たな軍岡川の処理が必要になってまいりますことから、洪水対策として早急に取り組まなければならないということもございまして、軍岡川の調査設計をやるものでございます。

本通東1条、泉町7号につきましては、次年度以降の道路整備にかかわります調査設計でございます。

次のページになりますが、公有財産購入費、道路用地の買収でございます。中里美川線等の未処理用地約5万7,000㎡ほど近隣の農地が売買されるということもございまして、今回、それらの農地の売買に併せまして、道路用地も今回整理をしたいということで追加させていただくものでございます。水道管の移設補償費の追加でございます。

3 目道路維持費、2,500 万円の追加でございます。道路舗装補修工事といたしましては、桂町、緑町あるいは更別西線のオーバーレイにかかる費用の追加でございます。

道路補修工事につきましては、雨水桝、歩道の補修等の費用を追加させていただくものでございます。

3 項都市計画費、1 目都市計画総務費、90 万 2,000 円の減額補正でございますが、公共下水道特別会計への繰出金でございます。

4 項住宅費、1 目住宅総務費、23 万 6,000 円の追加でございますが、家賃対策の事務費でございます。

2 目住宅管理費、1,066 万 8,000 円の追加でございますが、道の委託金の追加等によりまして、修繕料あるいは公営住宅、若草道営住宅の非常用照明器具の更新等の工事、あるいは新畳の購入にかかわります追加補正でございます。

次のページになりますが、10 款教育費、5 項社会教育費、1 目社会教育総務費、87 万円の追加でございます。旅費等、負担金補助及び交付金でございますが、中学生の海外研修にかかわります合併協議の中で、新たに忠類村からも2名派遣をしたいということで、来年3月の時点に間に合うように、今回、補正をさせていただくものでございます。

8 目図書館管理費、66 万 9,000 円の追加でございますが、主に需用費でございますけれども、図書カード忠類分2,000枚を準備する経費でございます。

次に、歳入でございますが、5 ページまでお戻りいただきたいと思っております。

11 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税、2,867 万円の追加でございます。

次のページになりますが、15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、3 目土木費補助金、1,258 万 9,000 円の追加でございます。公営住宅にかかわります追加補正でございます。

3 項国庫委託金、2 目民生費委託金、96 万 8,000 円の追加につきましては、国民年金にかかわります事務費の委託でございます。

16 款道支出金、2 項道補助金、1 目総務費補助金、110 万円の追加につきましては、ガイドブックの発行等に伴います合併関連の道補助金でございます。

2 目民生費補助金、669 万 3,000 円の追加につきましては、生活館の改修等が主な内容となっております。

3 項道委託金、3 目土木費委託金、266 万 8,000 円のつきましては、公営住宅に係ります道の委託金の増額補正でございます。

20 款繰越金、2 項繰越金、1 目繰越金、5,122 万 7,000 円の追加でございます。前年度繰越金であ

ります。

21 款諸収入、5 項雑入、4 目雑入、15 万 1,000 円でございますが、その他雑入でございます。森林整備の地域活動支援交付金の精算に係ります返還金の歳入でございます。

次のページになりますが、22 款町債、1 項町債、3 目農林業債、1,600 万円の追加につきましては、国営事業の償還に係ります財源として発行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○2 番（中橋友子） ページ数が 18 ページ、民生費、1 日常設保育費、13 委託料にかかわりまして、委託に当たっての基本的な考え方をお尋ねしたいのですけれども、さかえ保育所の実施設設計ということですが、最近の保育所の利用傾向として、未満児の入所が、なかなか満室になってきて、入られない状況もあるやに聞いております。

それで、実際にどういう状況なのか。さかえ保育所だけではなくて、幕別町全体の年齢別の入所状況をお伺いしたいことと、今後、そういう傾向が強まることを考えれば、そういった教室の増設ですとか、それに対応するだけの考えをもっていかなければならないのではないかなとも思いまして、その辺がどのように委託をされているかということが一つです。

それから、もう一つは、保育所は給食も実施されているのですけれども、この給食室のスペースなのですが、だんだんアトピー対策ですとかいろんな要望も高くなってきて、なかなかスペースが少なく、対応しきれないというような現場の声があります。

そこで、そういう点についても考慮されているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（本保証喜） 町民課長。

○町民課長（田村修一） まず、第 1 点目の未満児の入所状況ということですが、平成 17 年の 4 月 1 日現在の入所状況でございますけれども、町全体ということで、0 歳児が 12 名、1 歳児が 27 名、2 歳児が 68 名となっております。

平成 15 年、平成 16 年と比較いたしますと、ほぼ横ばいと。ただ、0 歳児が若干増えているという状況でございます。

この設計に当たりまして、未満児保育に関することはということですが、一応、今、基本設計の段階では、それも入れて基本設計を終えています。

ただし、具体的なものについては、今後、これからの設計なので、まだこれからということになります。

それともう 1 点、給食室のスペースについてでございますけれども、給食室のスペースにつきましても、具体的な面積がどうだとか、厨房の機器がどうだとか、アトピー対策どうだということについても、まだこれから実施設計の段階で考えていくということで、ただ、中橋議員がおっしゃったように、そういう問題、今後いろいろ考えていかなければならないというふうには考えております。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○2 番（中橋友子） 是非いろんな状況に対応できるような、施設がスタートする、1 回できてしまうとなかなか対応が難しいという側面がありますから、スタートの時点でいろんな現場の意見も聞いて、もちろん聞いていただいていると思うのですが、そういう施設になっていくように、あらゆる面に対応できるような施設になっていくことを求めたいと思います。

特にさかえ保育所というのは、これまで住宅が少なかったこともありまして、町内の施設の中では小規模施設でありますよね。定数も少ないと思うのです。あそこは団地化にもなってきていますし、子ども自体の数は全体では増えてきておりませんので、大幅に増えるというふうには思わないのですが、社会情勢を反映して、乳幼児、未満児の需要というか、入りたいという方は今後、横ばいでこられたということではあります、団地化も含めて増えていくというふうに思いますので、その辺も含



めて、是非対応していただくように求めていきたいと思いを。

先ほど、答弁ありましたので、よろしいです。

○議長（本保証喜） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### [一括議題]

○議長（本保証喜） 日程第5、議案第164号、平成17年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算から、日程第9、議案第168号、平成17年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算の5議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第164号、平成17年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ217万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ23億6,218万4,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページ、第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

最初に歳出からご説明申し上げます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、217万8,000円の追加でございます。

委託料でございますが、被保険者証の作成委託、忠類分としてプラスチックカードとなりました被保険者証を用意するものでございます。

電算の共同異動連絡表の作成委託につきましても忠類分、データ登録に1,100名ほど必要になってまいりますので、これらも委託するものでございます。

備品購入費につきましては、管理用備品、特に国保情報のデータベースあたりの合併保険者版につきましては、合併の利便を図るためにも必要ということで、新たに導入するものでございます。

次に、歳入でございますが、前のページ、4ページになりますけれども、7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、217万8,000円の追加でございます。

以上で国保会計の説明を終わらせていただきます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

議案第165号、平成17年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万6,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ11億8,441万2,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、7ページ、8ページ、第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

14ページをお開きいただきたいと思います。

歳出。

2款保健給付費、1項介護サービス等諸費、2目施設介護サービス給付費、1,550万円の減額補正

でございます。

6 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス費、1,495 万円の追加でございます。

2 目特定入所者介護サービス費、15 万円の追加でございます。これら一通り補正額だけ説明して、一括関連がございますので、一括ご説明をさせていただきたいというふうに思います。

次のページになりますが、3 目特定入所者支援サービス費、20 万円の追加でございます。

4 目の特定入所者支援サービス費、同じく 20 万円の追加でございます。

このたび、10 月から制度改正がなされまして、介護保険 3 施設に係ります居住費及び食費について、負担が新たに設けられるということになってまいります。

これらのことから、まず 2 目の施設介護サービス給付費、この居住費、食費分の給付が対象外になったことから、対象外部分につきましては減額をさせていただくものでございます。

6 項につきましては、減額になりましたうち、特に第 1 段階、第 2 段階、第 3 段階、これらいわゆる低所得者の方につきましては、一定の支援措置が設けられてございます。

これら特定入所者介護サービス費につきましては、現に入所されている、既に施設等に入っている、主に 1～3 段階の方に対する負担軽減措置として設けられるものでございます。

次の 2 目の特定入所者介護サービス費につきましては、今後、新たに入所される、これから申請をされる方々が、第 1～第 3 段階に該当する場合につきましては、同様の支援措置を受けられるものですから、新たに入所される方については、特例、特定ということで目を設けてございます。

次のページにつきましても、特例入所者支援サービス費、20 万円、特例・特定入所者支援サービス費それぞれ設けてございますが、これは通所サービス、デイサービスのうちの食費部分につきましても、一部負担対象となりますことから、これらにつきましても、現に受けている方、これから新たに受ける方、それぞれに対する、低所得者に対する支援措置を新たに設けだてするものでございます。

続きまして、16 ページになりますが、3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目償還金、18 万 6,000 円の追加でございますが、平成 16 年度保険給付費国庫分の精算還付でございます。

次に、歳入でございますが、9 ページにお戻りいただきたいと思います。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金、今後、「目」的には補正がゼロという形になってございますが、該当する給付の費目が異なっておりますので、それぞれ対象経費について、細節の中でそれぞれ振替をするというものでございます。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金も補正額ゼロでございますが、対象経費のそれぞれの分野に振り分けするものでございます。

5 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、補正額ゼロでございますが、同様の措置でございます。

次のページになりまして、6 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費負担金、補正額ゼロでございますが、これらも他の費用と同様の措置でございます。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、一般会計につきましても同様の措置でございます。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金、本目についても同様に費用の振替でございます。

9 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、18 万 6,000 円の追加補正でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

17 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 166 号、平成 17 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 7,505 万 2,000 円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 2,469 万 2,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、18 ページ、19 ページにあります、第 1 表歳入歳出予算補正

を参照いただきたいと思います。

次に、地方債の補正でございますが、20 ページをお開きいただきたいと思います。

送水管の布設事業として、新たに1億7,500万円の起債を発行するものでございます。

そのことによります増額の変更でございます。

それでは、歳出でございますが、23 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款水道費、1 項水道事業費、1 目一般管理費、1 億7,505万2,000円の追加でございます。主に工事請負でございますが、更別村との協議につきましては、8月の臨時会の際に議決を頂いてございます。議決後、委託につきましても、ほぼ現在完了の見込みでございまして、工事を発注するべく、今、段取りをしているところでございます。

工事延長につきましては、全体で4,700メートル、管径100ミリ、うち幕別分が2,500メートル、更別分が2,200メートルを整備するものでございます。

さらには、監視装置として、中部広域企業団に1カ所、更別村に1カ所、駒島の浄水場に1カ所、3カ所設置するものでございます。

これにかかわる補正が主な内容となっております。

歳入でございますが、21 ページをお開きいただきたいと思います。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、5万2,000円の追加でございます。

次のページになりますが、6 款町債、1 項町債、1 目水道事業債、1 億7,500万円の追加補正でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

24 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第167号、平成17年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,383万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ16億8,557万2,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、25 ページ、26 ページにございます。第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

次に、27 ページ、地方債の補正でございますが、27 ページをお開きいただきたいと思います。

地方債の補正、追加でございます。公営企業債の借換債の発行が3,140万円を限度として認められましたことから、58年度に借りております利率7.2%の起債につきまして、現公営企業債の利率1.85%に借換えをするものでございます。それに必要な起債の発行でございます。

次に、歳出でございますが、31 ページをお開きいただきたいと思います。

2 款事業費、1 項下水道施設費、1 目下水道建設費、補正額はゼロでございますが、補償補填及び賠償金として2,545万5,000円を減額させていただきますのは、札内南大通、現在、道で事業を行っておりますが、この事業に絡みまして、汚水管の移設が必要になってまいります。この汚水管の移設事業、本町の負担金事業としてやる予定でございましたが、直接、道に移設事業をやっていただいたことから、道の直轄事業となりましたことから、移設部分につきましては、補償部分につきましては減額をさせていただくものでございます。

工事請負の汚水管新設工事につきましては、北栄町の汚水管の新設と雨水管の新設につきましても同様の補正でございます。

2 項下水道管理費、1 目浄化センター管理費、76万7,000円の追加につきましては、消化設備、流入計の修繕にかかわります費用でございます。

3 目の札内中継ポンプ管理費、70万9,000円の追加でございますが、抑止弁等の修理が主な内容となっております。

ゴミ処理手数料につきましては、処理量の増に伴う追加でございます。

3 目の管渠維持管理費、186万4,000円の追加でございます。修繕料につきましては、無停電装置

のバッテリーの交換、工事請負費につきましては、管の亀裂した部分の交換工事でございます。

次のページになりますが、3款公債費、1項公債費、1目元金、3,129万4,000円の追加でございます。

2目利子、79万6,000円の減額補正でございますが、前段、起債の発行で申しあげましたように、借換債の発行に伴いまして、7.2%から1.85%に利率が変更する。590万1,264円の利息の軽減ということになるものでございます。

歳入でございますが、28ページをお開きいただきたいと思っております。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、90万2,000円の減額補正でございます。

次のページになりますが、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、334万円の追加でございます。前年度繰越金であります。

7款町債、1項町債、3目公営企業借換債、3,140万円の追加でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

34ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第168号、平成17年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,465万1,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1億8,485万7,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、35ページ、36ページにございます、第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思っております。

次に、地方債の補正でございますが、37ページをお開きいただきたいと思っております。

個別排水処理施設整備事業、事業の増に伴いまして、1,880万円の増額変更でございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

42ページをお開きいただきたいと思っております。

2款事業費、1項排水処理施設費、1目排水処理施設費、2,465万1,000円の追加でございます。毎年度30戸の計画で整備を進めてございますけれども、新築住宅の増ということでございまして、さらに今年度、10戸分を追加し、今年度整備戸数40戸にするものでございます。

10戸分の増に伴います工事請負費の追加補正でございます。

歳入でございますが、38ページをお開きいただきたいと思っております。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目排水処理分担金、95万2,000円につきましては、受益者分担金でございます。

次のページになりますが、3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、110万3,000円につきましては、一般会計からの繰入れでございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、379万6,000円の追加でございます。前年度繰越金でございます。

次に、6款町債、1項町債、1目排水処理施設整備事業債、1,880万円の追加でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

#### [一括質疑・表決]

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、5議案について、一括して質疑を許します。

中橋議員。

○2番（中橋友子） ページ数は14ページと15ページにまたがったものでありますが、ただいま助役の方から説明がありました今回の介護保険、10月1日からの改定にかかわって、2点なのですが、1点は、もう来月から入所者の負担金が給食費とそれからお部屋代が変更になるということですが、これが一体どのぐらいになっていくのか。

今回は法改正に基づくものであるようですが、施設の裁量権もありまして、その施設によって料金も異なるということも聞いております。幕別町にありますそれぞれの施設は、どのように設定されたのか伺います。

それと2点目なのですが、この制度の改正が非常に二転三転しまして、ぎりぎりに決定したということもありまして、なかなか町民の方にはわかりづらい、あるいは直接入っている人もそうなのですが、特に介護認定を受けている方の家族の方も含めて、いろいろ自分たちが利用していいのかどうかというふうな不安も含めまして、多くの方たちが、理解が十分できない状況にあるというふうに思っています。

それで、それを踏まえまして帯広市などでは、先月からですね、巡回の市民に対する説明会なども開かれておりますが、幕別町としてはどのように周知徹底のために取り組んでいらっしゃるのか伺います。

○議長（本保証喜） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（久保雅昭） まず、第1点目のご質問ですけれども、来月から給食費、部屋代ということで、ホテルコストという部分が上がるということでもありますけれども、これにつきましては、給食費、この基準額というのが1,380円ということになっておりまして、その分が、先ほど助役の説明にもありましたように、4段階以上の方について全額負担になると。

今回のこの補足給付につきましては、現在の1～2段階の方につきましては、低所得者に対する対策として補足給付を行うということであります。

ですから、これはちょっと居住費と食費とちょっと複雑に絡み合っているものですから、個々に説明するのは非常に難しいのでありますけれども、全体的な費用の負担がどういうふうになるのかということでご説明申し上げますと、今まで1段階の方というのはあまりいらっしゃらないかもしれませんが、この方については、負担は変わらないと。

それから、第2段階につきましては、今まで4万円かかっていたものが3万7,000円になるということで、3,000円の減額となる。

それから、第3段階。これは、今現在の第2段階で来年から予定されている新3段階と言われるものではありますけれども、これにつきましては4万円から5万5,000円ということで1万5,000円の増額となるということになっております。

それぞれ補足給付をされるということで、今回の補正予算ということで挙げたわけであります。

それから、町内の施設の状況はどういうふうになっているのかということでもありますけれども、お聞きしているところによりまして、大体この基準額に合わせた形の負担というふうには聞いております。

それから、この法案がかなりぎりぎりになって通ったというようなことで、この周知の期間が短いということなのですけれども、幕別町としては特に直接やっているということではありませんけれども、既にパンフレットを施設の入所者の方に対しまして5月の初めに送付いたしまして周知をいたしております。

あと、施設からも直接、施設でもつくったパンフレットを利用者に対して周知を図るということで聞いておりますので、ある程度、そういった意味で周知が図れるのかなというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○2番（中橋友子） 1番目はわかりました。

2番目の周知徹底の方なのですが、これはどんどん制度が変わられてきましたから、考え方としてホテルコストと給食費が、負担が保険から外されるということについては、多くの方がわかっているのですが、5月にパンフレットを出されたということでもありますけれども、その後も随分変わってきていますよね。

そういうことも含めますと、やはり保険者というのは幕別町になるわけですから、保険者としての責任を果たすという意味で、帯広市の実際の参加人数などは、承知はしていないのですが、もったき

ちっと町民の方にその内容について知らせる。ただ5月にパンフレットを配ったからいいよということではなくて、保健婦さん、あるいは、それぞれ直接介護認定されている方とかかわっている職員の方たちもいらっしゃるわけですから、あらゆる方法を使ってきちっと伝えていくということがもっと必要なのではないのでしょうか。

それは、施設は実際に入所されている方たちの料金が変わるわけですから、かなりご苦労されて伝えられたようではあります、しかし、保険者としての、厚労省が変えてきて、うちの町が変えざるを得ないということではあります、その保険者としての責任というふうに考えれば、行政としての説明責任はもっときちっとやらなければならないと思うのですがどうですか。

○議長（本保証喜） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（久保雅昭） 先ほど、私ちょっと言い間違えたのかもしれないのですが、パンフレットに関するこの周知につきましては、9月になりましたから、というのは、もうその時点でなければ、その新しい制度の中身も私どもの方でもわかりませんでしたし、そのわかった段階で、9月の初めに、私ちょっと言い間違えたのかもしれない、申し訳ありません。

その時点で、周知を図るようにしております。

先ほど申し上げましたように、施設の方からも直接しておりますし、また、広報を通じまして、今月9月号につきましては、簡単に、ちょっと制度の中身がはっきりわからない部分もありましたことから、10月から食費、居住費が変更になりますよというような簡単な内容でありますけれども出しました。

10月号につきましては、詳しく掲載をする予定になっておりますので、そういったことで周知を図っていきたく思っております。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○2番（中橋友子） 相手の方はお年寄りの方ですから、なかなか理解できない、書いたものだけを読んだのでは理解できないというところを、もうちょっと理解していただいて、人を介しての説明というところにも力を入れていただきたいということを求めたのですが、そのところはどうか。

○議長（本保証喜） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（久保雅昭） パンフレットを送付するに当たりましては、実際に入所手続きをされた方といいますか、実際には入っている方が入所の手続きというのは、実際にはできるというものではありませんので、そういう家族の方にお送りしている部分もありますので、ですから、そういったことで、家族の方にもご理解を頂いているのかなというふうに思っているところです。

○議長（本保証喜） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第164号、平成17年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第165号、平成17年度幕別町介護保険特別会計補正予算は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 166 号、平成 17 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 167 号、平成 17 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 168 号、平成 17 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

[休会]

○議長(本保証喜) お諮りいたします。

議事の都合により、明 15 日から、9 月 21 日までの 7 日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、明 15 日から 9 月 21 日までの 7 日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長(本保証喜) 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は 9 月 22 日、午前 10 時からであります。

10 : 59 散会

# 第3回幕別町議会定例会

## 議事日程

平成17年第3回幕別町議会定例会  
(平成17年9月22日 9時59分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条，第11条）  
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名  
18番 伊東昭雄 19番 千葉幹雄 20番 大野和政
- 日程第2 議案第172号 財産の取得について
- 日程第3 認定第1号 平成16年度幕別町一般会計決算認定について
- 日程第4 認定第2号 平成16年度幕別町一般会計決算認定について
- 日程第5 認定第3号 平成16年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第6 認定第4号 平成16年度幕別町老人保健特別会計決算認定について
- 日程第7 認定第5号 平成16年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について
- 日程第8 認定第6号 平成16年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について
- 日程第9 認定第7号 平成16年度幕別町公共用地取得特別会計決算認定について
- 日程第10 認定第8号 平成16年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について
- 日程第11 認定第9号 平成16年度幕別町水道事業会計決算認定について
- 日程第12 議案第48号 幕別町・忠類村合併協議会の廃止について
- 日程第13 議案第49号 町の区域の設定について
- 日程第14 議案第50号 幕別町忠類地域住民会議条例
- 日程第15 議案第51号 幕別町忠類地域定住促進条例
- 日程第16 議案第52号 幕別町公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例
- 日程第17 議案第53号 幕別町助役定数条例
- 日程第18 議案第54号 幕別町まちづくり基金条例
- 日程第19 議案第55号 幕別町忠類ナウマン象記念館条例
- 日程第20 議案第56号 幕別町寿の家条例
- 日程第21 議案第57号 幕別町趣味の作業所条例
- 日程第22 議案第58号 幕別町へき地保健福祉館条例
- 日程第23 議案第59号 幕別町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例
- 日程第24 議案第60号 幕別町役場支所及び出張所設置条例
- 日程第25 議案第61号 幕別町公告式条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第62号 幕別町名誉町民条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第63号 幕別町表彰条例の一部を改正する条例
- 日程第28 議案第64号 幕別町監査委員条例の一部を改正する条例
- 日程第29 議案第65号 政治倫理の確立のための幕別町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第30 議案第66号 幕別町まちづくり町民参加条例の一部を改正する条例
- 日程第31 議案第67号 幕別町行政手續条例の一部を改正する条例



日程第 32	議案第 68 号	幕別町行政区設置条例の一部を改正する条例
日程第 33	議案第 69 号	幕別町行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例
日程第 34	議案第 70 号	幕別町コミュニティセンター条例の一部を改正する条例
日程第 35	議案第 71 号	幕別町情報公開条例の一部を改正する条例
日程第 36	議案第 72 号	幕別町個人情報保護条例の一部を改正する条例
日程第 37	議案第 73 号	幕別町職員定数条例の一部を改正する条例
日程第 38	議案第 74 号	幕別町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例
日程第 39	議案第 75 号	職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
日程第 40	議案第 76 号	職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
日程第 41	議案第 77 号	職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例
日程第 42	議案第 78 号	職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例
日程第 43	議案第 79 号	職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の一部を改正する条例
日程第 44	議案第 80 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 45	議案第 81 号	幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 46	議案第 82 号	幕別町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
日程第 47	議案第 83 号	幕別町特別会計条例の一部を改正する条例
日程第 48	議案第 84 号	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 49	議案第 85 号	幕別町財政調整基金条例の一部を改正する条例
日程第 50	議案第 86 号	幕別町減債基金条例の一部を改正する条例
日程第 51	議案第 87 号	幕別町土地開発基金条例の一部を改正する条例
日程第 52	議案第 88 号	幕別町税条例の一部を改正する条例
日程第 53	議案第 89 号	固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
日程第 54	議案第 90 号	幕別町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部を改正する条例
日程第 55	議案第 91 号	幕別町手数料条例の一部を改正する条例
日程第 56	議案第 92 号	幕別町行政財産使用料条例の一部を改正する条例
日程第 57	議案第 93 号	幕別町立学校設置条例の一部を改正する条例
日程第 58	議案第 94 号	幕別町学校給食センター条例の一部を改正する条例
日程第 59	議案第 95 号	幕別町立学童保育所条例の一部を改正する条例
日程第 60	議案第 96 号	幕別町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例
日程第 61	議案第 97 号	幕別町図書館条例の一部を改正する条例
日程第 62	議案第 98 号	幕別町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第 63	議案第 99 号	幕別町スポーツセンター条例の一部を改正する条例
日程第 64	議案第 100 号	幕別町働く婦人の家条例の一部を改正する条例
日程第 65	議案第 101 号	幕別町母と子の家条例の一部を改正する条例
日程第 66	議案第 102 号	忠類村の編入に伴う収入証紙による収入の方法等に係る経過措置に関する 条例
日程第 67	議案第 103 号	幕別町忠類へき地保育所条例
日程第 68	議案第 104 号	幕別町居宅サービス事業の実施に関する条例
日程第 69	議案第 105 号	幕別町忠類ふれあいセンター福寿条例
日程第 70	議案第 106 号	幕別町忠類診療所及び歯科診療所条例
日程第 71	議案第 107 号	幕別町防災行政無線施設条例
日程第 72	議案第 108 号	幕別町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
日程第 73	議案第 109 号	幕別町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例
日程第 74	議案第 110 号	幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第 75	議案第 111 号	幕別町狂犬病予防法に基づく手数料条例の一部を改正する条例

日程第 76	議案第 112 号	幕別町社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例
日程第 77	議案第 113 号	幕別町子育て支援センター条例の一部を改正する条例
日程第 78	議案第 114 号	幕別町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例
日程第 79	議案第 115 号	幕別町総合介護条例の一部を改正する条例
日程第 80	議案第 116 号	幕別町介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例
日程第 81	議案第 117 号	幕別町敬老祝金条例の一部を改正する条例
日程第 82	議案第 118 号	幕別町老人医療費助成条例の一部を改正する条例
日程第 83	議案第 119 号	幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
日程第 84	議案第 120 号	幕別町障害者福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例
日程第 85	議案第 121 号	幕別町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 86	議案第 122 号	幕別町畜犬取締及び野犬掃とう条例の一部を改正する条例
日程第 87	議案第 123 号	幕別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
日程第 88	議案第 124 号	幕別町生活環境改善設備資金貸付条例の一部を改正する条例
日程第 89	議案第 125 号	幕別町墓地条例の一部を改正する条例
日程第 90	議案第 126 号	幕別町国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第 91	議案第 127 号	幕別町交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例
日程第 92	議案第 128 号	幕別町民交通災害救済条例の一部を改正する条例
日程第 93	議案第 129 号	幕別町乳幼児対策審議会条例を廃止する条例
日程第 94	議案第 130 号	幕別町交通安全対策会議条例を廃止する条例
日程第 95	議案第 131 号	幕別町農業集落排水事業償還基金条例
日程第 96	議案第 132 号	忠類村の編入に伴う幕別町の区域内の過疎地域とみなされる区域における固定資産税の課税の特例に関する条例
日程第 97	議案第 133 号	幕別町スキー場条例
日程第 98	議案第 134 号	幕別町アルコ 236 条例
日程第 99	議案第 135 号	忠類村の編入に伴う農業経営自立安定資金の利子補給等に係る経過措置に関する条例
日程第 100	議案第 136 号	幕別町忠類物産センター条例
日程第 101	議案第 137 号	幕別町農業集落排水処理施設設置条例
日程第 102	議案第 138 号	幕別町農業集落排水処理施設管理条例
日程第 103	議案第 139 号	幕別町農業委員会条例
日程第 104	議案第 140 号	幕別町営牧場条例
日程第 105	議案第 141 号	幕別町中小企業融資に関する条例の一部を改正する条例
日程第 106	議案第 142 号	幕別町企業開発促進条例の一部を改正する条例
日程第 107	議案第 143 号	幕別町新規就農者の育成に関する条例の一部を改正する条例
日程第 108	議案第 144 号	幕別町国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例
日程第 109	議案第 145 号	幕別町北海道営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例
日程第 110	議案第 146 号	幕別町有林野部分林設定条例の一部を改正する条例
日程第 111	議案第 147 号	幕別町火入れに関する条例の一部を改正する条例
日程第 112	議案第 148 号	幕別町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例
日程第 113	議案第 149 号	幕別町普通河川管理条例の一部を改正する条例
日程第 114	議案第 150 号	幕別町公営住宅管理条例の一部を改正する条例
日程第 115	議案第 151 号	幕別町町営住宅条例の一部を改正する条例
日程第 116	議案第 152 号	幕別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例
日程第 117	議案第 153 号	幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例

- 日程第 118 議案第 154 号 幕別町公共下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第 119 議案第 155 号 幕別町水洗便所改造等資金貸付条例の一部を改正する条例
- 日程第 120 議案第 156 号 幕別町個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 121 議案第 157 号 幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第 122 議案第 158 号 幕別町簡易水道設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 123 議案第 159 号 幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第 124 議案第 160 号 幕別町肉用雌牛貸付条例を廃止する条例
- 日程第 125 議案第 161 号 土木用機械使用料条例を廃止する条例
- 日程第 126 請願第 1 号 国の季節労働者冬季援護制度の存続・拡充に関する請願  
(産業建設常任委員会報告)
- 日程第 126 の 2 発議第 12 号 国の季節労働者冬季援護制度の存続・拡充を求める意見書
- 日程第 127 発議第 13 号 畑作政策確立・畑作物価格決定等に関する要望意見書
- 日程第 128 議案第 170 号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 129 議案第 171 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 130 議員の派遣
- 日程第 131 閉会中の継続審査の申し出  
(民生常任委員会)
- 日程第 132 閉会中の継続調査の申し出  
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

# 会 議 録

平成17年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成17年9月22日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 9月22日 9時59分宣告
- 4 出席議員 全議員
- 5 出席議員 (22名)

議長 本保証喜

副議長 額額太郎

- |         |          |         |         |         |
|---------|----------|---------|---------|---------|
| 1 豊島善江  | 2 中橋友子   | 3 野原恵子  | 4 牧野茂敏  | 5 前川敏春  |
| 6 助川順一  | 7 堀川貴庸   | 8 乾 邦広  | 9 小田良一  | 10 前川雅志 |
| 11 杉山晴夫 | 12 佐々木芳男 | 13 古川 稔 | 14 坂本 偉 | 15 芳滝 仁 |
| 16 中野敏勝 | 17 永井繁樹  | 18 伊東昭雄 | 19 千葉幹雄 | 20 大野和政 |
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 岡田和夫	助 役 西尾 治	収 入 役 金子隆司
教 育 長 沢田治夫	総務部長 菅 好弘	企画室長 佐藤昌親
民生部長 新屋敷清志	経済部長 中村忠行	建設部長 高橋政雄
教育部長 藤内和三	札内支所長 本保 武	総務課長 川瀬俊彦
企画室参事 羽磨知成	企画室参事 飯田晴義	会計課長 堂前芳昭
水道課長 橋本孝男	糠内出張所長 中川輝彦	監査事務局長 森 広幸
町民課長 田村修一	商工観光課長 熊谷直則	税務課長 前川満博
保健福祉センター所長 久保雅昭	給食センター所長 仲上雄治	土木課長 佐藤和良
車両センター所長 森範康	都市計画課長 田中光夫	学校教育課長 八代芳雄
生涯学習課長 長谷 繁	図書館長 平野利夫	都市計画課長 小野典昭
土地改良課長 角田和彦	農業委員会局長 飛田 栄	経済部参事 古川耕一
教育委員長 辺見政孝	代表監査 市川富美男	農業委員会委員長 上田健治
農林課長 増子一馬		

- 7 職務のため出席した議会事務局職員

局長 高橋平明 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭

- 8 議会提出議案

発議第12号 国の季節労働者冬季援護制度の存続・拡充を求める意見書

発議第13号 畑作政策確立・畑作物価格決定等に関する要望意見書

- 9 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 10 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

18番 伊東昭雄 19番 千葉幹雄 20番 大野和政

# 議事の経過

(平成 17 年 9 月 22 日 9:59 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（本保証喜） これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（本保証喜） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、18 番伊東議員、19 番千葉議員、20 番大野議員を指名いたします。

[付託省略]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

日程第 2、議案第 172 号、財産の取得については、会議規則第 39 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 2、議案第 172 号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（本保証喜） 日程第 2、議案第 172 号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第 172 号、財産の取得につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 1 ページ及び説明資料の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

今回、購入いたします財産につきましては、幕別町と忠類村の図書館 3 館及び中学校 5 校をネットワークで結び、蔵書情報や貸出し、返却などの利用情報を管理いたします図書館システム 1 式であります。

現在のシステムにつきましては、平成 8 年度に導入したものでありますが、10 年を経過し、更新の時期にきていること。また、図書館本体の蔵書の増加に加えまして、合併による忠類村の蔵書、学校図書室の蔵書のデータベース化の一元化による容量不足に加え、インターネットからの検索もできないことなど、今回、更新をすることとしたものであります。

システムの内容につきましては、説明資料にお示しをさせていただきますけれども、貸出し返却システムから学校図書館システムまでの八つのシステムのソフトと、これらを稼働するための機器であるサーバー類、端末類などです。

基本的には、図書館が扱う情報を総合的に処理し、利用者にインターネットからも資料情報を提供できるシステムであります。

本システムにつきましては、システム内容が専門的かつ特殊性を有していること、また、メーカーごとに機能が異なっていること、さらには、導入価格、導入後の維持経費が異なりますことから、導入業者の選定に当たりまして、総合評価方式を採用したところでございます。

導入業者の選定経過について、ご説明申し上げます。

図書館システムの導入に当たりましては、導入の必要性及びシステムの要件につきまして検討を重ね、また、平成17年3月から8月にかけて、最新のシステムを把握するために、図書館においてシステムの勉強会を開催し、システムに求められる要件の検討を行い、システム仕様書案を策定したところであります。

平成17年9月5日に、幕別町電子計算システム導入業者選定委員会設置要綱に基づきまして、幕別町と忠類村の職員により構成されました、図書館システム導入に係る電子計算システム導入業者選定委員会を設置し、システム仕様書の決定及びシステム導入候補業者の選定を行ったところであります。

候補業者の選定に当たりましては、一つには、幕別町及び忠類村の図書館情報を把握していること。

二つ目として、図書館職員及び利用者にとって使いやすいシステムを有していること。

三つ目としては、個人情報保護に対する対応が図られていること。

四つ目として、今後の広域利用に対応していること。

これら4点を勘案し、株式会社ズコーシャ、北海道三菱電機販売株式会社、株式会社苫小牧電子計算センターの3社を選定し、この3社に対しまして、システム仕様書に基づく提案書の提出を依頼し、平成17年9月15日に提案説明会を実施したところであります。

総合評価の実施に当たりましては、先にご説明いたしました電子計算システム導入業者選定委員会により、システム提案書及び提案説明会の内容をもとに評価を行ったところであります。

その結果、システムの内容に優れていたこと、また、導入価格、維持経費ともに安価でありますことから、株式会社ズコーシャのシステムに決定をいたしましたところであります。

このことから、2,488万5,000円をもちまして、帯広市西18条北1丁目17番地、株式会社ズコーシャ代表取締役出口剛太氏と随意契約により契約を結ぼうとするものであります。

なお、本システムにつきましては、合併の期日であります平成18年2月6日から本格稼働をするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第172号、財産の取得については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

#### [一括議題]

○議長（本保証喜） 日程第3、認定第1号、平成16年度幕別町一般会計決算認定から、日程第11、認定第9号、平成16年度幕別町水道事業会計決算認定までの9議件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、提案理由の説明を省略し、委員会条例第7条第1項の規定により、議長及び議員選出監査委員を除く全議員をもって構成する「平成16年度幕別町各会計決算審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思っております。

なお、地方自治法第98条第1項の規定による検閲・検査権を付与するものにといたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、議長及び議員選出監査委員を除く全議員をもって構成する「平成16年度幕別町各会計決算審査特別委員会」を設置、これに付託の上、閉会中の継続審査とし、地方自治法第98条第1項の規定による検閲・検査権を付与することに決定いたしました。

[一括議題・委員会報告]

○議長（本保証喜） 日程第12、議案第48号から、日程第65、議案第101号までの54議件を、一括して議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長坂本偉議員。

○総務文教常任委員長（坂本偉） 総務文教常任委員会に付託されました議案について、その審査経過と結果について一括してご報告いたします。

本委員会の開催日は9月7日であります。

委員会は議案第48号から議案第101号までの54議案について、順次審査をしまいましたが、特に報告する事項はございません。

審査の結果につきましては、議案48号、「幕別町・忠類村合併協議会の廃止について」から議案101号、「幕別町母と子の家条例の一部を改正する条例」までの54議案を全会一致で原案を「可」とするものと決しました。

なお、審査の中で委員から出された質疑については、委員会報告書の審査の経過に主なものについて、記載をしておりますのでご覧願います。

以上で総務文教常任委員会報告を終わります。

○議長（本保証喜） 報告が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

[一括採決]

○議長（本保証喜） これより、議案第48号から議案第101号までの54議件について、一括して採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第48号から議案第101号までの54議件については、委員長の報告は原案を「可」とするものであります。

委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号から議案第101号までの54議件は、委員長報告のとおり可決されました。

[一括議題・委員会報告]

○議長（本保証喜） 日程第66、議案第102号から、日程第94、議案第130号までの29議件を、一括して議題といたします。

民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長乾邦広議員。

○民生常任委員長（乾邦広） 民生常任委員会に付託されました議案について、その審査経過と結果について一括してご報告を申し上げます。

本委員会の開催日は9月6日であります。

委員会は、議案第102号から議案第130号の29議案について、順次審査をしまいましたが、

審査の中で、議案第110号、「幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」では、本条例の

改正により、合併後の忠類村の方にとっては急激に国保税が上がることとなる。低所得者には負担増となり、滞納があった場合は資格証明書や短期保険証の交付などの措置が取られることにもなり、法に定めた減免措置を超えた、町独自の基準を設け救済を図るべきとの意見があり、理事者からは、資産割等では、本町の制度適用により逆に税が軽減されるケースもでてくる。一律に所得基準を設け独自の軽減をすることは、法の趣旨にも反するとの答弁がなされた。

結局、採決は起立によることとなり、起立多数で原案を「可」とすべきものと決しました。

また、議案第 114 号、「幕別町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例」では、現行の忠類村の制度が後退することとなり、全国的には子育て支援施策の一環として助成が拡大しており、忠類の制度を幕別に合わせるべきとの発言がなされ、理事者からは、交付税の削減が続き、財政上拡大して実施することは困難な状況にあり、本町の制度としたとの答弁がなされました。本案についても、採決は起立採決となり、起立多数で原案を「可」とすべきものと決しました。

なお、この 2 議案を除いては特に報告する事項はありません。

審査の結果は、議案 102 号から議案 109 号、議案 111 号から議案 113 号、議案 115 号から議案 130 号までは全会一致により、議案第 110 号及び議案第 114 号については起立採決により、全 29 議案について原案を「可」とすべきものと決しました。

以上で民生常任委員会報告を終わります。

○議長（本保証喜） 報告が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます

[一括採決]

○議長（本保証喜） これより、議案第 102 号から議案第 130 号までの 29 議件について、採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第 102 号から議案第 109 号までの 8 議件については、委員長の報告は原案を「可」とするものであります。

委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 102 号から議案第 109 号までの 8 議件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 110 号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、委員長の報告は原案を「可」とするものであります。

委員長報告のとおり、決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） 起立多数であります。

したがって、議案第 110 号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 111 号から議案第 113 号までの 3 議件については、委員長の報告は原案を「可」とするもので

あります。

委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。



したがって、議案第 111 号から議案第 113 号までの 3 議件は、委員長報告のとおり可決されました。  
次に、お諮りいたします。

議案第 114 号、幕別町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例は、委員長の報告は原案を「可」とするものであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（本保証喜） 起立多数であります。

したがって、議案第 114 号、幕別町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 115 号から議案第 130 号までの 16 議件については、委員長の報告は原案を「可」とするものであります。

委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 115 号から議案第 130 号までの 16 議件は、委員長報告のとおり可決されました。

#### [一括議題・委員会報告]

○議長（本保証喜） 日程第 95、議案第 131 号から、日程第 125、議案第 161 号までの 31 議件を、一括して議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長伊東昭雄議員。

○産業建設常任委員長（伊東昭雄） 産業建設常任委員会に付託されました議案について、その審査経過と結果について一括してご報告いたします。

本委員会の開催日は 9 月 8 日であります。

委員会は、議案第 131 号から議案第 161 号の 31 議案について、順次審査をまいりました。

審査の中で、議案第 157 号、「幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例」では、本条例には忠類村で実施されていた、生活保護世帯、高齢者世帯などの軽減措置が規定されていない。このことにより、減免の該当者は、水道料が 2 倍となる人もいと聞いている。弱者の救済措置として、幕別にも減免制度を拡大することが必要。との意見に対して、条例には、公益上の減免措置は規定をしている。福祉施策として忠類で実施されてきた減免措置については、合併協議の中で段階的に軽減率を縮小し、平成 21 年に廃止することで協議され、水道事業の中に福祉施策として軽減措置を設けることは、なじまないとの答弁がなされました。

結局、採決は起立採決によることとなり、起立多数で原案を「可」とすることと決しました。

また、議案第 159 号、「幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例」についても、採決は起立採決によることとなり、起立多数で原案を「可」とすることと決しました。

なお、この 2 議案を除いては特に報告する事項はありません。

審査の結果は、議案 131 号から議案 156 号、議案 158 号、議案第 160 号から議案 161 号までの 29 議案については全会一致により、議案第 157 号及び議案第 159 号については起立採決により、全 31 議案について原案を「可」とすべきものと決しました。

なお、審査の中で出された質疑については、委員会報告書の審査の経過に、主な事項を記載してありますのでご覧願います。

以上で産業建設常任委員会報告を終わります。

○議長（本保証喜） 報告が終わりましたので、一括して質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

[採決]

○議長（本保証喜） これより、議案第 131 号から議案第 161 号までの 31 議件について、採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第 131 号から議案第 156 号までの 26 議件については、委員長の報告は原案を「可」とするものであります。

委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 131 号から議案第 156 号の 26 議件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 157 号、幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例は、委員長の報告は原案を「可」とするものであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） 起立多数であります。

したがって、議案第 157 号、幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 158 号、幕別町簡易水道設置条例の一部を改正する条例は、委員長の報告は原案を「可」とするものであります。

委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 158 号、幕別町簡易水道設置条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 159 号、幕別町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例は、委員長の報告は原案を「可」とするものであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） 起立多数であります。

したがって、議案第 159 号、幕別町水道事業給水条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 160 号から議案第 161 号までの 2 議件は、委員長の報告は原案を「可」とするものであります。

委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 160 号から議案第 161 号までの 2 議件は、委員長報告のとおり可決されました。

[委員会報告]

○議長（本保証喜） 日程第 126、請願第 1 号、「国の季節労働者冬季援護制度の存続・拡充に関する請願」を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長伊東昭雄議員。

○産業建設常任委員長（伊東昭雄） 平成 17 年 9 月 22 日。

幕別町議会議長本保証喜様。

産業建設常任委員長委員会報告。

平成 17 年 9 月 2 日、本委員会に付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成 17 年 9 月 8 日（1 日間）。

2、審査事件。

請願第 1 号、国の季節労働者冬季援護制度の存続・拡充に関する請願。

3、請願の趣旨。

国の季節労働者冬季援護制度は、発足から 30 年にわたり季節労働者の冬季間の雇用と生活を支えてきた。政府は、2004 年度より現行の「冬季雇用安定奨励金」制度、「冬季技能講習助成給付金」の大幅な見直しをするとともに、2006 年度をもってこれらの制度を廃止しようとしている。

本道では、厳しい自然条件とそれに伴うコスト増により、建設投資が大幅に減少するため、制度が廃止となれば、季節労働者の雇用と生活を根底から脅かし、地域経済にも深刻な影響を及ぼす。

よって、政府及び道に対し、同制度の存続と拡充及び雇用対策の強化、市町村の行う季節労働者対策事業に対する財政的な支援を行うよう要望意見書の提出を求める。

4、審査の経過。

審査では、紹介議員より請願の趣旨について説明を受け、慎重審議がなされた結果、同制度は積雪寒冷地に暮らす季節労働者の雇用と生活を守る観点から、必要な制度であり請願の趣旨について賛同するとのことで、全会一致により結論をみた。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決しました。

○議長（本保証喜） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

請願第 1 号、「国の季節労働者冬季援護制度の存続・拡充に関する請願」は、委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

追加日程配布のため、暫時休憩いたします。

10：28 休憩

10：30 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[追加日程表・付託省略]

○議長（本保証喜） ただいま、お手元に配布いたしました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案を日程に追加し、審議することに決定いたしました。

[説明・質疑・討論省略]

○議長（本保証喜） 日程第126の2、発議第12号、国の季節労働者冬季援護制度の存続・拡充を求める意見書案を議題といたします。

本意見書については、先に報告のありました産業建設常任委員会報告の請願の要旨と同じような内容でありますので、提出者の説明・質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、提案者の説明・質疑・討論を省略し、直ちに採決いたします。

[採決]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

発議第12号、国の季節労働者冬季援護制度の存続・拡充を求める意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

日程第127、発議第13号、畑作政策確立・畑作物価格決定等に関する要望意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

乾邦広議員。

○8番（乾邦広） 発議第13号。

平成17年9月22日。

幕別町議会議長本保証喜様。

提出者、幕別町議会議員乾邦広。

賛成者、幕別町議会議員中橋友子議員、同じく佐々木芳男議員、同じく古川稔議員、同じく永井繁樹議員。

畑作政策確立・畑作物価格決定等に関する要望意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

畑作政策確立・畑作物価格決定等に関する要望意見書(案)。

要望の理由。

北海道・十勝管内の畑作農業は、農産物自由化の進展により、国産需要が侵食され、食料自給率の向上を掲げる基本法の理念と裏腹に、豊作基調と国の財政難などから生産抑制が求められ、合理的な輪作体系が崩れつつあります。

こうした中、経営安定対策（品目横断的政策）の具体化に向けて、生産者は現行の品目別制度からの転換で現行所得が確保されるか危惧しており、合わせて、農業の多面的な機能に対する環境等直接

支払政策の確立が図れるかどうか不安を抱いております。

また、個別品目では、甜菜の交付金対象数量の制限や澱粉の抱き合わせ制度の廃止に伴う固有用途販売の確保などの課題を抱えております。

については、関係機関をして畑作の経営安定政策の早期具体化とともに、平成 18 年産畑作物価格について、再生産と所得が確保されるよう下記の通り要望いたします。

記。

#### 1、新たな畑作基本政策の確立について。

(1) WTO 農業交渉に当たっては、上限関税の設定や関税割当の拡大には断固として反対すること。

また、FTA 交渉に当たっては、澱粉、砂糖など重要品目を抱える北海道・十勝の畑作農業が持続可能となるよう適正な国境措置の確保を図ること。

(2) 諸外国との生産コストの格差を是正する経営安定対策については、主業的畑作農家を対象要件とし、面積支払は現行制度以上の財源を確保して取り組むこと。

また、生産量や品質等に基づく数量支払については、直接固定支払に上乗せ助成する仕組みとし、財源は別途確保すること。

(3) 収入及び所得変動が畑作農家に及ぼす影響を緩和する措置として、経営全体を捉えた所得安定政策（収入金保険制度など）を導入すること。

(4) 持続可能な畑作農業の推進のため、緑肥・休閑作物導入に対する助成など、環境等直接支払制度を確立すること。

#### 2、麦政策の確立について。

(1) 平成 18 年産麦作経営安定資金については、麦の自給率向上や経営安定対策への円滑な移行に配慮し、再生産と所得が確保されるよう現行水準以上とすること。

また、良品質・安定生産などのため、品質向上支援対策を継続・強化すること。

(2) 国産麦の流通コストは、実態調査を踏まえて政府助成を継続すること。

(3) 良品質麦の生産誘導対策として、安定多収、抗穂発芽性及び耐病性、加工適性など地域に適応した品種改良等試験研究を充実強化すること。

#### 3、大豆等政策の確立について。

(1) 平成 18 年産交付金単価については、大豆の自給率向上や経営安定対策への円滑な移行に配慮し、再生産と所得が確保できるよう現行水準以上とすること。

(2) 畑作大豆の生産振興や良品質への奨励支援策のため、担い手支援・良質大豆生産誘導対策及び高品位畑作大豆対策を継続し、拡充強化すること。

(3) 大豆作経営安定対策については、19 年度からの収入及び所得変動が畑作農家に及ぼす影響を緩和する措置への円滑な移行を図るため収支の赤字を全額、国が補填すること。

(4) 大豆の安定多収及び早生品種の改良など、試験研究の拡充を図ること。

(5) 小豆・菜豆については、WTO 交渉において、アクセス数量 12 万トンをこれ以上拡大しないこと。

#### 4、甜菜・砂糖政策の確立について。

(1) 平成 17 年産甜菜の交付金対象数量の拡大とともに、平成 18 年産甜菜最低生産者価格については、経営安定対策への円滑な移行に配慮し、再生産と所得が確保されるよう現行価格水準以上とすること。

また、農業経営基盤強化特別対策は継続し、拡充強化すること。

(2) ビート産業合理化促進総合対策事業は、協同した取り組みの推進を図るため継続すること。

(3) 原料糖需要安定化特別対策事業については、甜菜糖の需要・消費拡大対策や新たな価格形成への円滑な移行などのため、継続強化すること。

#### 5、馬鈴薯及び馬鈴薯澱粉政策の確立について。

(1) 平成 17 年産馬鈴薯澱粉買入基準価格及び平成 18 年産原料馬鈴薯基準価格については、経営

安定対策への円滑な移行に配慮し、農家手取りを確保するため、現行価格水準以上とすること。

併せて、農業経営基盤強化特別対策や馬鈴薯澱粉固有用途の安定確保、排水処理等環境対策の強化を図るための関連対策を継続・強化すること。

(2) 環境政策の推進の観点から、国産馬鈴薯澱粉使用によるトレー、マルチ・フィルムなどの新規用途の普及・促進を図ること。

平成 17 年 9 月 22 日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣。

以上であります。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、10 時 55 分まで休憩をいたします。

10：40 休憩

10：55 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[人事案件]

○議長（本保証喜） 日程第 128、議案第 170 号、公平委員会委員の選任につき、同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 議案書の 219 ページであります。

議案第 170 号、公平委員会委員の選任につき、同意を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本件は、現公平委員会委員の山中寛氏が、本年 9 月 30 日をもちまして任期満了となりますことから、引き続き同氏を選任いたしたく、同意を求めるものであります。

なお、同氏の経歴などにつきましては、議案説明資料の 176 ページに記載をいたしておりますので、ご参照いただき、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（本保証喜） 本件は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（本保証喜） ただいまの出席議員は、21 人であります。

投票用紙を配布いたさせます。

（投票用紙配布）

○議長（本保証喜） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長（本保証喜） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○議長（本保証喜） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする諸君は○印を、本案を否とする諸君は×印を記載の上、職員の点呼に応じて、順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第 84 条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

○議会事務局長（高橋平明） 議席番号とお名前を申し上げます。

1 番豊島議員、2 番中橋議員、3 番野原議員、4 番牧野議員、5 番前川敏春議員、6 番助川議員、7 番堀川議員、8 番乾議員、9 番小田議員、10 番前川雅志議員、11 番杉山議員、12 番佐々木議員、13 番古川議員、14 番坂本議員、15 番芳滝議員、16 番中野議員、17 番永井議員、18 番伊東議員、19 番千葉議員、20 番大野議員、21 番瀬瀬議員。

○議長（本保証喜） 投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長（本保証喜） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に、千葉議員及び大野議員を指名いたします。

よって、両議員の立会いを願います。

投票の結果を報告いたします。

投票総数 21 票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成 21 票、反対ゼロであります。

以上のとおり、賛成が多数であります。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

日程第 129、議案第 171 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 議案書の 220 ページであります。

議案第 171 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本件は、現教育委員会委員の沢田晴夫氏が、9 月 30 日をもちまして任期満了となりますことから、新たになに高橋平明氏を任命いたしたく、同意を求めるものであります。

なお、同氏の経歴などにつきましては、議案説明資料の 177 ページに記載をいたしておりますので、ご参照いただき、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（本保証喜） 本件は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

- 議長（本保証喜） ただいまの出席議員は、21 人であります。  
投票用紙を配布いたします。  
（投票用紙配布）
- 議長（本保証喜） 投票用紙の配布もれはありませんか。  
（なしの声あり）
- 議長（本保証喜） 配布漏れなしと認めます。  
投票箱を点検させます。  
（投票箱点検）
- 議長（本保証喜） 異常なしと認めます。  
念のため申し上げます。  
本案を可とする諸君は○印を、本案を否とする諸君は×印を記載の上、職員の点呼に応じて、順次投票願います。  
なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第 84 条の規定により否とみなします。  
点呼を命じます。
- 議事課長（横山義嗣） 議席番号とお名前を申し上げます。  
1 番豊島議員、2 番中橋議員、3 番野原議員、4 番牧野議員、5 番前川敏春議員、6 番助川議員、7 番堀川議員、8 番乾議員、9 番小田議員、10 番前川雅志議員、11 番杉山議員、12 番佐々木議員、13 番古川議員、14 番坂本議員、15 番芳滝議員、16 番中野議員、17 番永井議員、18 番伊東議員、19 番千葉議員、20 番大野議員、21 番額額議員。
- 議長（本保証喜） 投票漏れはありませんか。  
（なしの声あり）
- 議長（本保証喜） 投票漏れなしと認めます。  
投票を終了いたします。  
議場の閉鎖を解きます。  
開票を行います。  
会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に、額額議員及び豊島議員を指名いたします。  
よって、両議員の立会いを願います。  
投票の結果を報告いたします。  
投票総数 21 票。  
これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。  
そのうち、賛成 21 票、反対 0 票であります。  
以上のおおり、賛成が多数であります。  
よって、本案は同意することに決定いたしました。  
ここで暫時休憩いたします。

10：11 休憩

10：11 再開

- 議長（本保証喜） 休憩前に引き続き、会議を開きます。  
ただいま、教育委員会委員に任命の同意がなされました高橋平明議会事務局長より、発言の申し出がありますので、これを許します。
- 議会事務局長（高橋平明） お許しを頂きましたので、一言お礼を申し上げます。  
ただいま、議会のご同意を頂きましたことは、身に余る光栄でございますが、同時に、その職務と職責の重さに、改めて身の引き締まる思いであります。



もとより、浅学非才の身であり、いまだ若輩のそしりを免れる身ではありますが、期待にそむかぬよう誠心誠意努める所存でございます。

議長をはじめ、議員の皆さまに、これまでに頂きましたご厚情に心から厚く感謝とお礼を申し上げますとともに、今後もかわらぬご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。お礼の言葉とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

#### [議員の派遣]

○議長（本保証喜） 日程第 130、議員の派遣承認についてを議題といたします。

お諮りいたします。

来る、10月6日、芽室町で開催される、十勝町村議会議長会主催による、平成17年度、管内町村議会議員研修会に全議員を派遣いたします。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、10月6日、芽室町で開催される、十勝町村議会議長会主催による、平成17年度、管内町村議会議員研修会に全議員を派遣することに決定いたしました。

#### [閉会中の継続審査の申し出]

○議長（本保証喜） 日程第 131、閉会中の継続審査の申し出を議題といたします。

民生常任委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配布の申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

#### [閉会中の継続調査申出]

○議長（本保証喜） 日程第 132、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長から所管事務調査に係る事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### [教育長退任挨拶]

○議長（本保証喜） 澤田治夫教育長より、発言の申し出がありますのでこれを許します。

澤田教育長。

○教育長（澤田治夫） 議長のお許しを得ましたので、退任に当たって、一言お礼の言葉を述べさせていただきます。

平成11年5月に教育委員として選任同意を受け、その後、教育長として就任をさせていただきました。

以来、6年5カ月、ちょうど教育界においては、明治、昭和に続く第3の教育改革という嵐が吹く中、私自身、戒めとしては6日のアヤマ、10日の菊、8日のナズナにならないよう努力をしてきたつもりであります。

これもひとえに多くの皆さま方、特に議員の皆さま、そして岡田町長あるいは関係者の方々、職員の皆様のご理解とご指導、さらにはご協力のあった方、そんなふうに思っております。

この場をお借りして、心から感謝を申し上げたいと思います。

同時に、いろいろと迷惑をかけたことについても、ここでお詫びをさせていただきたいと思っております。

来年の2月6日は、新しい町幕別町が誕生をいたします。

私も10月以降は一住民として、新しい町幕別町のまちづくり発展のために、微力ではありますが、少しでもお手伝いをさせていただきたい。そんなふうを考えているところであります。

次に、幕別町並びに幕別町議会のますますの発展と、今日、ここにおいでの皆さん方のさらなるご活躍を心からご祈念申し上げまして、言葉足らずでありますけれども、お礼のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（本保証喜） これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成17年第3回幕別町議会定例会を閉会いたします。

10：17 閉会